

# 別冊 1

## 原告らの主張

### 個々の原告が被った損害等

(相当因果関係及び損害各論)

## 目次

家族番号欄	原告番号欄	原告ら主張の身分関係	頁
家族番号 1	原告番号 1		8
家族番号 1	原告番号 2	原告番号 1 の妻	1 0
家族番号 1	原告番号 3	原告番号 1 及び 2 の長男	1 2
家族番号 2	原告番号 4		1 4
家族番号 2	原告番号 5	原告番号 4 の妻	1 6
家族番号 2	原告番号 6	原告番号 4 及び 5 の長女	1 7
家族番号 2	原告番号 7	原告番号 4 及び 5 の二女	1 8
家族番号 3	原告番号 8		2 0
家族番号 3	原告番号 9	原告番号 8 の子	2 1
家族番号 4	原告番号 1 0		2 2
家族番号 4	原告番号 1 1	原告番号 1 0 の長女	2 5
家族番号 4	原告番号 1 2	原告番号 1 0 の二女	2 8
家族番号 5	原告番号 1 3		3 0
家族番号 5	原告番号 1 4	原告番号 1 3 の妻	3 2
家族番号 6	原告番号 1 5		3 4
家族番号 6	原告番号 1 6	原告番号 1 5 の長女	3 7
家族番号 7	原告番号 1 7		3 9
家族番号 7	原告番号 1 8	原告番号 1 7 の妻	4 1
家族番号 7	原告番号 1 9	原告番号 1 7 及び 1 8 の長男	4 3
家族番号 7	原告番号 2 0	原告番号 1 7 及び 1 8 の二男	4 5
家族番号 8	原告番号 2 1		4 7
家族番号 8	原告番号 2 2	原告番号 2 1 の長男	4 9
家族番号 9	原告番号 2 3		5 1

家族番号 9	原告番号 24	原告番号23の妻	54
家族番号 10	原告番号 25		56
家族番号 10	原告番号 26	原告番号25の妻・平成26年1月死亡	58
家族番号 11	原告番号 27		60
家族番号 11	原告番号 28	原告番号27の妻	63
家族番号 11	原告番号 29	原告番号27及び28の長男	64
家族番号 11	原告番号 30	原告番号27及び28の四男	66
家族番号 11	原告番号 31	原告番号27及び28の二男	68
家族番号 12	原告番号 32		70
家族番号 12	原告番号 33	原告番号32の妻	72
家族番号 12	原告番号 34	原告番号32及び33の長男	74
家族番号 12	原告番号 35	原告番号32及び33の二男	75
家族番号 13	原告番号 36		76
家族番号 13	原告番号 37	原告番号36の長女	79
家族番号 13	原告番号 38	原告番号36の長男	81
家族番号 13	原告番号 39	原告番号36の二女	83
家族番号 14	原告番号 40		84
家族番号 14	原告番号 41	原告番号40の夫	86
家族番号 14	原告番号 42	原告番号40及び41の長男	87
家族番号 14	原告番号 43	原告番号40の母	88
家族番号 14	原告番号 44	原告番号40及び41の二男	89
家族番号 15	原告番号 45		90
家族番号 15	原告番号 46	原告番号45の妻	91
家族番号 16	原告番号 47		92
家族番号 16	原告番号 48	原告番号47の妻	96
家族番号 16	原告番号 49	原告番号47及び48の長女	98

家族番号 17	原告番号 50		100
家族番号 17	原告番号 51	原告番号50の妻	104
家族番号 17	原告番号 52	原告番号49及び50の長男	106
家族番号 18	原告番号 53		108
家族番号 18	原告番号 54	原告番号53の妻	110
家族番号 19	原告番号 55		112
家族番号 19	原告番号 56	原告番号55の長男	115
家族番号 19	原告番号 57	原告番号55の二女	117
家族番号 20	原告番号 58		118
家族番号 20	原告番号 59	原告番号58の妻	121
家族番号 21	原告番号 60		125
家族番号 21	原告番号 61	原告番号60の妻	127
家族番号 21	原告番号 62	原告番号60及び61の三女	128
家族番号 21	原告番号 63	原告番号60及び61の四女	130
家族番号 21	原告番号 64	原告番号60及び61の二女	132
家族番号 22	原告番号 65	原告番号60及び62の長女	134
家族番号 23	原告番号 66		136
家族番号 23	原告番号 67	原告番号66の妻	138
家族番号 23	原告番号 68	原告番号66及び67の長女	140
家族番号 23	原告番号 69	原告番号66及び67の長男	142
家族番号 24	原告番号 70		144
家族番号 25	原告番号 71		147
家族番号 26	原告番号 72	原告番号71の父・平成27年1月死亡	148
家族番号 27	原告番号 73		149
家族番号 28	原告番号 74		152
家族番号 28	原告番号 75	原告番号74の母	154

家族番号 29	原告番号 76		156
家族番号 29	原告番号 77	原告番号76の妻	158
家族番号 29	原告番号 78	原告番号76及び77の長女	160
家族番号 30	原告番号 79		162
家族番号 30	原告番号 80	原告番号79の妻	164
家族番号 31	原告番号 81		166
家族番号 31	原告番号 82	原告番号81及び84の長男	168
家族番号 31	原告番号 83	原告番号81及び84の二男	170
家族番号 31	原告番号 84	原告番号81の夫	171
家族番号 32	原告番号 85		172
家族番号 32	原告番号 86	原告番号85の妻	173
家族番号 32	原告番号 87	原告番号85及び86の長女	175
家族番号 32	原告番号 88	原告番号85及び86の長男	177
家族番号 32	原告番号 89	原告番号85及び86の二女	179
家族番号 32	原告番号 90	原告番号86の弟	181
家族番号 33	原告番号 91		182
家族番号 33	原告番号 92	原告番号91の妻	184
家族番号 33	原告番号 93	原告番号91及び92の長女	186
家族番号 34	原告番号 94		189
家族番号 34	原告番号 95	原告番号94の妻	191
家族番号 34	原告番号 96	原告番号94及び95の長男	193
家族番号 35	原告番号 97		195
家族番号 36	原告番号 98		197
家族番号 36	原告番号 99	原告番号98の二女	200
家族番号 36	原告番号 100	原告番号99の長女	202
家族番号 37	原告番号 101		204

家族番号 37 原告番号 102 原告番号101の妻	206
家族番号 37 原告番号 103 原告番号101及び102の長男	208
家族番号 37 原告番号 104 原告番号101及び102の長女	210
家族番号 37 原告番号 105 原告番号101及び102の二男	212
家族番号 37 原告番号 106 原告番号101及び102の三男	214
家族番号 38 原告番号 107	216
家族番号 38 原告番号 108 原告番号107の妻	219
家族番号 38 原告番号 109 原告番号107及び108の長男	221
家族番号 38 原告番号 110 原告番号107及び108の二男	224
家族番号 38 原告番号 111 原告番号107及び108の長女	227
家族番号 38 原告番号 112 原告番号107及び108の三男	229
家族番号 39 原告番号 113	231
家族番号 40 原告番号 114	233
家族番号 40 原告番号 115 原告番号114の妻	236
家族番号 40 原告番号 116 原告番号114及び115の長男	239
家族番号 40 原告番号 117 原告番号114及び115の長女	240
家族番号 40 原告番号 118 原告番号114及び115の二男	242
家族番号 41 原告番号 119	244
家族番号 41 原告番号 120 原告番号119の妻	246
家族番号 41 原告番号 121 原告番号119及び120の長女	248
家族番号 41 原告番号 122 原告番号119及び120の二女	249
家族番号 42 原告番号 123	250
家族番号 42 原告番号 124 原告番号123の二女	252
家族番号 42 原告番号 125 原告番号124の子	254
家族番号 43 原告番号 126	255
家族番号 43 原告番号 127 原告番号126の長男	258

家族番号 4 3 原告番号 1 2 8 原告番号 1 2 6 の長女	2 6 0
家族番号 4 4 原告番号 1 2 9 原告番号 9 1 及び 9 2 の長男	2 6 1
家族番号 4 4 原告番号 1 3 0 原告番号 1 2 9 の妻	2 6 4
家族番号 4 4 原告番号 1 3 1 原告番号 1 2 9 及び 1 3 0 の長男	2 6 6
家族番号 4 4 原告番号 1 3 2 原告番号 1 2 9 及び 1 3 0 の二男	2 6 8
家族番号 4 4 原告番号 1 3 3 原告番号 1 2 9 及び 1 3 0 の長女	2 6 9
家族番号 4 4 原告番号 1 3 4 原告番号 1 2 9 及び 1 3 0 の二女	2 7 0
家族番号 4 5 原告番号 1 3 5	2 7 1
家族番号 4 5 原告番号 1 3 6 原告番号 1 3 5 の妻	2 7 3
家族番号 4 5 原告番号 1 3 7 原告番号 1 3 5 の二女	2 7 5

別冊 1 は、原告らが、個々の原告が被った損害等についての原告らの主張としてそのまま判決中に引用されるべきものとして提出及び陳述した原告第 1 0 8 準備書面－3，原告第 1 0 8 準備書面補充書，原告第 1 0 8 準備書面補充書－2 及び原告第 1 0 8 準備書面補充書－3 を統合したものであるところ，文中の年月日の記載のうち，年の記載のないものは，平成 2 3 年を指す。

上記統合に当たっては，目次を付して家族番号を挿入するとともに，誤字脱字の訂正及び避難先等の個人情報の抽象化等を行ったが，表記及び略称等の不統一についてはそのままとした。また，証拠の引用は削除した。

【家族番号1・原告番号1】

昭和54年 7月 3日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、妻、長男の一家3人で郡山市愛宕町内の一軒家を借りて、愛犬1匹、猫3匹と共に生活していた。

本人らは、居住地周辺で高い放射線量が観測される中、ガイガーカウンターを長男の首から下げさせるなどしながら自宅での生活を送っていたが、平成24年2月に借り上げ住宅制度を知り、同年4月から群馬県内にて避難生活を送っている。

2 因果関係

本人らは、居住地周辺で高い放射線量が観測されていたため、1年余り悩み続け、県外避難した。できれば住み慣れた故郷である福島県郡山市に帰りたいと考えているが、現在も郡山市内の愛宕町の線量は高く、ダウン症である長男への放射線の影響を心配し、とても帰れないと考えている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、県外避難に着手するまでの1年余りの間、妊娠を考えていた妻やダウン症である長男への放射線の身体的な影響を毎日心配していた。

避難後においても、本人らがどの程度被ばくしたかも分からず、特に長男の健康被害を不安に思っている。

本人は、本件事故が原因で気管支喘息を発症し、精神的にも辛い思いをしてきた。

(2) 本人及び妻は、子供と離れ、長男が酷い円形脱毛症にかかるなど長い避難生活で健康を害していることから、親として毎日申し訳ない気持ちを感じており、子供との別離を伴う避難生活は精神的にかなりの負担となっている。

(3) 妻は、平成24年4月頃に第2子を妊娠したが、胎児被ばくを恐れ、中絶せざるを得なかった。これにより本人も耐えがたい悲しみと苦しみを与えられた。

(4) 本人及び妻は、近隣や職場で県民性の違いに戸惑うと共に、区域外避難をしていることで、汚染されているなどと差別的な表現で罵倒されたりしてきた。

#### 4 ふるさと喪失

本人らにとってふるさは福島であり郡山であり、本人らは、この故郷において近隣住民と関わり合いを持ちながら生活していた。しかし、避難後は、ときに「フクシマ」からの避難者として差別を受けながら孤独な生活を余儀なくされている。

#### 5 人格発達権

(1) 本人は県外避難を機に、仕事を辞めざるを得ず、長年築き上げてきた地位や、人間関係を失った。

群馬県内では、当初は非正規の仕事をしていたが、現在は看護師資格取得のために看護学校に通っており、仕事を通した自己実現が阻害されている。

(2) 本人と妻は、避難以降、長男と月に一回程度しか会えない状態が続いており、育児を通して自己の成長を図る自己実現の権利を侵害され続けている。

#### 6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県での避難生活を余儀なくされ、今後の生活再建の見通しも立っていない。

【家族番号1・原告番号2】

昭和42年11月28日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、夫、長男の一家3人で郡山市愛宕町内の一軒家を借りて、愛犬1匹と猫3匹共に生活していた。

本人らは、居住地周辺で高い放射線量が観測される中、ガイガーカウンターを長男の首から下げさせるなどしながら自宅での生活を送っていたが、平成24年2月に借り上げ住宅制度を知り、同年4月から群馬県にて避難生活を送っている。

2 因果関係

原告番号1参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、県外避難に着手するまでの1年余りの間、夫やダウン症である長男への身体的な影響を毎日心配していた。

避難後においても、本人らがどの程度被ばくしたかも分からず、特に長男の健康被害を不安に思っている。

(2) 原告番号1第3項(2)(4)参照

(3) 本人は、平成24年4月に第2子を妊娠したが、胎児被ばくを恐れ、中絶せざるを得なかった。これにより本人は肉体的にも精神的にも耐えがたい悲しみと苦しみを与えられた。

4 ふるさと喪失

原告番号1参照

5 人格発達権

(1) 本人は、福島県では23年間看護師として勤務していた。避難後もいくつかの病院に就職したが、県民性が合わず、本裁判に参加していることで「裁判なんてやっているなら忙しくて仕事する暇もないでしょ」と嫌味を言われたりして、退

職せざるを得なかった。

長引く避難生活のために健康状態を崩し、現在では働くことが出来ない状態に追い込まれており、仕事を通じた自己実現を阻害され続けている。

(2) 夫と本人は、避難以降、長男と月に一回程度しか会えない状態が続いており、育児を通して自己の成長を図る自己実現の権利を侵害され続けている。

## 6 居住・移転の自由

原告番号1参照

## 【家族番号1・原告番号3】

平成20年10月10日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、父、母の一家3人で郡山市愛宕町内の一軒家を借りて、愛犬1匹と猫3匹と共に生活していた。

本人らは、居住地周辺で高い放射線量が観測される中、ガイガーカウンターを本人の首から下げさせるなどしながら自宅での生活を送っていたが、平成24年2月に借り上げ住宅制度を知り、同年4月から群馬県内に避難した。ただし、本人は、父母の住む市とは別の市にある全寮制の養護園にて、一人親元を離れて避難生活を送っている。

### 2 因果関係

父及び母は、居住地周辺で高い放射線量が観測されていたため、1年余り悩み続け、県外避難した。父及び母は、現在も郡山市内の線量は高く、ダウン症である本人への放射線の影響を心配し、とても帰れないと考えている。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人はダウン症で免疫力が低く、白血病やその他の病気を発症しやすい。放射線に対する身体への影響は他の子供より高いことが考えられ、将来において放射線の身体への影響の発露が考えられる。

本人は幼少であるため、自らへの放射線の影響については理解できていないが、両親が自らのことを大変心配していることは感じ取っており、本人も不安な気持ちで一杯である。

(2) 本人は、父及び母と一緒に暮らすことが出来ず、日々耐え難い苦痛を受けている。本人は両親との別離生活により深刻なストレスを受け、酷い円形脱毛症になった。

本人の楽しみは月に一度の外泊で両親と過ごすことであり、毎日のように両親

が迎えに来てくれないか外の様子を窺っている状態である。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとってふるさとは福島であり郡山であり，近隣住民，保育園の先生や友人らと関わり合いを持ちながら生活していたが，県外避難によって可愛がってもらっていた保育園の先生や大切な友人たち，大好きな公園などふるさとを失った。

#### 5 人格発達権

本人は，避難以降，父母と月に一回程度しか会うことが出来ない状態が続いている。幼少期における両親との離別は，本人の人格発達権を侵害するものである。

#### 6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県で，親元を離れての避難生活を強いられている。

## 【家族番号2・原告番号4】

昭和47年 7月 9日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号4は、本件事故時、妻（原告番号5）、長女（原告番号6）、二女（原告番号7）の一家4人で福島市内の一戸建てに居住していた。

本人は、同年4月から、本人以外の3人を群馬県内のアパートに避難させることにして、自身は福島市内に残り仕事を続けていたが、平成25年7月に会社を退職し妻子が住む群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係

本人の子は、二人とも女の子であるため、被ばくによって将来子らの妊娠出産に何らかの悪影響があるのではないかと常に不安を感じていた。

平成24年1月2日、福島市内の放射線量が急に上がったと人づてに聞き、避難の必要性を感じた本人は、同年4月から、本人以外の3人を群馬県内のアパートに避難させることにした。

本人は福島市内に残り仕事を続けていたが、家族と離れて暮らすことに耐えられなくなり、平成25年7月に会社を退職し妻子が住む群馬県内のアパートに避難した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 線量計で測ったところ、自宅の雨どいで高レベルの放射線量が検出され、また、室内でも比較的高い放射線が検出された。そのため、家の中にいても被ばくしているのではないかという思いが消えず、不安だった。

(2) 本件事故から1か月ほど経ったころ、二女が突然鼻血を出し、止まらなくなるということが数回続いた。それまで、二女が鼻血を出したことは一度もなかったため、放射能の影響を感じ恐ろしかった。

### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさとは実家がある飯舘村である。飯舘村は帰還困難区域であり、両親は飯舘村に帰るつもりはない。本人は永遠にふるさを失ってしまった。

#### 5 人格発達権

仕事のために家族と離れての生活を余儀なくされ、その後、同居のために退職を余儀なくされた。

#### 6 居住・移転の自由

福島市には平成18年に購入した本人名義の土地及び建物があり、そこに家族4人で暮らしていたが、本件事故によりそれを残して避難することになった。その後、福島県に帰還することを断念し、上記土地及び建物を後に兄に譲ることを前提に、平成27年7月、不動産会社に売却した。なお、同年10月、上記土地及び建物は兄名義になった。

## 【家族番号2・原告番号5】

昭和48年 1月16日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号5は、本件事故時、夫（原告番号4）、長女（原告番号6）、二女（原告番号7）の一家4人で福島市内の一戸建てに居住していた。

夫は、同年4月から、夫以外の3人を群馬県内のアパートに避難させることにし、自身は福島市内に残り仕事を続けていたが、平成25年7月に会社を退職し妻子が住む群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係

原告番号4参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号4参照

### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさととは、実家のある福島県伊達市月舘町や、家族で暮らしていた福島市である。実家で作った野菜を食べられなくなったことが悲しく、辛い。

### 5 人格発達権

原告番号4参照

### 6 居住・移転の自由

原告番号4参照

## 【家族番号2・原告番号6】

平成 7年 6月19日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号6は、本件事故時、父（原告番号4）、母（原告番号5）、妹（原告番号7）の一家4人で福島市内の一戸建てに居住していた。

父は、同年4月から、父以外の3人を群馬県内のアパートに避難させることにし、自身は福島市内に残り仕事を続けていたが、平成25年7月に会社を退職し妻子が住む群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係

平成24年1月2日、福島市内の放射線量が急に上がったと人づてに聞いた両親が、避難の必要性を感じ、同年4月から、父を残して、群馬県に避難することになった。その後、父が会社を退職し、平成25年7月から家族全員での避難生活が始まった。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号4第3項(1)参照

(2) 中学のころから憧れて入学した高校を退学することになり、とても悲しかった。

(3) 避難先で福島県出身であることを知られると、興味本位でいろいろ聞かれたり、変に気を遣われるのが嫌だった。福島県出身であることを隠すようになった。

### 4 ふるさと喪失

祖父母やいとこ、友人がいる福島市周辺が本人にとってのふるさとである。ふるさとに戻れないこと、大切な人たちになかなか会えないことが辛く、寂しい。

### 5 人格発達権

入学したいと強く思っていた高校の退学を余儀なくされた。

### 6 居住・移転の自由

## 【家族番号2・原告番号7】

平成10年 4月 9日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号7は、本件事故時、父（原告番号4）、母（原告番号5）、姉（原告番号7）の一家4人で福島市内の一戸建てに居住していた。

父は、同年4月から、父以外の3人を群馬県内のアパートに避難させることにし、自身は福島市内に残り仕事を続けていたが、平成25年7月に会社を退職し妻子が住む群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係

平成24年1月2日、福島市内の放射線量が急に上がったと人づてに聞いた両親が、避難の必要性を感じ、同年4月から、父を残して、群馬県に避難することになった。その後、父が会社を退職し、平成25年7月から家族全員での避難生活が始まった。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本件事故から約1か月後、鼻血が滝のように流れ出て、なかなか止まらないことが数回あった。
- (2) 平成23年3月11日から同年7月11日までの4か月間で、一般公衆の年線量限度の2倍以上も被ばくしてしまった。こんな体ではどうせ健康な子どもなど産めないし、それならいっそ結婚しない方がいいのではないかと考える。
- (3) 平成24年9月18日には、甲状腺検査の結果が出、甲状腺に嚢胞があることがわかった。自分はあと何年生きられるのかと考えるととても不安だ。
- (4) 本件事故後、心臓が痛くなったり、じんましんが止まらなくなったりするようになった。本人に明るい未来なんてない。
- (5) 大好きな彼氏と遠距離になり、別れざるを得なくなった。
- (6) 転校先の学校で、本人が福島県出身だと言っただけで周りがざわつき、特別視

されていることを感じてとても嫌な気持ちになった。授業中に福島や原発の話になると、必ず先生が話を振ってくるのも嫌だ。

#### 4 ふるさと喪失

祖父母やいとこ、友人がいる福島市周辺が本人にとってのふるさとである。大好きな福島の山菜が食べられなくなって悲しい。

#### 5 人格発達権

上毛かるたを知らないのにやらされ、知らないことをばかにされてとても悔しい思いをした。

#### 6 居住・移転の自由

【家族番号3・原告番号8】

昭和43年 4月 3日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係

本人は、本人の母、本人の娘の3人で生活していたが、本人と娘が、二人での生活を始める直前だった。本件事故後、本人の母と娘が避難した。

2 因果関係

本人の母と娘は避難したが、本人は、仕事の都合や、避難後の生活に耐えられなかった本人の母が戻ってきたことなどから、避難はできなかった。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故直後から、放射線量が高くなっていると言われていたが、断片的な情報ばかりで、何も分からなかった。しかし、暑くなってからも長そで長ズボンで暮らすなど、これまでとは明らかに異なった不安な日々だった。

現在では、除染が始まっているものの、土の表面を削り取って、近くの駐車場などにまとめるだけで終わっている。

(2) 本人は、ずっと一緒にいると思っていた娘と引き離されたほか、多感な時期であるにも関わらず、長期間、離れて暮らさなければいけなかった。その間、娘は不安定な時期もあったし、また、戻ってきてからも、友達となじめないことなどもある。

4 ふるさと喪失

郡山における本人と娘の慎ましくも楽しい、安心できる生活が失われた。

5 人格発達権

現在は仕事を続けられているが、これは、本人が放射線の不安と戦いながら今の住居に残ったからである。しかし、娘との時間は、もう取り戻せない。

6 居住・移転の自由

【家族番号3・原告番号9】

平成12年 1月13日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係

本人は、震災当時、母、娘の祖母（母の母）と3人で生活していたが、近いうちに、母と二人での生活を始める予定だった。本件事故後、本人と母は避難した。

2 因果関係

当初、本人は一時的に避難しただけで、郡山市に戻ってきた。しかし、周囲の状況は一変してしまい、特に夏場は、それまで以上にストレスを抱えてしまうような状況となって、ついに身体の異常まで出てしまった。放射線による影響も、様々な面で不安だった。そこで、本人は、母とよく話し合い、避難することになった。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人と母は、本件事故で3年間も引き裂かれた。本人は、小学校6年生の夏から、中学校3年生の夏まで、母はもちろん、周囲の友達とも離れて暮らすことになった。

現在、本人は母と一緒に暮らしているが、その間に友達は成長して変わってしまったところがあるなどで、うまく馴染めないところもある。

4 ふるさと喪失

転居、転校による友人との別離等により、生活が一変した。

5 人格発達権

本人は、3年間、母親と一緒に生活することができなかった。本件事故のせいで、小学校6年生の途中で転校を余儀なくされ、それまでの生活を事実上強制的に大きく変更させられている。この失われた時間は、二度と取り戻せない。

6 居住・移転の自由

## 【家族番号4・原告番号10】

昭和49年 3月 19日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号10（本人）は、本件事故当時、元夫、長男、二男、三男、長女（原告番号11）、二女（原告番号12）の一家7人で福島県伊達市内の元夫名義の自宅に居住していた。自宅の隣には元夫の母親が、同じ町内には本人の母と姉、弟が居住していた。

本件事故による健康被害、特に幼い長女、二女に対する健康被害を憂慮した本人は、元夫に自主避難を進言したが、元夫から自主避難を拒否されたため、やむなく長女、二女のみを伴って、平成23年12月末に群馬県へ自主避難した。

本人は、自主避難後に元夫から自主避難したことを激しく責められ、これが原因で元夫と離婚し、長男、二男、三男の親権者は元夫、長女と二女の親権者は本人となり、家族が二分された。

### 2 因果関係

本人は、福島県伊達市内に特定避難勧奨地点が存在するほか、放射線量が高い地点も多数あること、女兒は被ばくの影響を受けやすいとの情報に接したこと、長女が通っていた小学校から、登下校時に長袖、長ズボン、マスク、帽子の着用を義務付けられたこと、屋外での体育の授業やプールでの水泳の授業もできなかったことから、長女及び二女の健康被害を恐れて自主避難を決意したものである。

本人らは、本件事故以前は夫婦仲もよく、上記のとおり自主避難以前に居住していた元夫名義の自宅の近所には、元夫の母だけでなく、本人の母及び姉弟も居住しており、いわば家族全員が同じ町内で生活している状況にあったのであるから、本件事故による女兒への健康被害を恐れることがなければ、縁もゆかりもない群馬県へ転居する必要性は皆無であった。

また、本人らは、健康被害に関する被告国及び被告東電の発表等が二転三転した

ことで、それらの発表を信じるができなかったために長女及び二女の健康被害を恐れて離婚してまで自主避難したため、長女及び二女への健康被害の危険が皆無であることを確認できない以上は、伊達市内へ戻ることはできない。

併せて、伊達市内では、本件事故後直ちに自主避難した市民への非難もあることから、容易には伊達市へ帰還することができない。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 福島県伊達市は、本件事故直後は避難指示区域には指定されていなかったが、平成23年6月になり特定避難勧奨地点に指定されたため、本人は被告国を含む行政機関や被告東電の発表等を信用できず、いまだに不安である。

(2) 長女が通学していた学校からも外出時の肌の露出を避けるよう指示がなされ、本人も長女及び二女の外出を制限し、自主避難するまで放射線被害に怯える日々を送っていた。

本件事故の自主避難を巡って、本人は離婚を余儀なくされ、3人の息子たちとも離別せざるをえなくなった。

(3) 自主避難後は、慣れない保険外交員の仕事に就いたが、収入が不安定なため退職せざるを得ず、現在は工員として稼働している。残業手当・休日出勤手当を稼がなければ生活費を賄うことができないため、残業・休日出勤もすすんで引き受けざるを得ず、長女・二女と一緒に夕食をとることすらままならない。

(4) 自主避難を決意するまでの10か月間を伊達市内で過ごしたため、その間に長女及び二女が放射線被害を受けたのではないかと毎日が不安である。そのため、娘たちが少しでも体調不良を訴えただけで不安でたまらなくなり、被ばく検査を受けられる機会があれば、できる限り娘たちに検査を受けさせるようにしている。

(5) 福島県伊達市は、同じ市民でも特定避難勧奨地点の住民は賠償金が高額であるため、その差別的取扱いに心を痛めている。区域外避難者と区域内避難者との差別的取扱いに関しても同様である。

#### 4 ふるさと喪失

本人は、生まれも育ちも福島県で、福島で生活し、育児をすることに誇りをもっていたが、本件事故によりかき消された。夫や3人の息子だけでなく、同じ町内に居住していた母や姉弟とも離別することとなった。安全で安心して生活や子育てができる福島は、過去のものとなってしまった。

#### 5 人格発達権

(1) 本件事故以前は、本人は夫の自営業を手伝い、苦楽を分かち合ってきたが、現在は就職こそしたものの孤独で、本件事故以前と比べるとやり甲斐は半減し、疲労や悩みは倍増した。

(2) 本人は、自主避難によって2人の娘たちの健康被害は小さくなったものの、娘たちから郷里のコミュニティを奪ってしまったこと、父や兄たちとも離別させてしまうとともに、伊達市に残してくることとなった息子たちにも母のいない不自由な生活を送らせていることを苦痛に感じている。

#### 6 居住・移転の自由

縁もゆかりもない群馬県での避難生活では、郷里と異なり、困ったときに助けてくれる友人・知人もいない。あっせん住宅の無償期限は1年延期されたものの、無償期限が終了すれば、生活費の負担も増大してしまうことから、住居に関する不安も尽きない状態にある。

【家族番号4・原告番号11】

平成12年 4月27日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号11（本人）は、本件事故当時、小学校5年生であり、父、母（原告番号10）、長兄、二兄、三兄、妹（原告番号12）の一家7人で福島県伊達市内の父名義の自宅にて生活していた。自宅の隣には父方の祖母が、同じ町内には母方の祖母と伯母、叔父が居住していた。

避難の経緯は、原告番号10番と同様であるが、自主避難にあたり母が父と離婚したため、これに伴って仲の良かった3人の兄たちとも離別することとなった。

2 因果関係

母が、本人と妹に対する放射線被害を心配して自主避難を決意した。母が離婚まで決心して、本人と妹を健康被害から守ろうとしてくれ、現在も残業や休日出勤をして休みなく働き、本人と妹を守ってくれようとしていることを考えると、福島には戻りたくても戻れない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、本件事故当時小学校5年生だったが、本件事故後は学校からも通学時に肌を露出させないよう指示され、夏でも肌を露出させないよう気づかい、外出時にマスクの着用は欠かせなくなった。

小学校ではプールも入れず、屋外での体育の授業もなく、運動会もできなかった。

(2) 本人は、父と3人の兄たちのことが大好きだった。特に3人の兄たちとはいつも一緒にいて、宿題を見てもらったりしており、仲が良かったが、父母が自主避難をめぐって離婚したことで、兄たちとも離別せざるを得ず、避難後はふさぎ込みがちになり、夜一人で泣いていることが多かった。

自主避難後は、人見知りな性格もあり、転校先で気を遣いすぎて、学校に行きたがらなくなった時期もあった。

- (3) 自主避難により、本件事故以前に仲の良かった友人たちとも離別し、LINEで連絡を取り合うことと、年2回の帰省時に少しだけ顔を合わせる程度となってしまった。

#### 4 ふるさと喪失

本人は生まれも育ちも福島県伊達市である。福島は「ふるさと」であったはずが、福島県や伊達市の話をすると、残してきた父や兄たちのことが思い出されて辛くなるので、避難後は家庭でも福島県や伊達市の話題すらなくなってしまった。

母は、父や兄たちと離別した精神的負担が、本人の人格形成等に影響を及ぼさないか、常に心配している。

#### 5 人格発達権

- (1) 仲の良かった兄たちと離別したことが、本人にとって最も辛いことである。

本人は、母が本人と妹の健康被害を回避するために自主避難したことを認識しており、兄たちと離別した寂しさ等を表に出さず、心の内に押しとどめて避難生活を送っており、それが避難後の引きこもりがちな状態に至った原因である。

- (2) 避難後は、仕事で帰宅が遅くなる母に代わって、幼かった妹の世話や家事をしていた。妹が小学校に入学してからは、毎日、部活動が終わった後、学童保育所まで妹を迎えに行き、帰宅後は妹と二人きりで夕食をとることも多かった。

上記生活状況で勉強にも集中しにくく、成績も下がった。

本年4月からは群馬県内の公立高等学校に進学したものの、現在も放課後は学童保育所に妹を迎えに行き、帰宅後は妹と二人きりで夕食をとる生活が続いている。

自主避難の必要がなければ、近所に祖母ら家族も居住していたことから、上記のような苦勞をする必要もなく、学業や部活動に集中出来ていたはずである。

6 居住・移転の自由

原告番号10参照

## 【家族番号4原告番号12】

平成19年10月30日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号12（本人）は、本件事故当時4歳であり、父、母（原告番号10）、長兄、二兄、三兄、姉（原告番号11）の一家7人で福島県伊達市内の父名義の自宅にて生活していた。自宅の隣には父方の祖母が、同じ町内には母方の祖母と伯母、叔父が居住していた。

避難の経緯は、原告番号10と同様であるが、自主避難にあたり母が父と離婚したため、これに伴って仲の良かった3人の兄たちとも離別することとなった。

### 2 因果関係

原告番号10参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は本件事故当時4歳であり、事故前は屋外で元気に遊び回っていたが、事故後は屋外での遊びを母から禁じられた。突然に屋外で遊ぶことができなくなったことを理解できず、混乱して大きなストレスを抱えた。

夏になっても、大好きだった公園での水遊びもできず、幼少期の脳発達に不可欠な草木や虫への接触、泥遊び・水遊びの経験をすべて奪われた。

(2) 本件事故前は、常に一家のアイドル的存在で、大家族の注目を浴びていたが、自主避難により母と姉との3人の生活となり、周りを取り囲む家族の人数は半分以下となった。近所に住む祖母も大好きだったが、離別することとなった。

避難後は「帰りたい」、「お父さんやお兄ちゃんに会いたい」と泣き続けていた。

### 4 ふるさと喪失

(1) 避難時に4歳だったため、長女とは異なり、ふるさとが福島県伊達市であるという自覚すらない可能性が高い。避難後は、原告番号11のところでふれたとおり、家庭内で極力、福島県や伊達市の話題に触れないようにしていることか

ら、既に本人の脳裏には福島県伊達市という地名は浮かばないと思われる。

- (2) 幼少期に避難をしたことで、母や姉とは違った意味で「ふるさと」を完全に喪失してしまった。

## 5 人格発達権

- (1) 避難時に4歳だったため、家族と離別しなければならない理由すら理解できていなかった。突然、家族が半分以下になり、テレビで大家族の番組も見られない精神状態が続いている。小学校の入学式も、大家族の皆に祝ってもらうこともできなかった。

小学校に入学した後も、突然泣き出すこともあったため、人格形成に影響がないか、母は常に心配している。

- (2) 小学校入学後は、放課後すぐに帰宅はできず、学童保育に通っている。他の学童保育へ通っている児童らと異なり、迎えも姉がしている。帰宅後も、母が事前に準備していた食事を電子レンジで温めたり、コンビニで買ってきたりして、姉と二人だけで食べている。

避難する必要がなければ、家族や祖母らに囲まれて生活できていたが、上記生活を余儀なくされており、母は本人が健全な人格発達ができているか心配でたまらない。

現状は、被ばく検査で異常値が表れてはいないが、4歳時に10か月間を福島県伊達市内で過ごしていることから、健康被害がないという保証はなく、今後健康に成長できるかについても母としては不安である。

## 6 居住・移転の自由

原告番号10参照

## 【家族番号5・原告番号13】

昭和25年 4月 7日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、妻（原告番号14）と共にいわき市内に在住していた。本件事故により、仕事を退職し、茨城県内に住む二男宅を経て、群馬県に避難した。その後、いわき市内の自宅を売却し、群馬県内に一軒家を購入し、転居した。

### 2 因果関係

本人及び妻は、二男から、以前の原発事故の際に政府は事故についての情報を教えてくれなかったと聞いており、今回も同様に深刻な事態が発生しているのに教えてもらえない状況なのではないかと考え、避難することにした。いわき市内の自宅の前の公園の放射線量は高く、2年経過後も下がらなかったこと、及び避難しなかった近所の住人との温度差が強く感じられるため、帰還することをあきらめ、群馬県に転居することとした。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

妻は、甲状腺に慢性疾患をかかえており、放射線により健康を損なうおそれが強く、非常に不安である。また、いわき市を離れることで、友人たちとも離れることになり、さびしい思いをしている。

本人及び妻は、現在スポーツジムに通っているが、これは他に行くところがなく、家に閉じこもりがちになってしまわないよう、ストレス発散のために通っているものであるにすぎず、それによって平穏な生活を取り戻したと言うことはできない。

### 4 ふるさと喪失

近隣住民とのあつれき、妻の健康不安等からいわき市へは戻れない。知人もいない群馬県内での生活を余儀なくされている。

### 5 人格発達権

本人は、43年間勤務していた会社を退職せざるをえなくなった。

## 6 居住・移転の自由

本人は、いわき市内の自宅を売却しており、帰還をあきらめている。また、避難の際、生活必需品等を十分に持ち出すことができず、それらを新たに購入せざるをえなかった。

【家族番号5・原告番号14】

昭和24年 8月19日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、夫（原告番号13）と共にいわき市内に在住していた。そして、本件事故により、茨城県内に住む二男宅を経て、群馬県に避難した。その後、平成25年11月ころ、いわき市内の自宅を売却し、群馬県内に一軒家を購入し、転居した。

2 因果関係

本人及び夫は、二男から、以前の原発事故の際に政府は事故についての情報を教えてくれなかったと聞いており、今回も同様に深刻な事態が発生しているのに教えてもらえない状況なのではないかと考え、避難することにした。いわき市内の自宅の前の公園の放射線量は高く、2年経過後も下がらなかったこと、及び避難しなかった近所の住人との温度差が強く感じられるため、帰還することをあきらめ、群馬県に転居することとした。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人は、甲状腺に慢性疾患をかかえており、放射線により健康を損なうおそれが高く、非常に不安である。また、いわき市を離れることで、友人たちとも離れることになり、さびしい思いをしている。

本人及び夫は、現在スポーツジムに通っているが、これは他に行くところがなく、家に閉じこもりがちになってしまわないよう、ストレス発散のために通っているものであるにすぎず、それによって平穏な生活を取り戻したと言うことはできない。

4 ふるさと喪失

近隣住民との軋轢、本人の健康不安等からいわき市へは戻れない。知人もいない群馬県内での生活を余儀なくされている。

5 人格発達権

本人は専業主婦であるが、生活環境の変化により慣れるのに大変苦労した。

6 居住・移転の自由

原告番号13参照

【家族番号6・原告番号15】

昭和50年 9月 2日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

- (1) 原告番号15は、本件事故当時、長女（原告番号16）と一緒にいわき市内のアパートで居住していた。
- (2) 本件事故後、長女は、地震後の屋内退避が続いて、太陽の光も浴びず、外で遊ぶことが出来ない状況で体力が低下してしまったため、肺炎に罹患し入院治療を受けることとなった。原告番号15は、本件事故による高い放射線量及びそれに伴う生活・健康の支障（特に長女の健康状態）により、避難を決意し、平成24年1月31日、長女とともに群馬県に避難した。
- (3) 被告東京電力は、平成24年1月頃には日用品の購入や公共施設及び交通機関の利用に問題がないと指摘するが、そうであっても、放射線の危険及びそれに対する恐怖から避難することの必要性、合理性は否定できない。

2 因果関係

第1項のとおり

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 両親や姉妹は、いわき市内で生活しており、いわきに戻れるなら戻りたいと思っているが、現在も放射線量が高い状況が続いており、そのような環境下に長女を連れて帰ることは不可能な状態である。
- (2) 前記の通り、家の中にも放射能は入ってきており、外部被ばくも内部被ばくも避けられない状況であったことから、何年後かに甲状腺に異常が出たり、癌が発生したり等の不安が生じているのと同時に、どうしてもっと早く避難できなかったのかと後悔の念に苛まれている。
- (3) 長女がダウン症の障害を持っており、肺炎を患った際に辛い症状を正確に伝えられず、その状況を目の当たりにして、見ている側も非常に辛かった。

4 ふるさと喪失

(1) 原告番号15は、いわきで生まれいわきで育ち、実際、両親は、現在もいわきで生活している。

原告番号15がいわきで生活していた頃は、地域が田舎であることもあって、近所付き合いもあった。また、被災前は、両親や姉妹が近くに住んでいた。

つまり、避難前、原告番号15及び長女は、何か不測の事態があれば、両親等や近所の者にすぐに対応してもらえる環境にあった。

ところが、原告番号15は、避難によって、両親と離れ離れになってしまった他、避難先での近所付き合いもない。

(2) 原告番号15にとって、いわきでの生活イコール祖母との生活というくらいに、祖母との生活が重要なものであった。

それにもかかわらず、祖母と離れ離れになってしまったのである。

(3) 繰り返しになるが、避難による生活の変化は大きい。

## 5 人格発達権

原告番号15は、避難前、10年近くアパレル業の職場に勤めており、チーフとして活躍するなど、やりがいを感じていたが、避難にあたって、アパレル業を辞めた。ダウン症の長女を預かってくれる人のいない避難先では、土日に休めないアパレル業に就くことができなかったのである。

このように仕事のやりがいをなくしたのである。

## 6 居住・移転の自由

(1) 土地建物等の不動産は持っておらず、家財道具等はほとんどを持って引っ越した。

(2) 住居確保への不安

現住の住居は、本来月5万7000円かかる民間の借り上げ住宅で、打ち切りになる可能性も高い。

避難先にほぼ知り合いがなく、縁もゆかりもない場所であり、今後の生活に

ついていわきに戻るべきか、それとも群馬県内に残るべきかの判断は悩ましく、将来への不安ばかりただ残るという状態である。

【家族番号6・原告番号16】

平成19年 7月24日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

(1) 原告番号16は、本件事故当時、母（原告番号15）と一緒にいわき市内の  
アパートで居住していた。

(2) 本件事故後、原告番号16は、地震後の屋内退避が続いて、太陽の光も浴び  
ず、外で遊ぶことが出来ない状況で体力が低下してしまったため、肺炎に罹患  
し入院治療を受けることとなった。

母は、本件事故による高い放射線量及びそれに伴う生活・健康の支障（特に  
原告番号16の健康状態）により、避難を決意し、平成24年1月31日、原  
告番号16とともに群馬県内に避難した。

2 因果関係

原告番号15参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号15を参照。

(2) 原告番号16は、保育園でも屋内退避を強いられたが、ダウン症のため、なぜ  
外に出ることが出来ないのか理解できなかった。

母が土にたまる放射能が気になって、原告番号16の土いじりについて怒る  
こともあったが、原告番号16は、なぜ怒られているのか理解できず、泣いて  
いた。

前述したが、原告番号16はダウン症のため、言葉を話すことが出来ない。  
そうだからこそ、原告番号16は、単に辛いだけでなく、辛いことを周囲に正  
確に伝えることが出来ず、二重の意味で苦痛を受けた。

(3) 原告番号16は肺炎に罹患している。本来健康体で、発熱や風邪もほとんどな  
かったが、屋内避難が続く状況で体力が低下し、肺炎を発症した。

そればかりか、原告番号16は、強い抗生物質を飲み続けていたため、右腕が腫れあがるほどのじんましんが出ていた。

4 ふるさと喪失

原告番号15参照

5 人格発達権

原告番号16は、保育園に対する愛着があり、本件事故を理由に友達とも離れ離れになった。

また、避難先で友達関係等を再構築しなければならなくなった。

6 居住・移転の自由

原告番号15参照

【家族番号7・原告番号17】

昭和50年10月26日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経過

本人（原告番号17）は、本件事故当時、祖母、妻、長男及び二男と福島県いわき市小名浜地区内で生活していた。

本件事故により、親族らとともに妻の実家がある群馬県に避難した。

その後、本人は、いわき市内に戻ってアルバイトをしたり、埼玉県内に居住しながら、東京都内で働いたりしたが、現在は、家族とともに群馬県内に居住し、フォークリフトを運転するなどの倉庫作業に従事している。

2 因果関係

本件事故後、避難指示区域が次第に拡大されていったこと、政府の説明が二転三転したこと、小さい子どもが複数いたことから、このまま住み続けていたら子どもたちが被ばくし、放射能の影響を受けてしまうと考え、群馬県に避難することを決めた。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) いわき市内にいる間、通常よりも多く放射能を浴びていると思われ、今後、いつ、どのような影響が生じるのかとても不安。

(2) 四代目として継いだ旅館の営業をほとんど行うことができなかった。

(3) いわき市内に住む祖母とは離れて暮らすことを余儀なくされ、子供と離れて暮らす時期も多かった。

(4) いわき市内にいる親族の中には、本当は戻りたくなかったのに、事情があつて戻らざるを得なかった者もあり、これまでのような付き合い方ができているわけではない。

(5) 賠償における差別的取り扱いに納得がいかない。

4 ふるさと喪失

ふるさとは何かと言われても、はっきりと答えることはできないが、やはり、生まれ育った福島県、いわき市、そして小名浜がふるさとであり、本件事故により、それを奪われた。

#### 5 人格発達権

自分の人生を掛けてやろうとしていた旅館の営業をほとんど行うことができず、本当に悔しく、むなしい気持ちを抱えて生きている。また、いわき市内に住む祖母とは離れて暮らすことを余儀なくされ、子供と離れて暮らす時期も多かった。

放射能が子供にどのような影響を及ぼすか分からないことから、いわき市に帰るつもりはない。

#### 6 居住・移転の自由

所有していた不動産はなく、平成23年5月のゴールデンウィークに冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの持ち運べるものを群馬県に持ってきた。

市営住宅の入居はいつまでか、費用の免除はいつまでかが不透明であり、住宅確保の不安は常につきまとっている。

【家族番号7・原告番号18】

昭和60年10月 3日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経過

本人（原告番号18）は、本件事故当時、夫の祖母、夫、長男及び二男と福島県いわき市小名浜地区内で生活していた。

本件事故により、親族らとともに本人の実家がある群馬県に避難した。

その後、夫は、いわき市内に戻ってアルバイトをしたり、埼玉県内に居住しながら、東京都内で働いたりしたが、現在は、家族とともに群馬県内に居住し、フォークリフトを運転するなどの倉庫作業に従事している。

2 因果関係

原告番号17参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号17第3項(1)参照

(2) 夫は四代目として継いだ旅館の営業をほとんど行うことができず、夫の気持ちを思うと無念さでいっぱいになる。

(3) 夫は、いわき市内に住む祖母とは離れて暮らすことを余儀なくされ、夫の子供と離れて暮らす時期も多かった。夫の悩む様子をみるのは辛く、離婚話をしたこともある。

(4) いわき市内にいる夫の親族の中には、本当は戻りたくなかったのに、事情があって戻らざるを得なかった者もあり、これまでのような付き合い方ができているわけではない。

(5) 原告番号17第3項(5)参照

4 ふるさと喪失

ふるさとは何かと言われても、はっきりと答えることはできないが、生まれは福島県いわき市であり、福島県いわき市に愛着を持っており、本件事故によって、

大切な場所を奪われた気持ちである。

## 5 人格発達権

夫は、自分の人生を掛けてやろうとしていた旅館の営業をほとんど行うことができず、本当に悔しく、むなしい気持ちを抱えて生きている。また、夫は、いわき市内に住む祖母とは離れて暮らすことを余儀なくされ、子供と離れて暮らす時期も多かった。

放射能が子供にどのような影響を及ぼすか分からないことから、いわき市に帰るつもりはない。

## 6 居住・移転の自由

所有していた不動産はなく、夫が、平成23年5月のゴールデンウィークに冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの持ち運べるものを群馬県に持ってきた。

市営住宅の入居はいつまでか、費用の免除はいつまでかが不透明であり、住宅確保の不安は常につきまとっている。

【家族番号7・原告番号19】

平成21年 1月27日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経過

本人（原告番号19）は、本件事故当時、曾祖母、父、母及び弟と福島県いわき市小名浜地区内で生活していた。

本件事故により、親族らとともに母の実家がある群馬県に避難した。

その後、父は、いわき市内に戻ってアルバイトをしたり、埼玉県内に居住しながら、東京都内で働いたりしたが、現在は、家族とともに群馬県内に居住し、フォークリフトを運転するなどの倉庫作業に従事している。

2 因果関係

原告番号17参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号17第3項(1)参照

(2) 父と離れて暮らす時期も多かった。父との別れ際に寂しがつて大泣きする姿は、見ていて辛かった。

(3) 原告番号17第3項(5)参照

4 ふるさと喪失

幼いながらも、父の実家があり、母の生まれた場所でもある福島県いわき市に愛着を持っており、本件事故によって、いわきにいられなくなったことを悲しんでいる様子である。

5 人格発達権

もともとパパっ子なので、本件事故後、父と離れて生活するのは辛そうであり、別れ際に寂しがつて大泣きする姿は、見ていられなかった。

放射能がどのような影響を及ぼすか分からないことから、いわき市に帰るつもりはない。

## 6 居住・移転の自由

【家族番号7・原告番号20】

平成22年 9月30日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経過

本人（原告番号20）は、本件事故当時、曾祖母、父、母及び兄と福島県いわき市小名浜地区内で生活していた。

本件事故により、親族らとともに母の実家がある群馬県に避難した。

その後、父は、いわき市内に戻ってアルバイトをしたり、埼玉県内に居住しながら、東京都内で働いたりしたが、現在は、家族とともに群馬県内に居住し、フォークリフトを運転するなどの倉庫作業に従事している。

2 因果関係

原告番号17参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号17第3項(1)参照

(2) 父と離れて暮らす時期も多かった。父との別れ際に寂しがる姿は、見ていて辛かった。

(3) 兄ほどパパっ子というわけではなく、赤ちゃんのころに父と一緒に過ごせない時間が多かったことが影響しているのではないかと思う。

(4) 原告番号17第3項(5)参照

4 ふるさと喪失

本来なら、父の実家があり、母の生まれた場所でもある福島県いわき市に愛着を持ち、福島県いわき市がふるさとになるはずであったが、本人は、生後5カ月で群馬県内に来てから、年に1度いわきに行くか行かないかであり、愛着はそれほど強くないと思う。

本来、ふるさとになるべきはずであった場所がふるさとにならないというもの「ふるさと喪失」だと思う。

## 5 人格発達権

本件事故後，父と離れて生活する期間が長く，別れ際に寂しがる姿は，見ていてかわいそうだった。

放射能がどのような影響を及ぼすか分からないことから，いわき市に帰るつもりはない。

## 6 居住・移転の自由

【家族番号8・原告番号21】

昭和46年11月7日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号21）は、本件事故当時、長男（原告番号22）と福島県南相馬市原町区内のアパートに居住していた。近所には、本人の両親（原告番号23、24）の自宅があるが、長男は、両親宅でほとんど毎日夕食をとり、頻繁に寝泊まりするなどしていた。

本件事故により、南相馬市内では高い放射線量が観測されたことから、平成23年3月13日、本人、長男、両親の4名は、東京都内にある本人の母の妹宅に向かって避難した。本人らは、同月16日に東京都内の本人の姉宅に移った。本人及び長男は、同月22日にふたたび母の妹宅に避難することになり、両親と避難先が別れ、離ればなれになった。

2 因果関係

本人らが居住する南相馬市は、放射線量が高く、健康への影響に不安があったため、県外避難を決意した。本人は、南相馬市に戻りたい思いもあるが、長男は、東京都内の大学に進学したこと、南相馬市内に仕事があるか不安なことなどから、まだ帰還について具体的に考えることができずにいる。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、本件事故後、外出した後は、着用していた服をビニール袋に入れるなどしていた。耳に入ってくる情報のうち、何を信じればいいのかわからず、混乱した。今後、健康にどのような影響が出てくるか不安がある。特に、長男への影響が心配である。

(2) 本人は、着の身着のまま東京都内まで車で避難した。店頭から商品が消え、食事をとることもままならない状態で、約16時間かけて東京都内まで避難した。

(3) 本人は、高校受験を控える長男を案じ、縁もゆかりもない東京都内で生活する

ことを決意した。慣れない生活の中、長男の転校の手続を行なったり、仕事を探すなどして大変苦勞した。東京都内の母の妹宅の一部屋を間借りして長男とともに生活を始めたが、足の踏み場もない狭い部屋での生活を約4年間も続け、辛い思いをした。

(4) 本人は、本件事故による避難後、避難前にはなかった動悸や頭痛の症状が出たため、何度か通院した。医師からは、そのような症状の原因は、ストレスではないかと言われた。

(5) 長男は、転校後、服に放射能がついているとからかわれたりするいじめにあい、本人も胸を痛めた。南相馬の中学校とは授業の進度が異なり、長男が塾通いをせざるをえなくなり、家計の負担も増した。

(6) 本人は、本件事故後、両親と別々に避難することを余儀なくされた。また、亡兄と過ごした思い出の詰まった自宅を離れ、亡兄の墓を置いて避難したことが気がかりである。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は福島である。本人は、自然があり、生活環境が快適で、人も穏やかな福島でのびのび生活していたが、東京都内での生活には、息苦しさや寂しさを感じている。

#### 5 人格発達権

(1) 本件事故前、本人は父が経営する居酒屋での仕事にやりがいをもっていましたが、客にあいさつもできないまま居酒屋を閉めることになり、悔しい思いをした。

(2) 本人は、本件事故前、趣味のバスケットボールやフラダンスを通じて大勢の友人がいたが、避難後は、友人と連絡をとれない。

#### 6 居住・移転の自由

狭く不安定な避難先での生活を余儀なくされ、ストレスを感じた。

## 【家族番号8・原告番号22】

平成 8年12月 5日生 旧緊急時避難準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号22）は、本件事故当時、母（原告番号21）と福島県南相馬市原町区内のアパートに居住していた。近所には、本人の祖父母（原告番号23、24）の自宅があり、本人は、祖父母宅でほとんど毎日夕食をとり、頻繁に寝泊まりするなどしていた。

本件事故により、南相馬市内では高い放射線量が観測されたことから、平成23年3月13日、本人、母、祖父母の4名は、東京都内にある本人の祖母の妹宅に向かって避難した。本人らは、同月16日に東京都内の母の姉宅に移った。本人及び母は、同月22日にふたたび祖母の妹宅に避難することになり、祖父母と避難先が別れ、離ればなれになった。

### 2 因果関係

本人らが居住する南相馬市は、放射線量が高く、健康への影響に不安があったため、母が県外避難を決意した。南相馬市内は放射線量が高く、本人は、東京都内の高校及び大学に進学したため、帰還できないでいる。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故後、母は、本人に対し、外出後は着用していた服をビニール袋に入れるように言っていた。本人の母は、本人の健康について不安を抱えていた。

なお、本人は、本件事故後に受けた甲状腺検査において、要検査という検査結果が出たため、定期的に甲状腺の診察を受けている。

(2) 原告番号21第3項(2)参照

(3) 本人は、高校受験を控える中、縁もゆかりもない東京都内で生活することになった。東京都内の祖母の妹宅の一部屋を間借りして母と生活しているが、足の踏み場もない狭い部屋での生活を約4年間続け、辛い思いをした。

(4) 本人は、転校後、避難してきたことを理由に服に放射能がついているとからかわれるといったいじめにあった。転校先の中学は、南相馬の中学とは、授業の進度が異なり、慣れない生活の中、塾通いをせざるをえなかなった。

本人は、本件事故前、母の前で泣いたことはほとんどなかったが、避難後、夜に泣きながら、母に「この生活が嫌だ。」と言った。

(5) 本人は、本件事故後、祖父母と別々に避難することを余儀なくされた。本人は、祖父母と滅多に会えなくなり寂しい思いをしている。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は5歳から生活していた南相馬である。南相馬での生活をある日突然奪われた本人の喪失感は、言い表せない。

#### 5 人格発達権

(1) 本人は、行きたい高校が決まっており、南相馬を離れる予定はなかったにもかかわらず、中学2年生の途中で、東京都内の中学に転校することを余儀なくされ、南相馬の中学でのサッカー部の活動にも参加できなくなった。

(2) 本人は、友人と別れのあいさつもできずに避難をすることになった。本件事故後、友人たちの生活環境も変わってしまったため、友人と以前と同じように接することが難しくなってしまった。

#### 6 居住・移転の自由

原告番号2 1 第6項参照

## 【家族番号9・原告番号23】

昭和13年 6月 1日生 旧緊急時避難準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号23）は、本件事故当時、妻（原告番号24）と福島県南相馬市原町区内の一軒家に居住していた。近所のアパートには、二女（原告番号21）及び孫（原告番号22）が暮らしていた。孫は、本人宅でほとんど毎日夕食をとり、頻繁に寝泊まりするなどしていた。

本件事故により、南相馬市内では高い放射線量が観測されたことから、平成23年3月13日、本人、妻、二女、孫の4名は、東京都内にある妻の妹宅に向かって避難した。本人らは、同月16日に東京都内の長女宅に移った。二女及び孫は、同月22日に妻の妹宅に避難することになり、本人及び妻と離ればなれになった。本人及び妻は、同年4月1日に千葉県内の三女の家、同月7日に群馬県内のアパート、同年10月1日に群馬県内の別のアパート、平成25年11月1日に、群馬県内に購入した中古住宅に避難した。

### 2 因果関係

本人らが居住する南相馬市は、放射線量が高く、健康への影響に不安があったため、県外避難を決意した。本人は、南相馬に戻りたい思いもあるが、もう戻ることにはできないのではないかと考えている。

本人は、南相馬市内の自宅と経営していた居酒屋を売却し、群馬県内に中古住宅を購入したが、長期の避難生活を見据えての行動である。南相馬に帰ることができるようになれば、群馬県内の自宅を処分することは可能だと考えており、群馬県に移住したのではない。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人らは、本件事故後、外出した後は、着用していた服をビニール袋に入れるなどしていた。耳に入ってくる情報のうち、何を信じればいいのかわからず、混

乱した。今後、健康にどのような影響が出てくるか不安がある。特に孫への影響が心配である。

(2) 本人らは、着の身着のまま東京都内まで車で避難した。店頭から商品が消え、食事をとることもままならない状態で、約16時間かけて東京都内まで避難した。

(3) 本人は、東京都内に避難後も、避難先を転々とし、短期間に5回の移動をした。妻は、群馬県に縁もゆかりもなく、避難生活の疲れやストレスからうつ状態になった。本人は、18歳まで群馬県内に住んでいたが、群馬県内には約55年ぶりに住むことになったため、新たな土地に避難した場合と同様の苦労を強いられた。また、本人の血圧は、本件事故前は正常だったが、避難によるストレスのため、高血圧になった。

(4) 本人らの亡長男は、27歳で早逝したが、そのころ孫が0歳だったことから、本人らは、孫を長男と重ね、とても可愛がり、孫がいずれ家を継いでくれると思い、成長を見守っていたところ、二女及び孫とは避難先が別れたため、離ればなれになってしまった。また、亡長男と過した思い出の詰まった自宅を離れ、亡長男の墓を置いて避難したことで今でも苦しい思いをしている。避難後には、南相馬市内にある長男の墓参りには1回か2回しか行くことができていない。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は南相馬市の地域のコミュニティである。本人は、このふるさとにおいて、居酒屋を経営したり、町内会長などの要職を務めたり、野球チームに参加するなど、地域に密着した活動をすることに生きがいを感じていた。県外避難後は、長年築いてきた地域の人とのつながりを奪われ、喪失感を味わった。

#### 5 人格発達権

(1) 本件事故前、本人が経営する居酒屋は繁盛していたが、避難に伴い店を閉めることになり、悔しい思いをした。

(2) 本人は、本件事故前、地域に友人がたくさんおり、趣味のスポーツなどをとも

に楽しんでいたが，避難後は，気軽に誘える仲間がない。

## 6 居住・移転の自由

長年住み慣れた自宅を手放さざるをえず，友人のいない地での生活を余儀なくされた。

【家族番号9・原告番号24】

昭和19年 8月 4日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号24）は、本件事故当時、夫（原告番号23）と福島県南相馬市内の一軒家に居住していた。近所のアパートには、二女（原告番号21）及び孫（原告番号22）が暮らしていた。孫は、本人宅でほとんど夕食をとり、頻繁に寝泊まりするなどしていた。

本件事故により、南相馬市内では高い放射線量が観測されたことから、平成23年3月13日、本人、夫、二女、孫の4名は、東京都内にある本人の妹宅に避難し、同月16日に東京都内の長女宅に移った。二女及び孫は、同月22日に本人の妹宅に避難し、本人らと離ればなれになった。本人及び夫は、同年4月1日に千葉県内の三女の家、同月7日に群馬県内のアパート、同年10月1日に群馬県内の別のアパート、平成25年11月1日に、群馬県内に購入した中古住宅に避難した。

2 因果関係

原告番号23第2項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号23第3項(1)(2)(4)参照

(2) 本人は、東京都内に避難後も、避難先を転々とし、短期間に5回の移動をした。

本人は、群馬県に縁もゆかりもなく、避難生活の疲れやストレスからうつ状態になり、夫は高血圧になった。

4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は福島県である。本人は、福島県会津若松市内で生まれ育っており、慣れ親しんだ福島県内での生活にやすらぎを感じていた。本人の学生時代からの大切な友人も福島県内にいるが、避難後は、すぐに福島県に行くことができず、福島県が遠く感じ、もどかしい思いをしている。

## 5 人格発達権

- (1) 本件事故後，本人は，福島県内にいる友人と離ればなれになった。そして，縁もゆかりもない土地で新たに友人を作ることに難しさを感じている。
- (2) 本件事故前，本人は，夫が経営する居酒屋を手伝っていたが，避難に伴ない店を閉めることになり，夫の無念さを思うと辛い。

## 6 居住・移転の自由

原告番号 2 3 参照

## 【家族番号10・原告番号25】

昭和22年 9月23日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号25）は、妻（原告番号26）、長男夫婦と幼い孫3人の計7人で、福島県田村市内に居住。平成23年3月16日、本人は仙台市内の弟宅へ、他の6人は、群馬県内の本人の二男宅へ避難。同月27日、本人も群馬県へ移動。その後、長男家族5人は自宅に戻り、本人と妻は群馬県内の県営住宅に移る。妻の死去後の平成26年4月、本人は、自宅に戻った。

### 2 因果関係

自宅は原発からおおよそ40キロメートルの距離。知人からの「早く逃げた方がいい。」との連絡、町内の防災無線の屋内退避指示から、本件事故の今後の推移が不安になって避難。その後、自宅の放射線量が高く、妻は自宅に戻ると体調を崩すため群馬県内での避難を継続していたところ、妻が群馬県内で長期入院したことで移動ができなくなった。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

自宅に戻った長男家族とは別生活になった。群馬県内で住居と仕事を探すことに苦労した。仕事は年度毎の契約であり、将来の見通しが立たなかった。収入も減少して貯金を取り崩して生活した。自宅の修繕や法事などのため、地元と群馬県を頻繁に往復する必要があった。妻の病気、経済的不安、自宅の修繕など避難生活のストレスで心室細動の発作を起こし、体調を崩した。

### 4 ふるさと喪失

避難していることを悪く言う者もおり、地元の友人と連絡をとっても、避難生活の苦労は話すことはできなかった。風評被害で農地が荒れ、地元の活気がなくなり近所との交流も減った。

### 5 人格発達権

長男家族や孫に会うことができなかった。地元の友人との交流もできず、県営住宅に1人で生活。自宅に戻った後も、風評被害のため畑を再開できる状態ではなく、耕作面積は激減した。

## 6 居住・移転の自由

県営住宅にいつまで住めるのか不安であった。

## 【家族番号10・原告番号26】

昭和23年 2月16日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号26）は、夫（原告番号25）と長男夫婦と幼い孫3人の計7人で、福島県田村市内に居住。平成23年3月16日、夫を除く6人は、群馬県内の二男宅へ避難。同月25日に本人が入院。同月27日、夫も群馬県へ移動。その後、長男家族5人は自宅に戻り、夫と本人は群馬県内の県営住宅に移る。本人は平成24年1月に再入院。翌25年11月に地元の病院に転院し、平成26年1月に死去（夫が訴訟承継）。

### 2 因果関係

原告番号25参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

避難による疲れのため肺炎にかかり入院。いったん退院したが、再び入院し、その後は病状が悪化して退院することができずに死亡した。避難する前は本人が孫の面倒をみており、孫の成長が生き甲斐であったが、自宅に戻った長男家族と別生活になった。自宅周辺の放射線量が高く、長男夫婦や孫の健康や将来が心配でならなかった。群馬県内の病院で孤独な入院生活を送った。

### 4 ふるさと喪失

避難中は地元の友人と会うこともできず、死ぬまでに自宅に3回しか戻ることができなかった。

### 5 人格発達権

長男家族や地元の親戚、友人らとの平穏な生活に死ぬまで戻ることはできなかった。

### 6 居住・移転の自由

避難により体調を崩し、晩年を自宅から離れた群馬県で過ごすことを余儀なくさ

れた。

【家族番号11・原告番号27】

昭和34年 5月21日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人はいわき市に約50年住んでおり、妻（原告番号28）、長男（同29）、二男（同31）、三男、四男（同30）と家族6人全員でずっといわき市内に居住し続けていた。本人は、いわき市内の土地家屋調査士の事務所にて、測量士として勤務していたが、本件事故により転居・転職を繰り返すこととなった。避難経路は、いわき市→白河市→いわき市→群馬県→いわき市→群馬県。

2 因果関係

本件事故が発生したあと、街中では、放射能が漏れて危ないという話が飛び交った。このため、毛布と着替えだけを持って、白河市に避難。その後、四男の新学期が始まるので、いわき市内の自宅に戻った。

しかし、やはり、放射能の影響でいわき市も危ない、特に、子どもや女性は危ないという話を聞いたため、本人と妻、長男、四男は群馬県内に避難した。二男はクローン病の治療と仕事のため、三男は仕事のため、いわき市に残ったので、家族は分かれて生活することになった。

その後、本人と妻、四男は群馬県内で生活をしていましたが、収入が低かったこと、いわき市に戻りたい気持ちが強かったことから、いわき市に戻った。

しかし、いわき市内の自宅に戻ったところ、依然放射線量が高い状態であったこと、避難していたことで四男が学校で差別されたことから、妻、四男は、再び群馬県に避難した。

本人はいわき市内で仕事を得て生活をしていました。家族に会うため、いわき市と群馬県とを行き来していた。しかし、仕事の忙しさに加え、高速道路を使っただけの行き来にも、肉体的な限界を感じていた。妻、四男と離れて暮らすことは耐え難く、本人も再び群馬県に避難した。

四男は多感な時期であり、本人は父親としてそばで見守る必要があった。また、四男や妻に対する放射能の影響が不安なため、今もいわきに戻ることができない。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 放射能による健康被害への不安が強い。被ばくに対する対策を講じることになり、地元いわき市の食べ物、飲み物、地元の野菜、果物を好んで食べることができなくなった。避難者と滞在者との認識の食い違いにも悩むようになった。国が本件事故後直ちに放射能の情報を伝えなかったことに対し、怒りが収まらない。いわき市が避難区域に指定されなかったことで苦しんでいる。
- (2) 今まで家族全員で幸せな家庭を築いていたが、本件事故後は家族が離れ離れになってしまった。今の居住環境は、生活が不便であるし、近所に知り合いもいない。今後のことを思うと、生活がとても不安定である。にもかかわらず、区域外避難者が受けた賠償は少なすぎる。
- (3) 被ばく検査の結果を受けて健康の点では一応安心しているが、被ばくに係る安全性に関する国の見解には疑問を持っており、女性である妻の健康、あるいは、いわき市内に住み続けることの安全性については不安に思っている。
- (4) 長男は白河市内に避難しているときにストレスがかなり溜まり、急性胃腸炎となった。

四男は、事故前の明るい性格からは変わってしまい、本当に暗いときがある。

### 4 ふるさと喪失

本人はずっといわきで生まれ育った。いわきは住みやすい街であったが、家族、友人との別れにより、人間関係も変わってしまった。本人が育ってきたふるさといわきはなくなってしまった。

現在いわきは、作業員や県外や市外の人々が入り出し、殺伐とした環境になっている。本人自身も友人らと疎遠になってしまった。

### 5 人格発達権

本人は、福島県区画整理協会で30年ほど測量の仕事をし、測量士の仕事が生きがいとなっていた。地主や依頼者から感謝される仕事で、本当に満足のいくやりがいのある仕事であったと自負している。

勤務先の事務所が閉鎖してしまい、好きだったいわき市での測量士の仕事を続けることができなくなった。いわきや群馬県内の友人らとの別れの連続が辛かった。家族でも意見が分かれており、避難終了のめども立たない。

## 6 居住・移転の自由

借り上げ住宅がいつまで借りられるか、住居がいつまでも定まらず不安である。また、貯蓄もなくなってしまった。

【家族番号11・原告番号28】

昭和40年10月10日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、主婦として夫（原告番号27）、長男（同29）、二男（同30）、三男、四男（同31）とともにいわき市内で生活していたが、本件事故により転居を繰り返すこととなった。避難経路は、いわき市→白河市→いわき市→群馬県→いわき市→群馬県。

2 因果関係

原告番号27同様。

いわき市内にて家族全員で生活したいが、本人自身や四男のことを考えると、放射能の影響が気になるため、いわき市に戻れない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号27参照

4 ふるさと喪失

原告番号27参照

5 人格発達権

いわきの主婦を続けることができなくなった。いわきの友人らとの別れが辛かった。家族でも意見が分かれており、避難終了のめども立たない。

6 居住・移転の自由

原告番号27参照

【家族番号11・原告番号29】

昭和61年 8月23日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号27）、母（同28）、弟3人（同30、31、訴外）と同居していたが、本件事故により転居・転職を繰り返すこととなった。避難経路は、いわき市→白河市→いわき市→群馬県。

2 因果関係

群馬県に避難してくるまで原告番号27と概ね同様。仕事や放射能の問題が解決しないのであれば、いわき市に戻ることは考えることができない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 放射能による健康被害への不安が強い。被ばくに対する対策を講じることになり、地元いわき市の食べ物、飲み物、地元の野菜、果物も食べるができなくなった。友達から帰ってこいと言われるが、帰る見通しも立たず、悩んでいる。国が本件事故後直ちに放射能の情報を伝えなかったことに対して怒りが収まらない。いわき市が避難区域に指定されなかったことで苦しんでいる。

(2) 原告番号27第3項(2)ないし(4)参照

4 ふるさと喪失

本人はずっといわきで生まれ育った。いわきは住みやすい街であったが、家族、友人との別れにより、人間関係も変わってしまった。本人が育ってきたふるさとであるいわきはかなり変わってしまった。

5 人格発達権

本件事故前に勤めていたとても好きだった仕事を続けることができなくなった。いわきの友人らとの別れが辛かった。家族でも意見が分かれており、避難終了のめども立たない。

6 居住・移転の自由

今後どうやって暮らしていくかが分からず、住居がいつまでも定まらず不安である。

【家族番号11・原告番号30】

平成13年 5月16日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号27）、母（同28）、兄3人（同29、30、訴外）とともにいわき市内に居住していた。本件事故前は、いわき市内の小学生であったが、本件事故により転居・転校を繰り返すこととなった。避難経路は、いわき市→白河市→いわき市→群馬県→いわき市→群馬県。

2 因果関係

原告番号27と概ね同様。群馬県内の小学校を卒業したことで、いわき市内の中学校で人間関係がうまくいかなかった。放射能の影響があり、いわきには戻れない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 放射能による健康被害への不安が強い。被ばくに対する対策を講じることになり、地元いわき市の食べ物、飲み物、地元の野菜、果物を好んで食べることができなくなった。避難者と非避難者との認識の食い違いに悩むようになった。
- (2) 今まで家族全員で幸せな家庭で暮らしていたが、本件事故後は家族が離れ離れになってしまった。今の居住環境は、生活が不便であるし、近所に知り合いもない。転校を繰り返したため、生活がとても不安定である。
- (3) 原告番号27第3項(3)参照
- (4) 本人は、いわき市に帰ってきた際に、バッグを投げられたり、「避難してまたこっち戻ってきたのか」「逃げていったんだろう」といったいじめにあった。勉強の進み具合も違い、学校に対して不安があったり落胆したりすることもあった。

4 ふるさと喪失

本人はずっといわきで生まれ育った。いわきは住みやすい街であったが、友達との別れにより、人間関係も変わってしまった。

## 5 人格発達権

本件事故前はいわき市内の地元の小学校で級友と一緒に学校生活を楽しんでいたが、いわき市内の小学校から群馬県内の小学校、群馬県内の中学校からいわき市内の中学校、そして再び群馬県内の中学校へ転校することになり、落ち着いて勉学や学校生活を過ごすことができなくなってしまった。いわきや群馬県内の友人らとの別れの連続が辛かった。避難終了のめども立たない。

本人は、事故前の明るい性格とは全然違う影があるような性格になってしまい、決して精神状態が安定しているわけではない。また、好きな野球部に入ることは出来ていないし、現在の家庭の収入では到底本人が野球をすることができる状態にはない。本人は、父より「断念してくれ」と言われてしまい、野球部に入ることを諦めざるをえなくなってしまった。

## 6 居住・移転の自由

住居がいつまでも定まらず、また学校が変わるのではないかと不安である。

【家族番号11・原告番号31】

平成 元年 8月 3日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号27）、母（同28）、兄（同29）、弟2人（同30、訴外）とともにいわき市内に居住し、いわき市内の土地家屋調査士事務所でアルバイト勤務していたが、本件事故により転居・転職を繰り返すこととなった。避難経路は、いわき市→白河市→いわき市→東京都。

2 因果関係

白河市からいわき市の自宅に戻ってくるまでは原告番号27と同様。

本人は、クローン病の治療を受けていた。治療のため、以前お世話になった東京都内の病院で手術、入院することになった。術後も、やはり体調がすぐれなかったため、勤めていた仕事を休職し、その間測量士の資格をとるために東京都内の測量の専門学校に通った。

その後、本人は測量の専門学校を卒業した。そして、いわき市内の自宅、職場に戻る予定であった。

しかし、手術後もやはりクローン病の影響で炎症を起こして腸が狭くなる状態（狭窄）になり、下痢がひどい状態が続いており、現在も入退院を繰り返している。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 放射能による健康被害への不安が強い。被ばくに対する対策を講じることになり、地元いわき市の食べ物、飲み物、地元の野菜、果物を食べることができなくなった。放射能に対する危機感が鈍ってしまっている現状に、一方で底知れない恐怖を感じている。国が本件事故後直ちに放射能の情報を伝えなかったことに対し怒っている。いわき市が避難区域に指定されなかったことに不信感、不満が強い。

(2) 今まで家族全員で幸せな家庭を築いていたが、本件事故後は家族が離れ離れに

なってしまった。現在の寮生活が終わり、いわき市内の自宅に戻るとき、また以前と同じように体調を崩さないかとても不安である。賠償額も少なすぎる。

(3) 原告番号27第3項(3)及び(4)参照

4 ふるさと喪失

本人はずっといわきで生まれ育った。いわきは住みやすい街であったが、家族、友人との別れにより、人間関係も変わってしまった。本人が育ってきたふるさとであるいわきは変わってしまった。

5 人格発達権

本件事故が起こったため、仕事は転職を繰り返すとともに、休職をする等といった苦労もすることになってしまった。また、家族がいついわきに戻って来られるのかもわからない。

6 居住・移転の自由

いわき市内の自宅で生活する予定だが、体調や家族の生活場所によっては、どこで生活することになるのかわからない。住居がいつまでも定まらないことの不安がある。

【家族番号12・原告番号32】

昭和44年 4月25日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、中華人民共和国籍の妻（原告番号33）、長男（同34）及び二男（同35）とともに福島市内に居住していたが、本件事故後、福島県内を転々とする避難生活を行った。その後、いったん家族4名で福島市内の自宅に戻ったが、妻と子どもたちは妻の友人宅に避難した。その後、平成23年10月に家族4名全員で群馬県に避難した。

なお、平成11年12月7日に原告番号33番との婚姻を届け出、平成12年に川俣町から出た。

2 因果関係

本件事故後、放射能汚染への恐怖から、福島県内を転々と避難した。平成23年3月31日、家族とともに福島市に戻ったが、線量が高く、子ども達を外で遊ばせることも出来なくなり、中国人の妻に中国政府から避難するように指示の電話が再三あったこともあり、妻の友人宅に、妻子を避難させた。

高齢の母親を残していくことが心配であったことや、妻子が避難していたのが妻の友人宅ということもあり、本人は、一緒に行くこともままならず、自宅にいる間に、避難先を探した。10月になって、群馬県内の避難先（現住所）が見つかったため、妻子と合流して移住した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故後の約20日間で、福島県内を転々とする避難生活（車中泊・ラブホテルへの宿泊含む。）を余儀なくされた。

(2) 福島市内の自宅は、長男の喘息や二男の生育環境を考慮して、また、高齢の母親が現在も生活している川俣町からも近いことから、本件事故の1か月前に転居したばかりであったが、本件事故により転居を余儀なくされた。

- (3) 福島市内に戻ってからも、線量が高く、子ども達を外で遊ばせることも出来なくなり、不安な生活を送った。
- (4) 中国人の妻に中国政府や中国人の友人たちから避難するように指示の電話が再三あり、恐怖が増大した。
- (5) 妻や乳幼児の子どもたちの被ばくの不安が強かった。
- (6) 避難を望む妻との間で喧嘩が起き、生活は崩壊しかかっていた。

原告番号32は、生まれ育ちは川俣町であり、友人のほとんどは、川俣町内に居住している。また、避難後、母親が孫の顔を見たがっていること、姉夫婦にも福島を捨てたということを言われ、電話もかからなくなり、疎遠になった。また、地元の友人との会話でも、危険だから福島に帰らない旨を話したところ、仲間はずれだという趣旨のことを言われ、辛い思いをしている。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるすとは、多くの知り合いや友人たちのいる福島である。しかし、本人たちは、ふるさとである福島に帰ることができない。

#### 5 人格発達権

本件事故により、本人は無職の状態が続いた。

#### 6 居住・移転の自由

避難により、住み慣れた土地に住むことができなくなった。

借り上げ住宅にいつまで住めるか分からず、安全になったということが言えるまで子ども達を連れて帰ることもできず不安な日々を過ごしている。

【家族番号12・原告番号33】

西暦1975年 6月13日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、中華人民共和国の出身であり、夫（原告番号32）、長男（同34）、二男（同35）と福島市内に居住していた。本件事故後、会津市内や蔵王市内に家族で一時避難し、車中泊やラブホテルでの宿泊をして平成23年3月31日、福島市内の自宅に戻ったが、またすぐ、子供たちを連れて友人宅に避難した。同年10月からは、夫、子どもたちとともに群馬県に避難した。

なお、平成11年12月7日に原告番号32との婚姻を届け出、平成12年に川俣町から出た。

2 因果関係

本件事故後、本人、夫及び特に幼い二人の子供の放射能汚染への恐怖から、福島県内を転々と避難した。一度福島市内の自宅に戻ったが、線量が高く、中国政府や中国人の友人から避難するように指示の電話が再三あったこともあり、避難した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 原告番号32第3項(1)ないし(3)参照
- (2) 特に子どもたちの放射能の健康被害が恐ろしかった。
- (3) 夫と喧嘩が多くなり、家庭も崩壊しかかっていた。

4 ふるさと喪失

本人にとって福島がふるさとになろうとしていた。

5 人格発達権

福島県内に居住していた期間、子育てサークルを作ろうと公民館で定期的に集まるなどしていたが、友人たちは散り散りになってしまった。夫の母や姉も近くに住み、あたたかい協力を得ながら子育てをできるようになった矢先に、本件事故及び避難によって、協力も得られなくなり、また疎遠になってしまった。また、群馬県

内に移住後、徒歩でだいたいの生活ができる福島と違い、自動車がないと生活が困難になってしまったため、運転免許を取り、慣れない運転をしながら、いつ帰れるかもわからない生活を続けている。

## 6 居住・移転の自由

原告番号 3 2 参照

## 【家族番号12・原告番号34】

平成17年 7月20日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号32）、母（同33）、弟（同35）とともに福島市内に居住していた。本件事故後の避難の経緯は原告番号33参照。

### 2 因果関係

原告番号33参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故、放射能の恐怖を感じていた。

(2) 本件事故後、母の親戚と友人の家に避難し、しばらく父親とも会えず寂しい思いをした。

### 4 ふるさと喪失

### 5 人格発達権

福島県内に居住していた期間、幼稚園で友人が出来たが、友人たちは散り散りになってしまった。また、避難の際にペットの金魚を川に捨てるなど、辛い思いをした。群馬県内に移住後、小学校に進学し、いつ帰れるかもわからない生活を続けている。

### 6 居住・移転の自由

【家族番号 1 2 ・原告番号 3 5】

平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号 3 2）、母（同 3 3）、兄（同 3 4）とともに福島市内に居住していた。本件事故後の避難の経緯は原告番号 3 3 参照。

本件事故当時、生後 5 か月前の乳児であった。

2 因果関係

原告番号 3 3 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 乳児でありながら、本件事故により、会津市内や蔵王市内に家族で一時避難し、車中泊やラブホテルでの宿泊といった過酷な生活を余儀なくされた。

(2) 避難により家族が分離し、しばらく父親とも会えず寂しい思いをした。

4 ふるさと喪失

5 人格発達権

群馬県内に移住後も、いつ帰れるかもわからない生活を続けている。

6 居住・移転の自由

## 【家族番号13・原告番号36】

昭和47年 4月 2日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号36（本人）は、本件事故当時、元夫、長女（原告番号37）、長男（原告番号38）と福島県いわき市内に住んでいた。長女、長男はそれぞれ本人の実子であり、元夫と養子縁組をしていた。

なお、原告番号36は、陳述書当時と現在の氏が異なっているが、これは離婚後に婚氏続称していたが旧姓への復氏手続をしたためである。長女、長男、二女（原告番号39）の氏の変更はない。

放射能が漏れているという情報を聞き、子ども達のために、県外に4人で避難することにした。茨城県や栃木県を転々と避難したが、避難生活に疲れ、いわき市に4人で戻った。

しかし、再度のいわき市での地震があり、放射能が漏れたとの情報を聞き、周囲も避難したため、群馬県内の避難所に避難した。その後、借り上げ住宅に入居できず、仕方なく、4人でいわき市内に戻った。

本人が妊娠中（本人と元夫の子）だったこと、長女が鼻血を大量に出すようになったことなどで、放射能への不安が尽きず、平成24年1月頃、再び群馬県内に元夫を除く3人で避難することになった。平成24年2月に二女が生まれ、現在も4人で群馬県内に避難を続けている。

### 2 因果関係

長女や長男が幼く、本人が妊娠中だったこと、長女が鼻血を出すなど、放射能の影響に対する不安が尽きず、やむなく避難した。

長女らへの放射能への不安は尽きず、除染への不信感もあり、戻りたいが戻れない状態が続いていた。また、いわき市に戻りたい気持ちはあるが、長期間の避難生活を続ける中で、子どもの学校の問題や、住むあてや仕事のあてがない状況となり、

戻りたくても戻れない状態となっている。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本件事故直後、外で長男や長女が遊んでおり、また長時間の車での避難中、長男らに放射能の影響があったのではないかと不安である。
- (2) 長男らを外で遊ばせないようにし、マスクをさせたりした。水も購入し、洗濯物も室内干しにした。
- (3) 長女は避難後に再度いわき市内に戻った後鼻血を出すようになった。また、長女は、甲状腺検査により要検査となり、その後の再検査で、のう胞が倍増し石灰化しているとの結果となり、その後も要検査の状態となっている。
- (4) 避難により二重生活となり、経済的に苦しかった。
- (5) 避難するか避難しないかで苛立ちと不安が募り、結果として、元夫と離婚した。
- (6) 妊娠中にいわき市内に滞在していたことから、二女の出産の際、不安と後悔に苛まれた。本人は避難中にひどい出血があり、流産したのではないかと思った。
- (7) 長男は、本件事故後に避難してから、様子がおかしくなり、しばらく言葉を話すことができなくなり、その様子を見て辛く悔しい思いをした。
- (8) 長女は、いわき市内ではいじめにあっていなかった。しかし避難後、長女は転校先の小学校で福島県から来て特別扱いされていると言われいじめにあい、その後もいじめが継続している。本人は、長女を辛い目にあわせてしまい、本件事故さえなければと悔しい思いをした。

### 4 ふるさと喪失

本人は、いわきで生まれ、いわきで育った。幼馴染や友人、親戚や家族もいわきに住んでいた。子育ての環境も良かった。そのような人間関係や環境を失った。

### 5 人格発達権

本人は、元夫の自営業の手伝いをしていたが、本件事故後、失職した。

再就職したが、子どもを十分に見る時間がなくなり、辛い思いをしている。

友人や兄弟親戚とも離れ離れになり，人間関係も失った。

離婚して，家族も失った。

本人は，周囲から福島県から避難していることで被告東京電力から金銭を得て生活していると誤解され嫌みを言われるなど嫌な思いをしている。

## 6 居住・移転の自由

避難により，住み慣れた家に住むことができなくなった。

借り上げ住宅にいつまで住めるか分からず，経済的に逼迫しており，不安な日々を過ごしている。

避難の際，転居費用もなく家財道具を持ち出せず，その後も家電や家財道具を持ち出せず，元夫に処分されてしまった。

【家族番号13・原告番号37】

平成14年 9月23日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号37（本人）は、本件事故当時、養父、母（原告番号36）、弟（原告番号38）と福島県いわき市内に住んでいた。

避難の経緯は、原告番号36参照。

2 因果関係

本人が幼く、また鼻血を出すなど、放射能の影響に対する不安が尽きず、やむなく避難した。

現在も、本人への放射能への不安は尽きず、除染への不信感もあり、戻りたいが戻れない状態が続いている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故直後、外で本人が遊んでおり、また長時間の車での避難中、本人は外気にあたっていた。

(2) 本人を外で遊ばせないようにし、マスクをさせたりした。水も購入し、洗濯物も室内干しにした。

(3) 本人は避難後に再度いわき市内に戻った後鼻血を出すようになった。また、本人は、甲状腺検査を受けており、最初の検査結果では甲状腺にのう胞があり1年後の要検査となった。再検査でエコー検査を受けたときに、のう胞が2ミリから倍増しており石灰化もしていることから、半年の要検査になった。その後も、本人は検査を受けており、直近の検査でも要検査の状態が続いている。

(4) 本人は、避難前いわき市内ではいじめを受けたこともなく、友達とよく遊んでいた。

しかし、避難によりいわき市から群馬県に転校後、学校で福島県から来た子で特別扱いをされていると、無視されたり、集団登校の班に並ばせてもらえない

などのいじめにあっていた。本人が地元のお祭りにクラスメイトから一緒に行こうと誘われ喜んで帰ってきて、お祭りに着ていく着物ドレスも買った。祭りの当日、クラス全員から本人と一緒にいかないよと言われ、本人は泣いていた。その当時、本人は家で暴れたり、いわきに帰りたいと泣き喚いたりしたこともあった。いじめはその後も継続しており、漢字ノートに気持ち悪い、近づくな、吐き気がするなどと書かれたメモを挟まれて、本人が家で震えながら泣き崩れていたこともあった。

#### 4 ふるさと喪失

本人は、いわきで生まれ、いわきで育った。幼馴染や仲の良い学校の友達、親戚や家族もいわきに住んでいた。そのような人間関係や環境を失った。

#### 5 人格発達権

本人は、転校で仲のよい友達と離れ離れになり、学校生活も失った。

避難による転校後、転校先で無視されたりするなどのいじめに遭い、母親にもしばらく相談できず、辛い毎日を送った。その後も、気持ち悪いなどと書かれた文書をかばんに入れられたこともあった。

#### 6 居住・移転の自由

原告番号36参照

【家族番号13・原告番号38】

平成18年 8月 2日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号38（本人）は、本件事故当時、養父、母（原告番号36）、姉（原告番号37）と福島県いわき市内に住んでいた。

避難の経緯は、原告番号36参照。

2 因果関係

原告番号36参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故直後、外で本人が遊んでおり、また長時間の車での避難中、本人は外気にあたっていた。

母（原告番号36）は、本人を外で遊ばせないようにし、マスクをさせたりした。水も購入し、洗濯物も室内干しにした。

(2) 父母の間で避難するか避難しないかで苛立ちと不安が募り、本人は、養父から、理由もなく大声で怒鳴られるなどの辛い仕打ちを受けた。

(3) 本人は、本件事故後に避難してから、様子がおかしくなり、しばらく言葉を話すことができなくなった。

4 ふるさと喪失

本人は、いわきで生まれ、いわきで育った。住み慣れた家や周りの人間や環境を失った。

5 人格発達権

本人は、避難前は明るかったが、避難後、ストレスからうまく言葉を話すことができなくなった時期があった。

本人は、幼馴染がいた保育園から転園し、友達と離れ離れになった。

いつも傍にいた母親が、仕事で長時間そばにいないことが多くなった。

6 居住・移転の自由

原告番号36参照

【家族番号13・原告番号39】

平成24年 2月 9日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号39（本人）は、母親（原告番号36）がいわき市内にいるときにその胎内にいた。父は母親の当時の夫である。

胎児であった本人は、平成24年1月頃、母親や姉、兄とともに群馬県に避難することになった。現在、母と姉と兄と4人で群馬県内に避難を続けている。

2 因果関係

本人を妊娠中で、姉や兄も幼かったことから、母親は放射能の影響に対する不安が尽きず、やむなく避難した。

現在も、本人らへの放射能の不安は尽きず、除染への不信感もあり、戻りたいが戻れない状態が続いている

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人は、胎児であったときにいわき市内に長期間滞在しており、母親の身体を通じ、放射能の影響を受けたのではないかと不安である。

4 ふるさと喪失

5 人格発達権

本人は、生後2ヶ月から保育園に預けられることになった。

6 居住・移転の自由

原告番号36参照

## 【家族番号14・原告番号40】

昭和33年 2月24日生 避難指示解除準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号40は、本件事故時、夫（原告番号41）、長男（原告番号42）、母（原告番号43）、二男（原告番号44）の5人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

平成23年3月12日、福島県内の親戚の家に避難し、本件事故により、平成23年3月17日、ビッグパレット福島に避難し、平成23年3月20日、千葉県内の親戚の家に避難した。

原告番号40の勤務していた会社は、群馬県内にも工場を有しており、原告番号40ら家族（二男を除く）は、平成23年4月5日ころから、群馬県内にある当該会社の借り上げ住宅に避難していた。

その後、原告番号40は、長年勤務した会社を辞し、平成26年12月27日ころから、福島県南相馬市の仮設住宅において避難していた。平成28年8月19日ころ、福島県南相馬市内の自宅に戻った。

### 2 因果関係

本人らは、国からの避難指示に基づき避難を行った。本人たち家族は、できれば住み慣れた南相馬市原町区内の自宅に戻りたいと考えている。本人たちが居住していた原町区小浜地区は避難指示解除準備区域であったが、平成28年7月12日、避難指示が解除された。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

放射能による将来の健康被害について、強い不安を有している。

### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」とは、多面的なものであり、それは福島県であり、南相馬市であり、原町区であり、組内である。

## 5 人格発達権

本人らは、ふるさとにおいて、他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、避難後は、近隣住民や行政との関係が薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

## 6 居住・移転の自由

何の縁もない群馬県での避難生活を余儀なくされた後、仮設住宅での避難生活を余儀なくされている。

【家族番号14・原告番号41】

昭和25年 4月 1日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号41は、本件事故時、妻（原告番号40）、長男（原告番号42）、義母（原告番号43）、二男（原告番号44）の5人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

平成23年3月12日、福島県内の親戚の家に避難し、本件事故により、平成23年3月17日、ビッグパレット福島に避難し、平成23年3月20日、千葉県内の親戚の家に避難した。

原告番号40の勤務していた会社は、群馬県内にも工場を有しており、原告番号40ら家族（二男を除く）は、平成23年4月5日ころから、群馬県内にある当該会社の借り上げ住宅に避難していた。

その後、平成26年12月27日ころから、福島県南相馬市の仮設住宅において避難していた。平成28年8月19日ころ、福島県南相馬市内の自宅に戻った。

2 因果関係

原告番号40参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号40参照

4 ふるさと喪失

原告番号40参照

5 人格発達権

原告番号40参照

6 居住・移転の自由

原告番号40参照

【家族番号14・原告番号42】

昭和56年10月 1日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号42は、本件事故時、母（原告番号40）、父（原告番号41）、祖母（原告番号43）、弟（原告番号44）の5人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

平成23年3月12日、福島県内の親戚の家に避難し、本件事故により、平成23年3月17日、ビッグパレット福島に避難し、平成23年3月20日、千葉県内の親戚の家に避難した。

原告番号40の勤務していた会社は、群馬県内にも工場を有しており、原告番号40ら家族（二男を除く）は、平成23年4月5日ころから、群馬県内にある当該会社の借り上げ住宅に避難していた。

その後、平成26年12月27日ころから、福島県南相馬市の仮設住宅において避難していた。平成28年8月19日ころ、福島県南相馬市内の自宅に戻った。

2 因果関係

原告番号40参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号40参照

4 ふるさと喪失

原告番号40参照

5 人格発達権

原告番号40参照

6 居住・移転の自由

原告番号40参照

【家族番号14・原告番号43】

昭和 6年12月 1日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号43は、本件事故時、子（原告番号40）、子の夫（原告番号41）、孫（原告番号42）、孫（原告番号44）の5人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

平成23年3月12日、福島県内の親戚の家に避難し、本件事故により、平成23年3月17日、ビッグパレット福島に避難し、平成23年3月20日、千葉県内の親戚の家に避難した。

原告番号40の勤務していた会社は、群馬県内にも工場を有しており、原告番号40ら家族（二男を除く）は、平成23年4月5日ころから、群馬県内にある当該会社の借り上げ住宅に避難していた。

その後、平成26年12月27日ころから、福島県南相馬市の仮設住宅において避難していた。平成28年8月19日ころ、福島県南相馬市内の自宅に戻った。

2 因果関係

原告番号40参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号40参照

4 ふるさと喪失

原告番号40参照

5 人格発達権

原告番号40参照

6 居住・移転の自由

原告番号40参照

【家族番号14・原告番号44】

昭和59年 1月 7日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号44は、本件事故時、母（原告番号40）、父（原告番号41）、兄（原告番号42）、祖母（原告番号43）の5人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

平成23年3月12日、福島県内の親戚の家に避難し、本件事故により、平成23年3月17日、ビッグパレット福島に避難し、平成23年3月20日、千葉県内の親戚の家に避難した。

原告番号44を除く原告番号40ら家族は、平成23年4月5日ころから、群馬県内にある借り上げ住宅に避難したが、原告番号44は、仕事をするため、東京都内の借り上げ住宅に避難した。

その後、東京都内に中古住宅を購入し、避難している。

2 因果関係

原告番号40参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号40参照

4 ふるさと喪失

原告番号40参照

5 人格発達権

原告番号40参照

6 居住・移転の自由

何の縁もない東京都内での避難生活を余儀なくされている。

【家族番号15・原告番号45】

昭和17年 8月 5日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号45は、本件事故時、妻（原告番号46）と2人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

本件事故により、平成23年3月12日、南相馬市内の小学校に避難し、平成23年3月17日、群馬県内の宿泊施設に集団避難し、平成23年5月20日、群馬県内の借り上げ住宅に避難した。

その後、群馬県内に土地を購入して家屋を新築し、平成28年4月15日ころからは、その新築した家屋に避難している。

2 因果関係

国からの避難指示を受けて避難した。本人らは、できれば住み慣れた南相馬市小高区仲町に戻りたいと考えている。同地区の避難指示は、平成28年7月12日に解除された。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

放射能による将来の健康被害について、強い不安を有している。

4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」とは、多面的なものであり、それは福島県であり、南相馬市であり、小高区仲町であり、組内である。

5 人格発達権

本人らは、ふるさとにおいて、他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民や行政との関係が薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

6 居住・移転の自由

何の縁もない群馬県での避難生活を余儀なくされている。

【家族番号15・原告番号46】

昭和23年 2月 9日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号45は、本件事故時、夫（原告番号45）と2人で、福島県南相馬市内の自宅（持家）に居住していた。

本件事故により、平成23年3月12日、南相馬市内の小学校に避難し、平成23年3月17日、群馬県内の宿泊施設に集団避難し、平成23年5月20日、群馬県内の借り上げ住宅に避難した。

その後、群馬県内に土地を購入して家屋を新築し、平成28年4月15日ころからは、その新築した家屋に避難している。

2 因果関係

原告番号45参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号45参照

4 ふるさと喪失

原告番号45参照

5 人格発達権

原告番号45参照

6 居住・移転の自由

原告番号45参照

## 【家族番号16・原告番号47】

昭和46年 7月19日生 旧緊急時避難準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、父、母、妻（原告番号48）、長女（同49）とともに福島県南相馬市内に居住し、本件事故当時は父親が経営する工務店において大工として稼働していた。

本件事故が発生した際、本人らの一家も危険を感じ、福島第一原発から離れた相馬市へ避難することにした。しかし、本人の父が住み慣れた福島県南相馬市内の自宅に残ることを希望したため、平成23年3月12日に、父を除いた家族（原告番号47ないし49、原告番号47の母）が相馬市内のスポーツアリーナそうまへ避難した。本人は、父を南相馬市内の自宅に残して避難することが心配であったが、幼い子どもは放射線に対する感受性が強いと言われており、当時1歳であった長女が放射線の影響により白血病などに罹患するおそれがあったため、自身の父を自宅に残して避難する葛藤に悩まされながらも、やむを得ず避難を決意した。

その後、本人の一家は、川俣高校へ避難したが、南相馬市内の自宅にとどまった父のことが心配であったこと等から、母が南相馬市内の自宅に戻るようになった。この時点で、本人は、父母と別れて妻及び長女のみと行動を共にすることになった。そして、本人、妻及び長女は、福島市内の避難所、宮城県内に居住する妻の友人宅、山形県内の避難所、群馬県内を転々とし、平成23年4月26日に群馬県内の借上住宅にて避難生活を送るようになった。なお、本人は、平成25年3月ころから、妻及び長女を群馬県内に残し、南相馬市内の自宅に戻り、自営で大工として稼働するようになった。

### 2 因果関係等

#### (1) 避難に至った経緯

本人は、当時1歳であった長女が放射線の影響により白血病などに罹患するこ

とが懸念されるなどしたため、避難を決意した。

## (2) 現在も帰還しない理由

長女は現在も幼く、幼い子どもは放射線に対する感受性が強いため、南相馬市内の自宅に戻った場合に何らかの健康上の影響を受けることが強く懸念される。

そして、上記のような事情から、本人は、長女を南相馬市内の自宅へ連れて行くことができず、同人だけを群馬県内に残すわけにもいかないため、妻が長女と共に群馬県内の自宅にとどまって生活している。

## 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

### (1) 避難の苦痛

本人一家は、スポーツアリーナそうまにおいて、シートの上で過ごさなければならず、当時1歳であった長女が泣いてしまうと周囲の迷惑になることから、車中泊せざるを得なかった。長女は、そのような状況の中でなかなか寝付くことができず、泣き続けていた。本人一家は、川俣高校では、トイレ、水道、電気等が使用できないうえ、衝立もなく、プライバシーもないままシートの上で生活しなければならず、長女は眠ることができずに泣いていたし、入浴することもできずに、オムツかぶれができてしまった。その後も、本人一家は、衝立がなくプライバシーのない福島市の避難所での避難を強いられ、山形県の避難所で胃腸炎に罹患するなどした。本人一家は、過酷な避難生活に耐えなければならなかった。

また、本人及び妻は、避難先である群馬県にやってきた当初は、知人がおらず、土地勘もないので、スーパーへ買い物に行くのにも、長女を病院に連れて行くのにも苦労した。

### (2) 群馬県と南相馬市における二重生活

本人は、同人の父の勧めもあり、平成25年3月ころから、福島県南相馬市内の自宅に戻り、父親の工務店から独立して大工として稼働している。本人は、長女を南相馬市に連れて戻ることはできないが、他方で、70歳を超える両親を南

相馬市に残したままにしておくこともできなかった。本人は、群馬県内で妻及び長女と共に暮らすのがいいのか、群馬県内に同人らを残して南相馬市に戻って稼働するのがいいのか、深く悩んだが、群馬県内に妻及び長女を残して南相馬市に戻って稼働することを決意した。

本人は、月に1度程度、4、5日の間だけ仕事を休み、妻及び長女のもとへ戻る生活を続けており、長女の成長を間近で見ることができないことを何よりも辛く感じている。そのうえ、南相馬市内の自宅と群馬県内の自宅を行き来する身体的・精神的・経済的苦痛等にも悩まされている。

### (3) 不妊治療

本人及び妻は、本件事故により被ばくした可能性がある受精卵を用いて不妊治療を行っているが、そもそも、採卵と媒精自体に時間と費用がかかるうえ、採卵と媒精を行ったからと言って必ず受精卵を得ることができる保証はない。本人及び妻は、受精卵が被ばくしたのではないかとの不安に悩まされながらも、この受精卵を用いて不妊治療を行うことを決意したのである。なお、本人及び妻は、本件事故による二重生活で夫婦が遠く離れて生活しなければならないこと等の事情から、現在では不妊治療を断念している。

### (4) 南相馬市原町区の現状

現在の南相馬市原町区は、避難指示が解除されたとは言え、閉まっている店舗や病院が依然として多く、決して本件事故前の状態に戻ったわけではない。

### (5) 父との葛藤

本人の父は、本人の妻と長女が南相馬市内の自宅に戻ることを希望しているが、幼い長女が放射線の影響により白血病になること等が強く懸念されるため、本人は南相馬市内の自宅に妻と長女を連れて戻ることができない。本人は、そのことを父に説明しているが、理解を得られずにいる。

## 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は、南相馬市原町区石神地区である。本人は、南相馬市鹿島区の出身であるが、結婚してから南相馬市原町区石神地区に移り住み、その後も住み続ける予定であった。

## 5 人格発達権

### (1) 生業に関して受けた苦痛

本人は、南相馬市内での稼働を再開した平成25年3月ころ、取引関係者（同じ現場で就労していた職人）から、休憩時間中に「逃げたのが帰ってきた」などと発言された。「逃げたのが帰ってきた」などという発言は、本人を故郷を捨てた裏切り者として中傷するものであり、同人には耐えがたい苦痛である。また、自営業者である本人にとって、信用を失うことは仕事を失うことに等しく、取引関係者に「故郷を捨てた」という評価を受けることは大問題である。

### (2) 長女の健康の悪化等

長女は、群馬県内に避難してから体調が悪化し、チック症や川崎病等に悩まされた。

また、妻と長女は、現在も群馬県内での避難を続けているが、その後のことは決まっていない。

## 6 居住・移転の自由

本人や妻が所有する不動産はない。着の身着のまま避難してきたので、群馬県内に持って来たのは貴重品や衣服だけである。妻と長女は平成28年度末までは借上住宅に無償で住み続けることができるが、その後のことは不明である。

【家族番号16・原告番号48】

昭和47年 2月25日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

夫（原告番号47）、長女（同49）及び夫の両親と福島県南相馬市内に居住していた。事故当時は保育士であった。避難の経緯については、原告番号47第1項参照。

2 因果関係

原告番号47第2項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 家族の被ばく

本人は、平成23年3月11日に、南相馬市から避難しようとする自動車が渋滞している様子を見て、本件事故で本人一家も被ばくしてしまうのではないかと不安に悩まされた。その後、本人は、福島市内や群馬県内に避難した際に、長女を連れて外出したことがあった。また、宮城県内の友人宅に向かう前に福島市内の給油所に長時間並んで給油した際、夫が雨に当たってしまった。本人は、後日に福島市や群馬県内の避難先は放射線量が高かったことを知り、長女と夫が被ばくしたのではないかと不安を感じている。特に、長女は本件事故当時に1歳であり、放射線に対する感受性が強かったため、後々に放射線の影響で白血病などに罹患することが懸念された。

(2) その他

避難の苦痛、不妊治療及び南相馬市原町区の現状については、原告番号47第3項参照。

本人は、夫が南相馬市と群馬県での二重生活をおくることになり、同人と共に生活できなくなったことに大きな精神的苦痛を感じている。また、本人は、長女と共に南相馬市に戻ることを義父から希望されているが、幼い長女が放射線の影

響により将来的に白血病等に罹患することが強く懸念されることから、南相馬市内の自宅に戻れていない。そのため、本人は、義父とわだかまりのある関係になっている。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は、南相馬市原町区石神地区である。本人は、石神地区で生まれ育ち、結婚してからもずっと住み続ける予定であった。

#### 5 人格発達権

##### (1) 生業に関して受けた苦痛

本人は、南相馬市内で保育士として稼働してきたが、本件事故により避難することになり、保育士の仕事を失った。その後、本人は、群馬県内で再就職したが、長女がチック症や川崎病等になり、体調が不安定になってしまった。また、本人の義母も実母も南相馬市内におり、長女の面倒を見てもらうことができず、体調が不安定な長女を保育園や幼稚園に預けることもできなかった。そのため、本人は再就職先を退職せざるを得なかった。

##### (2) 長女の健康の悪化等

原告番号47第5項(2)参照

#### 6 居住・移転の自由

原告番号47第6項参照

【家族番号16・原告番号49】

平成21年 6月 9日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、父（原告番号47）、母（同48）及び祖父母と福島県南相馬市内に居住し、本件事発当時は、母が勤務する保育園に通い、健康状態にも問題はなかった。避難の経緯については、原告番号47第1項参照。

2 因果関係

原告番号47第2項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 被ばくの懸念

本人は、福島市内や群馬県内に避難した際に、母と共に外出したことがあった。ところが、福島市や群馬県内の避難先は放射線量が高かったためであり、長女は外出した際に被ばくしてしまった可能性がある。長女は本件事発当時に1歳であり、放射線に対する感受性が強かったため、後々に放射線の影響で白血病などに罹患することが懸念される。

(2) 避難先での苦労

本人は、群馬県にやってきた当初、避難による環境の変化により夜泣きがひどくなると共に、指吸いを頻繁に行うようになり、指にタコができてしまうほどであった。また、本人はなかなかオムツがとれなかったため、母が子育て支援センターに相談に行ったこともあった。父が南相馬市と群馬県での二重生活を開始してからは、母とだけの生活になってしまい、寂しい思いをしている。

(3) 避難の苦痛

原告番号47第3項参照

4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」は、南相馬市原町区石神地区である。本人は、石神

地区で周囲の人たちに見守られながら成長するはずだった。

## 5 人格発達権

### (1) 健康の悪化

原告番号47第5項(2)参照

### (2) 父親との別居及びその苦痛

本人は、現在も父と離れて生活しており、父が本人のそばにいられるのは、月に1度程度、それも4、5日の間だけであり、子どもにとって十分な時間とは言えない。本人は、父親がいない寂しさに悩まされるだけでなく、子どもの成長に重要な父親との生活・交流をも奪われている。

## 6 居住・移転の自由

本人が所有する不動産はない。着の身着のままの避難で、本人の玩具は南相馬市の自宅に置いてきた。平成28年度末までは借上住宅に無償で住み続けることができるが、その後のことは不明である。

【家族番号17・原告番号50】

昭和51年 5月27日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号50は、本件事故時、妻（原告番号51）及び長男（同52）の一家3人で福島県郡山市内のアパートに居住していた。

同所は避難等対象区域外であったが、住居や学校等生活圏で高い放射線量が観測されたこと等から、本人が出張で滞在していた群馬県への避難を決意した。

本人自身は、郡山市内で建築業を行っていたため、妻と長男とともに生活の基盤を群馬県に移すことができず、被ばくによって死ぬことになっても構わないという覚悟で、郡山市内の自宅に残って住み続けることとなった。そのため、平成24年8月6日に、本人が群馬県に避難するまで、家族は離散した状態となっていた。

2 因果関係

妻と、当時11歳だった長男への、放射線による健康被害が生じることが懸念されたこと、東京電力や日本政府が、本件事故について説明を二転三転させたこと、マスコミ等から発表される放射線量が同地域、同時刻であるにも関わらず差があったこと、いわき市にはヨウ素剤が配布されたのに郡山市には配布されなかったこと、諸外国の在日外国人に対する避難指示と比べ日本政府の避難指示の距離が著しく短かったこと等から、本人らは、東京電力や日本政府に対し不信感を募らせ、自らの生命身体を守るのは、自らしかできないと考え、妻及び長男の県外への避難を決意した。

そして、妻にリンパの腫れや頭痛等、被ばく症状とも思える症状が出現したことや郡山市の学童らが全員マスクをして通学する異常な光景を目の当たりにしたことから、本人らは、妻と長男の避難の継続を決めた。

本人は、郡山市内での仕事のため妻らとともに避難することを決意できなかったが、その後も、本件事故が収束する見込みがなかったため、平成24年8月6日に、

群馬県への避難を決意した。

本人らは、住み慣れた郡山市に戻りたいが、現在も郡山市内の線量は高く、とても帰れないと考えている。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人らが居住していた福島県郡山市は、生活圏内の放射線量は高かったため、外出は極力控えてマスクを着用していた。

テレビや新聞、インターネットで放射線の健康被害について諸説乱れる状況であり、本人らは、何を信じて良いのか分からず混乱した。現在も、将来の健康被害について強い不安を有している。

(2) 本人ら一家は、本件事故前までは、家族3人で同居し、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により家族は分断され、本人は二重生活を強いられた。

本人は、二重生活において、慣れない土地で不安な気持ちで暮らす妻らのことを思うと、胸が押しつぶされるような気持ちになった。

(3) 特に、妻と長男は、本件事故後、甲状腺に異常が確認されたため、被ばくの疑いを持ち、本人は、妻子を甲状腺がんで失うのではないかと思ひ悲しみ、著しい精神的苦痛を被っている。

その後の検査により、これらの甲状腺の影が甲状腺がんではなく甲状腺腫と嚢胞であることが分かったが、悪性の腫瘍に変化する危険と、医師の指示から現在も半年に一度、甲状腺の検査を受けている。

さらに、①福島県で健康調査を行った結果、1回目では何も甲状腺の異状がなかった子供たちに、1年後の検査で甲状腺がんが発症しているケースが多いことや、②妻子らも本件事故直後の検査ではなかった甲状腺の嚢胞等が、本件事故後1年くらいで出現したこと、③最近の検査では、妻の甲状腺腫の増大があったこと、長男の嚢胞が増加していたこと、④長男が一時的に福島県に帰ると、その2日後くらいに瞼や顔全体が腫れて、群馬県に戻ると腫れが治るという被ばくの影

響を疑わせる事情があること等からすれば、妻子らが本件事故による被ばくのため、今後、悪性に転化する甲状腺の腫瘍が生じたことは明らかであって、妻子らの被った健康被害は生命に直接関わる重篤なものであることは明らかである。

本人は、親として、小さかった長男に、この先一生にわたって甲状腺がんのリスクを負わせてしまったことを一番辛く思っている

- (4) さらに、内部被ばくを防ぐために、本人は、ガイガーカウンターやサーベイメーターを購入した。本人は、どこに行くにも、何を食べるにしても放射線量を気にしながら生活することを強いられている。
- (5) 本人は、本件事故により、本人が生活の糧として、また自己実現として行っていた仕事を奪われた。避難生活を開始した後は、家計を支えるために、早朝から深夜まで毎日働き続けている。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人にとっての「ふるさと」は、生まれ育った福島県郡山市熱海町である。このふるさとにおいて、他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民との関係が薄く、避難者であることが噂になるなどして、孤独な生活を余儀なくされた。
- (2) 長男は、小学校3年生からサッカーを始め、郡山市から群馬県に避難したことにより、この友人らと一緒に大好きなサッカーをして遊ぶことができなくなった。このことに、長男はもちろん、本人も妻も心を痛めている。群馬県に避難してからは自宅でゲームをして過ごすことが増えた。

#### 5 人格発達権

- (1) 平成23年3月に妻と長男が群馬県に避難してから、本人が平成24年8月6日に群馬県に避難するまで、それまで一緒に暮らしていた家族がバラバラになって生活しなければならなかった。
- (2) 長男は、避難前も本件事故以降は友人と外で遊ぶことはできず、従前の日常生

活を失った。また、避難により転校を余儀なくされ、友人らとも離ればなれとなった。

(3) 本人らは、避難後、従前のような近隣住民らとの密接な関わりはなく、孤独な生活をしている。

(4) 避難終了の目処も立っていない。

## 6 居住・移転の自由

本人が出張で幾度か行ったことがあるに過ぎない群馬県内での避難生活を余儀なくされ、今後の生活再建の見通しも立っていない。

【家族番号17・原告番号51】

昭和52年 1月27日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号51は、本件事故時、夫（原告番号50）及び長男（同52）の一家3人で福島県郡山市内のアパートに居住していた。

本人らの居住地域は、いわゆる避難等対象区域外であったが、住居や学校等生活圏で高い放射線量が観測されたこと等から、本件事故時、夫が出張で滞在していた群馬県への避難を決意した。

夫は、郡山市内で建築業を行っていたため、本人と長男とともに生活の基盤を群馬県に移すことができず、郡山市内の自宅に残って住み続けることとなった。そのため、平成24年8月6日に、夫が群馬県に避難するまで、家族は離散した状態となっていた。

2 因果関係

本人らは、原告番号50第2項と同じ理由で、本人と長男は県外への避難を決意した。

夫は、郡山市内での仕事のため本人らとともに避難することを決意できなかったが、その後も、本件事故が収束する見込みがなかったため、平成24年8月6日に、群馬県へ避難した。

そして、本人にリンパの腫れや頭痛等、被ばく症状とも思える症状が出現したことや郡山市の学童ら全員マスクをして通学する異常な光景を目の当たりにしたことから、本人らは、本人と長男の避難の継続を決めた。

本人らは、住み慣れた郡山市に戻りたいが、現在も郡山市内の線量は高く、とても帰れないと考えている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号50第3項(1)(2)及び(4)参照

本人は、慣れない土地で、夫と離れて一人で長男を守りながら暮らす二重生活  
が長期化したことにより、精神状態が悪化した。

- (2) 本人と長男は、本件事故後、甲状腺に異常が確認されたため、被ばくの疑いを  
持ち、著しい精神的苦痛を被っている。

本人も自身の甲状腺の異常より、長男を初期被ばくから守ることができなかつ  
たことを深く悲しんだ。

その他の精神的苦痛については原告番号50第3項(3)参照。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人にとっての「ふるさと」は、生まれ育った福島県郡山市である。本人は、  
郡山市希望が丘で生まれ育ち、結婚した後は、郡山市のふるさとにおいて、他者  
と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民との関係が  
薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

- (2) 長男は、小学校3年生からサッカーを始め、多くの友人がいたが、郡山市から  
群馬県に避難したことにより、この友人らと一緒に大好きなサッカーをして遊ぶ  
ことができなくなった。いやがる長男を無理やり群馬県に避難させたことに、本  
人も夫も心を痛めている。

#### 5 人格発達権

- (1) 平成23年3月に本人と長男が群馬県に避難してから、夫が平成24年8月6  
日に群馬県に避難するまで、それまで一緒に暮らしていた家族がバラバラになっ  
て生活しなければならなかった。

- (2) 原告番号50第5項(2)ないし(4)参照

#### 6 居住・移転の自由

原告番号50第6項参照

## 【家族番号17・原告番号52】

平成11年 7月29日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故時、父（原告番号50）及び母（同51）の一家3人で福島県郡山市内のアパートに居住していた。

本人らの居住地域は、いわゆる避難等対象区域外であったが、住居や学校等生活圏で高い放射線量が観測されたこと等から、本件事故時、父が出張で滞在していた群馬県への避難を決意した。

父は、郡山市内で建築業を行っていたため、母と本人とともに生活の基盤を群馬県に移すことができず、郡山市内の自宅に残って住み続けることとなった。そのため、平成24年8月6日に、父が群馬県に避難するまで、家族は離散した状態となっていた。

### 2 因果関係

原告番号50第2項と同じ理由で、母と本人は県外への避難を決意した。

父は、郡山市内での仕事のため母らとともに避難することを決意できなかったが、その後も、本件事故が収束する見込みがなかったため、平成24年8月6日に、群馬県へ避難した。

本人らは、できれば住み慣れた郡山市に戻りたいと考えているが、現在も郡山市内の線量は高く、とても帰れないと考えている。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号50第3項(1), (4)参照

(2) 一家は、本件事故前までは、家族3人で同居し、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により家族は分断され、父は二重生活を強いられた。避難直後、本人は、転校先の学校に行くことを拒否し、不登校になった日が続いた。また、それまで、本人が学校から帰宅するとすぐに外へ遊びに行っていたが、今は、自宅でゲーム

をして過ごすことが増えた。

- (3) 特に、母と本人は、本件事故後、甲状腺に異常が確認されたため、被ばくの疑いを持ち、著しい精神的苦痛を被っている。

詳細については、原告番号50第3項(3)のとおりであるが、本人は、この先一生にわたり、甲状腺がんのリスクを背負うことになってしまい、その精神的苦痛は筆舌にし難い。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人にとっての「ふるさと」は、生まれ育った福島県郡山市熱海町である。
- (2) 本人は、小学校3年生からサッカーを始め、多くの友人がいたが、郡山市から群馬県に避難したことにより、この友人らと一緒に大好きなサッカーをして遊ぶことができなくなった。

#### 5 人格発達権

- (1) 平成23年3月に本人と母が群馬県に避難してから、父が平成24年8月6日に群馬県に避難するまで、それまで一緒に暮らしていた家族がバラバラになって生活しなければならないことになった。
- (2) 本人は、避難前も本件事故以降は友人と外で遊ぶことはできず、従前の日常生活を失った。また、避難により転校を余儀なくされ、友人らとも離ればなれとなった。
- (3) 父らは、避難後、従前のような近隣住民らとの密接な関わりはなく、孤独な生活をしている。
- (4) 避難終了の目処も立っていない。

#### 6 居住・移転の自由

父が出張で幾度か行ったことがあるに過ぎない群馬県内での避難生活を余儀なくされ、今後の生活再建の見通しも立っていない。

【家族番号18・原告番号53】

昭和28年10月 1日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号53は、本件事故当時、ワープロ修理業を営み、妻（原告番号54）と2人でいわき市内で生活していた。本件事故直後、放射線への不安から喜多方市内の知人のもとへ避難し、いったんはいわき市内の自宅に戻った。

しかし、第2項記載の理由から、群馬県へ避難した。

2 因果関係

本人らは、本件事故直後、放射線に対する不安から喜多方市内の知人のもとへ避難し、その後いったんはいわき市内の自宅に戻った。

しかし、当たり前の生活が出来なくなったこと、町も特殊車両が行き交い、異常事態と感じたこと、近くに本件原発があり、何が起こるか分からない中で生活を続けていかなければならないという不安もあったことから、群馬県へ避難した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

生まれも育ちも福島だったので、親族・知人もみな福島だったが、群馬県への避難によりバラバラになってしまった。寂しさを紛らわすため、家にこもって仕事に打ち込んだり、福島県の親族・知人と電話やメールをする日々が続いた。また、母が急死し、その死に目にも会えなかった。

4 ふるさと喪失

「ふるさと」とは、それまで自分が培ってきた人とのつながりである。童謡のふるさとを聞くと涙が止まらなくなる。福島とのつながりを残したいがために、「福島ビデオ」という屋号も変えずに事業を再開した。それでも、福島に仲間を置いて避難したことに対する葛藤は消えない。

5 人格発達権

事業についても、風評被害のせいで心無い連絡を受けたこともあったし、また、

依頼者の信頼にも応えられず，辛かった。

## 6 居住・移転の自由

群馬県内で中古住宅をローンで購入したが，79歳まで支払いを続ける必要がある。自分たちは避難できたが，避難したくてもできないという人はたくさんいた。

自宅については，事業所と兼用となったため，庭中に倉庫が置かれるなど，いわきの自宅と比べて劣悪な居住空間での生活をせざるを得なくなった。

いずれは生まれ育った福島に帰りたいという気持ちはある。

## 【家族番号18・原告番号54】

昭和31年11月 9日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号54は、本件事故当時、夫（原告番号53）の事業であるワープロ修理業を手伝いながら、いわき市内で生活していた。本件事故直後、放射線への不安から喜多方市内の知人のもとへ避難し、いったんはいわき市内の自宅に戻った。

### 2 因果関係

放射線への不安の中での生活に耐えられなかった。自分なりに放射線の健康リスクを調べたりしたが、専門家によっても意見が異なり、不安は募るだけであった。いわき市内の自宅の庭で、線量が $2\mu\text{Sv/h}$ という数値が出たこともあった。毎日放射線を気にする生活を送り、近隣との意見の対立もあった。また、近くに本件原発があり、何が起こるかわからない中で生活を続けていかなければならないという不安もあったため、群馬県へ避難した。

なお、原告番号53の気持ちもあるので、いずれは福島に帰るということも選択肢としてはあり得る。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

群馬県へ避難してからは、寂しさを紛らわすため、離れ離れになった親族・知人と電話やメールをする日々が続いた。それでも、連絡が疎遠になってしまった親族・知人もおり、それまでの人間関係が維持できているわけではない。また、義母が急死したり、知人が仮設住宅で孤独死したりしており、悲しいし、悔しい気持ちである。

### 4 ふるさと喪失

「ふるさと」とは、人とのつながりである。福島とのつながりを残したいがために、「福島ビデオ」という屋号も変えずに事業を再開し、福島も現状を知ってもらうための活動も積極的に行っている。それでも、福島に仲間を置いて避難したこと

に対する葛藤は消えない。また、群馬県へ来てからも、周囲からの誤解や偏見に苦しんだ。

人も自然も生活も、それまで当たり前にあった大切なものを全て奪われてしまって、心に闇が出来てしまった。体調面では睡眠障害なども起きている。本件原発事故さえなければ、このような思いに悩まされることなどなかった。

5 人格発達権

原告番号53参照

6 居住・移転の自由

原告番号53参照

【家族番号19・原告番号55】

昭和43年 4月24日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号55（本人）は、本件事故当時、元夫、長女、長男（同56）、二女（同57）と福島県伊達市内にある自宅で暮らしていた。

本件事故により、本人は、家族5人で群馬県に避難したが、その後、元夫と長女が福島県に戻り、その後長男と本人が戻り、最後に二女が戻った。しかし、平成24年4月頃、再び本人と二女は群馬県に避難し、翌年3月頃長男が群馬県に避難した。

当初は群馬県内の借上げ住宅に居住していたが、居住環境の悪化により、平成27年3月31日、やむなく自己負担で群馬県内にて転居した。

2 因果関係

放射能による子ども達への健康への影響が不安で、不安が増していた。二女等の甲状腺検査の結果もあり、避難を決意した。

現在も、放射能汚染の不安が消えず、原発作業の不具合の報道もあり、不安は消えない。また、元夫と離婚し、福島県での自宅がなくなり、人間関係も壊れてしまったことから、戻ることは困難である。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 子ども達に外出を控えさせ、マスクをさせたり、山や川には行かせず、近所の農作物や水を飲ませないようにした。
- (2) 放射能に関する情報が錯綜し、不安な日々を送り、いつでも避難できるよう準備した。
- (3) 長男と二女の甲状腺検査の結果、経過観察となり、不安が増した。
- (4) 本件事故直後、放射能が漏れていると分かり、不安な日々を過ごした。
- (5) 避難時、大渋滞で12時間以上かかり、不安な時間を過ごした。

- (6) 避難後、長女と元夫が福島県に戻り、しばらく二重生活となった。
- (7) 避難後戻ってから、義父母との関係が悪化し、辛い思いをした。
- (8) 長女や二女の様子や放射能の影響が心配で、不安と後悔と迷いの日々を過ごした。
- (9) 元夫や義父母との関係悪化により、本人は体調が悪化し、精神状態が不安定になり、パニック症状が出たり、不眠になったり、うつ状態になったりした。
- (10) 再度の避難により、二重生活となり、本人は、群馬県と福島県と往復し、身体的にも経済的にもかなり苦しい状態を続けた。
- (11) 避難により、元夫との関係や義父母との関係はますます悪化し、本人は精神状態が悪化し、ひどい円形脱毛にもなった。
- (12) その後、本人は元夫と、避難を原因として、離婚することになった。
- (13) 離婚後、本人と長男らの生活は経済的に逼迫した。
- (14) 長男は、進学をあきらめざるを得なくなり、本人は後悔と申し訳なさで一杯だった。
- (15) 二女も、転校をあきらめることになった。

#### 4 ふるさと喪失

本人は、20年以上居住していた福島から避難せざるを得ないことになり、マイホームも失った。元夫と離婚することになり、家族との関係も失った。近所との関係も失った。

#### 5 人格発達権

本人は、避難が原因で転轍が生じ、元夫と離婚することになり、全く違った人生を送らざるをえなくなった。

長男らも進学をあきらめることになり、子ども達の人生が壊れてしまった。

#### 6 居住・移転の自由

本人は長年住んでいたマイホームを失った。

当初は借上げ住宅に居住していたが、居住環境の悪化により自己負担で群馬県内に転居し、以後は居住費用を負担せざるを得なくなり、経済的にも多大な不安を負っている。

【家族番号19・原告番号56】

平成 6年 7月31日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号55参照

2 因果関係

放射能による健康への影響が不安で、不安が増していた。本人の甲状腺検査の結果もあり、避難を決意した。

現在も、放射能汚染の不安は消えない。また、母が父と離婚し、福島県での自宅がなくなり、人間関係も壊れてしまったことから、戻ることは困難である。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 外出を控えたり、マスクをしたり、近所の農作物を食べたり水を飲まないようにしていた。
- (2) 放射能に関する情報が錯綜し、不安な日々を送った。
- (3) 甲状腺検査の結果、経過観察となり、不安が増した。
- (4) 原告番号55番第3項(4)(5)参照
- (5) 避難所では、何もする気力が起きず、不安と心配な日々を過ごした。
- (6) 避難後、父と姉が福島県に戻り、しばらく二重生活となった。
- (7) 避難後戻ってから、母と父や祖父母との関係が悪化し、辛い思いをした。
- (8) 母の健康状態や精神状態が悪化し、辛く、心配な日々を過ごした。
- (9) 元夫や義父母との関係悪化により、母は体調が悪化し、精神状態が不安定になり、パニック症状が出たり、不眠になったり、うつ状態になったりした。
- (10) 母が父と、避難を原因として、離婚することになった。
- (11) 離婚後、母との生活は経済的に逼迫した。
- (12) 本人は、進学を断念せざるを得なくなり、将来の夢を失い、とても辛い思いをした。

#### 4 ふるさと喪失

本人は、生まれ育った福島から避難せざるを得ないことになり、マイホームも失った。父と母が離婚することになり、家族との関係も失った。友人との関係も希薄になった。

#### 5 人格発達権

本人は、進学をあきらめることになり、人生が壊れてしまった。家族もバラバラになり、父との関係も悪化した。

#### 6 居住・移転の自由

原告番号55参照

【家族番号19・原告番号57】

平成 8年12月22日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号55参照

2 因果関係

放射能による健康への影響が不安で、不安が増していた。本人の甲状腺検査の結果もあり、避難を決意した。

現在も、放射能汚染の不安は消えない。また、母が父と離婚し、福島県での自宅がなくなり、人間関係も壊れてしまったことから、戻ることは困難である。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号56第3項(1)~(3), (6)~(8), (10)(11)及び同55第3項(4)(5)参照

(2) 一人避難所に残り、不安な日々を過ごした。

(3) 福島県に戻ってから、放射能が不安で怖い思いをした。

(4) 本人は、転校を断念せざるを得なくなり、辛い思いをした。

4 ふるさと喪失

本人は、生まれ育った福島から避難せざるを得ないことになり、マイホームも失った。父と母が離婚することになり、家族との関係も失った。

5 人格発達権

本人は、転校をあきらめることになり、仲のよかった友人や先生と離れ離れになった。家族もバラバラになり、本人と父らとの関係も悪化した。

6 居住・移転の自由

原告番号55参照

## 【家族番号20・原告番号58】

昭和37年 3月 4日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経路

原告番号58は、本件事故当時、妻（原告番号59）と二人で福島県いわき市内のアパートに居住していた。

本件事故後、特に1号機と3号機の爆発による放射線被ばくへの恐怖から、本人、妻、本人の母、姉、姉の実子2人の6人で福島県白河市内の中学校体育館へと一時避難したが、平成23年3月25日に一旦は自宅へと戻った。しかし、同月31日、妻の勤務先が閉鎖となって妻は解雇され、妻から自主避難の強い希望があったことと、たまたま本人の勤務先においても転勤希望者の募集があったことから、本人が群馬県内への転勤を希望し、転勤に伴って栃木県内へと転居し、その後、栃木県内にある会社の家族寮（社宅）に避難した。しかし、当該家族寮は、劣悪な住環境であったことから、妻が体調不良となったために、現住居へと再転居した。

### 2 因果関係

いわき市は避難指示区域と近接しており、本人らの居住地は福島第一原子力発電所から約4.2kmと至近距離であったことから、本件事故の状況をテレビ等で注視していたが、3月12日の1号機爆発、同月14日の3号機爆発によって、避難指示区域も次々と広がり、迫り来る放射線被ばくの恐怖に怯え、その恐怖によっていわき市からの避難を決意した。

本人は、いわき市への帰還を強く希望しながらも、平成26年10月1日、脳腫瘍により永眠した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、本件事故が発生するまでは、毎日かかさず仕事が終わってから実家に立ち寄り、実家に預けていた愛犬の散歩をしていた。本件事故後は、放射線被ばくの不安を抱えながらの散歩となり、気楽な散歩ではなくなった。

(2) 本人は、本件事故後の避難生活において、多大なストレスから狭心症、脳腫瘍を発症し、脳腫瘍によって死亡した。

平成26年9月末頃、本人は、妻にしがみついて泣きじゃくった。このとき、本人は、自殺をほのめかすとともに、「頼れる人はおまえしかいなくなってしまう」と話していた。

(3) 本人は、平成18年ころより犬を飼っていたが、栃木県への避難後は、愛犬と離れて生活せざるを得ず、群馬県への転居後は一旦犬を引き取れたが、避難生活のストレスから、本人も犬も、本件事故前のような関係を取り戻せず、愛犬を手放さざるを得なくなった。

(4) 本人は、本件事故までは、実母・実姉が住む実家から車で数分の距離にあるアパートに居住し、犬の散歩のためもあって毎日仕事を終えたのち実家に立ち寄っていたが、栃木県への転居後は、実家に立ち寄ることさえできなくなり、親族とは遠く離れての生活を余儀なくされた。

#### 4 ふるさと喪失

(1) 本人は、生まれも育ちも福島県いわき市であり、同市内には、実母・実姉のほか、親類、友人、勤務先の同僚等も多数存在したが、本件事故による避難生活によって、これらの人々との交流を遮断された。

遠く離れた避難先で入院生活を送っていたが、親族はもちろん勤務先の同僚らも何度も見舞ってくれたことから、いわき市内の病院に入院していれば、もっと頻繁に親族や同僚らに会うことができたであろうことが残念でならない。

(2) 本人は、脳腫瘍の発症後も、いわき市が安全に生活できる状況に戻れば、いわき市への帰還を強く望んでいたが、ふるさとから遠く離れた避難先で死亡することとなり、ふるさと帰還の希望すらかなわなかった。

#### 5 人格発達権

(1) いわき市内には本人の母や姉もおり、友人達も多数いて、これらの者との交流

も頻繁だったが、避難後は、これらの者との交流も遮断され、生活上の悩み等も一人で抱え込む状態だった。

(2) 脳腫瘍発病後は、仕事も休業を余儀なくされ、ふるさとから遠く離れた病院での闘病、療養生活を余儀なくされ、最後は会話もままならず、自身の希望や、家族・親族へ伝えるべきことも伝えられずに命を落とした。

## 6 居住・移転の自由

本件事故発生前は、いわき市を転出する予定も意思もなかったのに、本件事故後わずか1年の間に、栃木県、群馬県へと2度の転居を余儀なくされ、ふるさとであるいわき市からは次第に遠く離れることとなってしまった。そして、ついにいわき市へ帰還することもできずに死亡した。

【家族番号20・原告番号59】

昭和39年12月15日生 自主的避難等対応区域

1 身分関係及び避難の経路

本人（原告番号59）は、本件事故時、夫（原告番号58）との二人暮らしで、福島県いわき市平内の民間アパートに居住していた。

本件事故発生4日後の平成23年3月15日、放射能被ばくをおそれ、本人達夫婦は、夫の母、姉、姉の実子の男の子二人の都合6人で、車に分乗して、避難先を探し回り、夜になってようやく白河中央中学校体育館にたどり着いた。同所において、10日間避難生活を送り、同年3月25日、一旦いわき市内の自宅に戻った。

上記のとおり、本人達は、放射能汚染の恐怖にかられ、いわき市からの脱出を何より優先して考えざるを得ない状況にあったところ、本人の仕事先の会社が閉鎖となり本人が解雇となったこと、夫の就業先も減益が必至であったため転勤希望者を募ったことなどから、夫は群馬県内の会社の支店に転勤することを決意した。

同年5月7日、栃木県内にある、夫の勤務先会社の家族寮（社宅）に一時的に避難し、10か月後の平成24年3月4日、群馬県の借り上げ住宅（現住居地）に落ち着いた。

2 因果関係

本件事故当時、本人達は、いわき市平に居住していたが、同所は、避難指示区域と近接しており、原発からは42キロの極めて近い距離にある。

震災後の第一原発の状況をテレビ等で注視していたが、3月12日、1号機が爆発し、さらに、同月14日には、3号機も爆発した。避難指示区域は、10キロから20キロ、そして30キロへと広がっていった。日々ひたひたと迫って来る放射能の恐怖に怯えた本人の精神状態が心配だと夫は思い悩んだ。

本人達がいわき市内の自宅に戻っていた平成23年3月25日から同年5月7日までの期間も本件事故から間もない時期であり、家の中で窓を閉め、マスクをし、

換気扇も使えなかった。外ではヘリコプターがローター音を響かせて頻繁に飛び交っていた。

上記状況の下、夫は一時退職していわき市を離れることまで思い詰めた。その矢先、夫の転勤の話が持ち上がった。2人は、退職のメリット、デメリット等を考えた末、失職せずに避難できる選択肢として転勤の道を選んだ。

形式的には転勤という形となったが、実質的には自主避難の希望を夫の勤務先が受け入れてくれたということである。

夫の群馬県内の支店への転勤及び転勤に伴う栃木県、そして群馬県への各避難と本件事故との間に相当因果関係が存在することは明らかである。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人と夫は、平成21年ころから、同居を始め、平成23年1月21日、婚姻の届出をし、共働きの平穏な生活をしていた。

(2) 夫の実家が、同居アパートから車で10分位のところにあり、母親が健在なので、本人達夫婦は、夫の実家と親しく行き来していた。夫は、本人と同居以前から飼っていた犬の世話のため、勤務先からの帰りには、殆ど毎日、実家に寄り、犬を散歩に連れて行くのが習慣となっていた。本人達は、夫のふるさとで、穏やかに、親戚付き合い、知人、友人との交流を楽しみ、心身共健康に暮らしていた。

(3) 本人達は、平成23年5月、栃木県内の夫の勤務先の社員寮に避難したが、社員寮は、会社の事務所の2階にあり、騒音、振動が酷く、本来住居とすることの出来ない生活環境下にあった。そのため、二人とも、すっかり体調を崩してしまった。約1年後にして群馬県内の借り上げ住宅に移った。

(4) 夫は、本件事故以来の多大なストレスから、狭心症、脳腫瘍を発症し、遂に平成26年10月1日死亡した。

平成26年9月末頃、夫は、本人にしがみついて泣きじゃくることがあった。夫は、「頼れる人はおまえしかいなくなってしまった」と話した。本人は、自殺

をほのめかす夫を宥めつつ、本人と一緒に泣いた。

- (5) 本人は、平成23年10月、睡眠障害、食欲不振等を来し、翌年1月、子宮筋腫、子宮内膜症、平成25年9月、内頸動脈瘤の診断を受けた。平成26年3月には子宮内膜症掻爬の手術を受け、後に子宮内膜増殖症と分かった。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人は、栃木県で生まれ育ったので、栃木県が本人にとっての第一のふるさとであるが、現在、本人にとっての第二のふるさとは、夫と生活を始めた、夫の故郷のいわき市である。
- (2) 本人が本件事故前にいわき市に居住していたのは2年程度であるが、本人のいわき市での結婚生活は、決して希薄ではなかった。
- (3) 夫の他界後、本人が1回しかいわき市に帰っていないことをもって、いわき市に対するふるさと感が希薄だなどとは言えない。本人は、好んでいわき市に行かなかった訳ではない。いわき市内のアパートは避難の際に引き払わざるを得なかったため、帰る家もなくなり、また、考え方の相違から避難によって親族間に軋れきも生じ、いわき市に行きたくても行けない状況に陥ってしまった。いわば、本人がいわき市に帰れないのは本件事故による長期の避難が原因である。まさにふるさと喪失の証である。
- (4) 本件事故により、本人は、ふるさとのいわき市を喪失したと言わざるを得ない。

#### 5 人格発達権

- (1) 本人は、本件事故が原因で、勤務先会社が閉鎖となり、平成23年3月31日付で解雇となった。
- (2) 本人は、平成23年5月7日栃木県内に避難後、また、平成24年3月4日に群馬県内に転居後も、職業安定所に通ったが、仕事は見つからなかった。同年7月ころからは、体力、気力の衰えから、就職活動も出来なくなった。
- (3) 避難先においては、いわき市在住当時とは異なり、親戚、友人、知人との交流

が無くなり、夫の病気のことや自分自身の体調不良や就職活動のことなどを訴える相手が身近にいなくなった。

(4) 平成25年8月、夫が脳腫瘍を発症し、入通院、手術を余儀なくされた。そのため、妻である本人は、夫の世話を明け暮れる毎日となり、就職どころでは無くなった。

(5) 夫が死亡し、本人が喪主として、通夜、告別式を行った。群馬県内の会社関係者だけでなく、遠くいわき市などから、大勢の知人、友人が駆け付けてくれた。本人は、改めて、本件事故前の、いわき市での生活が親密で和やかな毎日であったことを思い知った。

## 6 居住・移転の自由

(1) 事件当初、白河中央中学校体育館に避難したときは、着の身着のままだった。いわき市から栃木県、そして群馬県への各移動の際は、僅かの家財全てを夫の会社から借りたトラックに積み、同僚の手伝いのもと転居した。

(2) 夫の職場の関係で、群馬県に住居を定めたが、福島県から借り上げの期限が平成28年3月で切れると言われていた。最近、とりあえず平成29年3月まで延長はされたが、その先いつまで居住できるが分からず、不安が尽きない。夫が死亡した今、不動産など一切所有しておらず、どこに居を定めるべきか悩んでいる。

(3) 本人は、本件事故により、解雇となり、夫も平成26年10月1日死亡し、全くの無収入となった。

【家族番号 21・原告番号 60】

昭和 39 年 6 月 16 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて妻（原告番号 61）、長女（同 65）、二女（同 64）、三女（同 62）、四女（同 63）の 6 名で生活しており、平成 23 年 3 月 11 日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、長女、二女はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。二女とは平成 23 年 3 月末から再び同居することができたが、長女とは、現在に至るまで再び同居することとはなかった。

2 因果関係

本人らは、郡山市内での生活は、放射能の健康被害についての情報が錯綜しており、何を信じて良いのかわからない状況であったが、仕事の都合もあり、県外避難の希望を押し殺して生活していた。本人ら夫婦は、三女が、このまま福島に住み続けたため、将来病気になる夢を見たと泣きながら訴えてきたことから、三女、四女を連れて平成 23 年 12 月 28 日、群馬県に避難した。それに伴い、本人夫妻は、従前の勤務先の退職を余儀なくされた。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本人らの居住する地域は、郡山市内でも特に放射線量が高い地域であり、毎日被ばくの不安と将来の健康不安を抱えて、外出を極力控え、外出する際にも支給された線量計を携帯するなどして生活していた。群馬県に避難して以降も、郡山市在住時の被ばくが将来影響しないか、不安な生活を送っている。
- (2) 長女は本件原発事故の前後に妊娠したが、放射線の影響を考慮して墮胎手術をした。長女は、両親に心配をかけまいと流産したと伝えており、平成 26 年 12 月 9 日まで、本人らに墮胎手術のことは伏せていた。長女だけでなく、本人らもこのことで大きなショックを受けた。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさは福島県であり、福島県中通り地域であり、郡山市である。本人らは、住み慣れた、知人も多数いるこの地域を離れ、縁もゆかりもない群馬県での生活を余儀なくされている。

#### 5 人格発達権

三女、四女はそれぞれ郡山市在住時は闊達な子どもであったが、群馬県への避難後、三女は不登校、非行化、四女は体調を崩して入院、妻も体調を崩して入院した。

#### 6 居住・移転の自由

現在も郡山市の線量は高く、とても戻れる状況にないが、これからも群馬県内で住み続けることができるか、展望を持ってない状況が続いている。

【家族番号21・原告番号61】

昭和39年10月27日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号61）は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて夫（同60）、長女（同65）、二女（同64）、三女（同62）、四女（同63）の6名で生活しており、平成23年3月11日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、長女、二女はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。二女とは平成23年3月末から再び同居することができたが、長女とは、現在に至るまで再び同居することはなかった。

2 因果関係

原告番号60参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号60参照

4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさは福島県であり、福島県中通り地域であり、福島市であり、郡山市である。避難によりふるさとを離れてしまった。

5 人格発達権

(1) 本人は、8年も勤務していた従前の勤務先にやりがいを感じていたが、避難により退職を余儀なくされた。

(2) 三女、四女はそれぞれ郡山市在住時は闊達な子どもであったが、群馬県への避難後、三女は不登校、非行化、四女は体調を崩して入院、本人も体調を崩して半月ほど入院した。本人もなかなか復職できなかった。

6 居住・移転の自由

原告番号60参照

## 【家族番号21・原告番号62】

平成10年 3月11日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号62）は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて父（原告番号60）、母（同61）、長姉（同65）、二姉（同64）、妹（四女）（同63）の6名で生活しており、平成23年3月11日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、長姉、二姉はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。長姉とは平成23年3月末から再び同居することができたが、二姉とは、現在に至るまで再び同居することはなかった。

### 2 因果関係

本人は、郡山市内での生活で、放射能の健康被害についての情報が錯綜しており、何を信じて良いのかわからない状況であったが、なるべく放射能のことは考えずに生活を続けていた。本人は、ある日、このまま福島県内に住み続けて、将来病気になる夢を見たので、その旨を泣きながら両親に訴えた。そこで、両親と本人、妹の4人は、平成23年12月28日、群馬県に避難した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号60第3項(1)参照

### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさは郡山市である。本人は、本件事故によりふるさを離れ、避難生活を送っている。

### 5 人格発達権

本人は、郡山市在住時は元気な子どもであったが、群馬県への避難後、一時不登校、非行化するなどしてしまった。

### 6 居住・移転の自由

現在も郡山市の線量は高く、とても戻れる状況にないので、郡山に戻る意思はな

い。

【家族番号21・原告番号63】

平成14年 4月30日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号63）は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて父（同60）、母（同61）、長姉（同65）、二姉（同64）、三姉（同62）の6名で生活しており、平成23年3月11日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、長姉、二姉はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。二姉とは平成23年3月末から再び同居することができたが、長姉とは、現在に至るまで再び同居することはなかった。

2 因果関係

本人らは、郡山市内での生活は、放射能の健康被害についての情報が錯綜しており、何を信じて良いのかわからない状況であったが、不安を押し殺して生活していた。

本人らは、三姉が、このまま福島県内に住み続けたため、将来病気になる夢を見たことと両親に泣きながら訴えてきたことから、両親と三姉とともに平成23年12月28日、群馬県に避難した。それに伴い、本人は小学校の転校を余儀なくされた。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号60第3項(1)参照

4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさとは、おそらく郡山市だと感じている。楽しかった小学校での生活等すべてを失った。

5 人格発達権

本人は、郡山在住時は闊達な子どもであったが、群馬県への避難後、一時体調を崩して入院するなど、不安定な状況だった。

6 居住・移転の自由

原告番号60参照

【家族番号 2 1 ・原告番号 6 4】

平成 2 年 1 1 月 2 2 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 6 4）は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて父（同 6 0）、母（同 6 1）、姉（同 6 5）、妹 2 名（同 6 2 及び同 6 3）の 6 名で生活しており、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、本人、姉はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。本人は、平成 2 3 年 3 月末から再び両親及び妹らと同居することができたが、姉とは、現在に至るまで再び同居することはなかった。

2 因果関係

本人らは、郡山市内での生活は、放射能の健康被害についての情報が錯綜しており、何を信じて良いのかわからない状況であったが、将来の健康被害は必ず起こりうると思っていた。しかし、せっかく入った就職先を退職する決断はできず、県外避難の希望を押し殺して生活していた。

両親と妹らは、平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日、群馬県に避難した。本人は、両親と妹らとともに住んでいた郡山市内のアパートに継続して居住した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人らの居住する地域は、郡山市内でも特に放射線量が高い地域であり、毎日、被ばくの不安と将来の健康不安を抱えて、外出を極力控え、外出する際にも支給された線量計を携帯するなどして生活していた。屋内でも、線量の高い部屋は使わず、食料も、福島県産のものは絶対に口にしなかった。

4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさは福島県であり、福島県中通り地域であり、郡山市であるとともに、家族である。友人たちとも軋轢が生じ、家族もばらばらになってしまった。

## 5 人格発達権

せっかく入社できた会社の正社員として、退職すべきか否か非常に悩んだ。今後、家族がどこに住むのかも全く決まっていない。

## 6 居住・移転の自由

本人は平成25年4月より転勤で宮城県内に転居し、できればこのまま郡山市には戻りたくないと思っている。

【家族番号22・原告番号65】

昭和63年12月12日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号65）は、本件事故前、福島県郡山市内のアパートにて父（原告番号60）、母（同61）、妹3人（同62ないし同64）の6名で生活しており、平成23年3月11日から数日間は、全員で避難所や車中泊を行ったが、その後、本人及び、妹はそれぞれ別に避難し、世帯分断が生じた。本人は、その後、現在に至るまで再び家族らと同居することはなかった。

2 因果関係

本人は、自身が若い女性であり、妊娠していたこともあったので、放射線の健康被害を恐れ、転々と避難した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、本件事故前から妊娠を感じていたが、本件事故により確認する余裕がなくなり、避難生活中に妊娠を確認したが、結局、自身が被ばくしてしまったこと、胎児への放射線の影響が恐ろしくなったことから、墮胎手術を受けた。本人は、墮胎手術を受けたことを両親に伝えると両親を心配させてしまうと思い、平成26年12月9日まで、墮胎手術を受けたことを隠し、流産してしまったと伝えていた。

(2) 本人は、本件事故後、平成25年8月に母の実家に移るまで、様々な場所を転々とし、見知らぬ場所で安息することができなかった。

(3) 福島県内にいる間は、常に放射線への恐怖、健康被害の不安を抱えて生活している。

(4) 本人は、本件事故により、婚約者の両親と無用なトラブルを生じてしまった。

(5) 妊娠中、特に放射線量や内部被ばくへの恐怖が高かった。

(6) 妊娠中や出産時期、家族と離れて生活することを余儀なくされ、そのために精

神的苦痛を被った。

(7) 子どもたちが被ばくしていないか，不安を抱えている。

#### 4 ふるさと喪失

初めて長く住んだ郡山に非常に愛着を持っているが，もう郡山には帰れないと思っていた。郡山に戻ってからも，友人関係は希薄化し，本人を巡るコミュニティは変容してしまっている。

#### 5 人格発達権

第3項，第4項参照

#### 6 居住・移転の自由

現在も郡山市の線量は高く，戻れる状態ではないと感じていたが，戻らざるを得なくなった。自分や子どもたちに健康被害が発生しないか不安を持ち続けている。

## 【家族番号23・原告番号66】

昭和49年10月21日生 避難指示解除準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号66は、本件事故時、妻（同67）、長女（同68）、長男（同69）の一家4人で福島県南相馬市内の一戸建て（築5年程度）で生活していた。

本件事故後、家族は避難所、親戚宅等を転々とし、群馬県まで避難した。

### 2 因果関係

(1) 本件事故の際、突然隣町に避難するように指示され、深刻な放射能漏れがあったのではないかと多大な不安があった。

そして5歳の長女、2才の長男の安全と健康を考えて、原発から離れたところに避難することを決意した。

(2) 裏山を含めた自宅近隣は未だ除染されておらず、仮に今後除染されたとしても、放射能汚染があった地域での生活は子どもの健康にどのような影響があるかわからないので、南相馬市に帰ることはできない。

### 3 平穏生活権・内心の平穏な環境

本人らは、南相馬市で畑仕事、海釣り、庭木の世話等、自然の中で生活してきたが、本件事故でその日常は奪われた。親戚とも離れ離れに暮らすことになった。集団避難所での生活は、幼い子どもがいる本人らには過酷だった。

また、放射線量に関する情報がなく、線量の高い飯舘村を通過して避難した。車内で高い数値を記録したのを見て、被ばくしたと大変恐ろしい思いをし、現在も不安である。

避難後、長女が原因不明の病気で入院するなど、放射能の影響かもしれないと常に健康不安を抱えている。

### 4 ふるさと喪失

本人らは生まれも育ちも福島で、夢のマイホームで親戚に囲まれて暮らしていた

が、慣れぬ土地で不安を抱えて生活している。

#### 5 人格発達権

本人は、新たに資格を取って仕事のステップアップを図ろうとした折、本件事故が原因で退職した。ようやく新たに就職先が決まったものの、年収ベースで100万円ほど減った。さらに3人目の子どもを作る予定があったものの、避難生活に伴う妻の体調不良、経済的問題等から、あきらめざるを得なくなった。

#### 6 居住・移転の自由

以前の家に帰ることができず、かつ避難先の群馬県内で就職したために、本人は福島県内に住むことをあきらめ、群馬県内に家を建てた。しかし、福島の家ほど広さを確保することができず、失った家の代わりにはならない。本件事故により本人の居住・移転の自由は失われた。

## 【家族番号23・原告番号67】

昭和56年11月18日生 避難指示解除準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号67は、本件事故時、夫（原告番号66）、長女（原告番号68）、長男（原告番号69）の一家4人で福島県南相馬市内の一戸建て（築5年程度）で生活していた。

本件事故で、本人らは避難所や親戚宅を転々とし、群馬県まで避難した。

### 2 因果関係

(1) 消防団に所属する本人の弟から、原発の方向から爆発音が聞こえたことなどを聞き、このまま原発の近くには危険だと考えた。

そして、5歳の長女、2歳の長男の安全と健康を考えて、群馬県に避難することを決意した。

(2) 本人は、両親が現在福島の仮設住宅で生活しており、両親の近くに居たいと希望する一方で、放射能汚染の危険がある福島で子どもたちを育てられないと考えている。そのため、本人らは南相馬市に帰るつもりはない。

### 3 平穏生活権・内心の平穏な環境

本人は、自身や夫が被ばくしたかもしれないという不安はもちろん、子どもたちの将来の健康に不安を抱いている。長女が将来子どもを産む際に放射能の影響があるのではないかという不安もある。

避難生活の際も、プライバシーのない状況で幼い子どもを世話するのは大変であり、同じ福島県民でありながら、他の地域からの避難民に「地元住民が原発の建設に賛成したのが良くない」と言われる等、辛い思いをした。

### 4 ふるさと喪失

本人は、生まれも育ちも福島で、マイホームを建て、親戚に囲まれて平穏に暮らしてきた。しかし避難後は、見知らぬ土地で不安を抱えながら生活することを余儀

なくされている。

## 5 人格発達権

本人は、南相馬市内の病院に勤務して仕事と育児を両立させてきたが、避難に伴い退職せざるをえなかった。また、避難生活に不安を感じている子どもの安心のため、就職せず、できるだけ一緒にいるようにしている。

本人は、パートで働き始めたが、育児を手伝ってくれる親戚がいないために働く時間が限られている。さらにパートでの仕事は、病院での仕事のようにやりがいを感じられない。

## 6 居住・移転の自由

以前の家に帰ることができず、また夫が群馬県内で就職したために、本人は福島に帰ることをあきらめて群馬県内に家を建てた。本件事故により、本人は所縁のない群馬県で暮らしていく決心をせざるをえなかった。

【家族番号23・原告番号68】

平成17年12月15日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故当時は5歳だった。家族4人で、避難所や親戚宅を転々とした。福島では外に出ることはできず、避難のときにお気に入りのおもちゃを持ち出すことはできなかったのも、かんしゃくを起してよく泣いた。集団避難所での生活では、周りの人に迷惑をかけないように両親に叱られて、なおさらストレスになったようである。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 放射線量の高い飯舘村を通過して避難したこともあり、被ばくの可能性がある。将来、放射能の影響で病気にならないかと、両親は心配している。特に、本人がリンパ腺の腫れで入院したことがあったので、病気は被ばくの影響ではないかという不安が残っている。また、本人の健康だけでなく、結婚して子供をもちたいと願ったときに、被ばくの影響で不妊になったり、妊娠できても子供に障害があるかもしれないという将来の不安もある。

(2) 避難生活の中で、本人は「なんで帰れないの?」「いつおうちに帰れるの?」などと両親を質問攻めにし、家での生活を恋しがっていた。

4 ふるさと喪失

マイホームは、広さにゆとりがあり本人が駆け回ることができた。家の周りにも遊び場がたくさんあり、自然に囲まれていた。しかし、本件事故のせいで、本人は福島で、動物と触れ合い、祖父母をはじめとする親戚に囲まれた豊かな環境で生きる権利を奪われた。

5 人格発達権

本件事故前に通っていた幼稚園で、仲がよかった友達と離れ離れになってしまった。群馬県内で通うようになった幼稚園に馴染むのに苦労していた。さらに、本件事故のせいで、自宅で飼っていた犬や、可愛がってもらっていた祖父母と別れて暮らすことになった。

## 6 居住・移転の自由

上記4参照

【家族番号23・原告番号69】

平成20年 4月10日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故当時は2歳だった。家族4人で、避難所や親戚宅を転々とした。福島では本人は外に出ることはできず、避難のときにお気に入りのおもちゃを持ち出すことはできなかった。暴れたり、大声を出してよく泣いた。集団避難所での生活では、周りの人に迷惑をかけないように両親に叱られて、なおさらストレスになったようである。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情について

政府からの情報提供がなかったせいで、放射線量の高い飯舘村を通過して避難したこともあり、被ばくの可能性がある。将来、放射能の影響でがんになったり病気になったりしないかと、両親は心配している。

4 ふるさと喪失

原告番号68参照

5 人格発達権について

本件事故のせいで、自宅で飼っていた犬や、可愛がってもらっていた祖父母と別れて暮らすことになった。マイホームは、広さにゆとりがあり、姉と一緒に本人が駆け回ることができた。家の周りにも遊び場はたくさんあり、本人が暴れても大丈夫な環境であった。父は本人が大きくなったら男同士で海釣りに行くことを楽しみにしていた。

しかし、本件事故のせいで、本人は自然の多い福島で、動物と触れ合い、祖父母をはじめとする親戚に囲まれた豊かな環境で生きる権利を奪われた。

6 居住・移転の自由

上記 4 参照

## 【家族番号24・原告番号70】

昭和16年11月 3日生 旧緊急時避難準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号70は、本件事故時、福島県南相馬市原町区にある一戸建てに居住していた。原告番号70は、南相馬市の避難指示に従い、群馬県内の7箇所の避難場所を経て、群馬県内の2箇所の県営住宅に避難していたが、平成27年11月13日、南相馬市の自宅へ戻った。

### 2 因果関係

平成23年3月16日、南相馬市の担当者から市民に説明があり、本件事故が起こったので電気、ガス及び水道を止めて翌17日に原町第三中学校から南相馬市の手配したバスに乗って避難するように、とのことであった。なお、本人は、南相馬市の手配したバスに乗って避難先へ避難する他なく、避難先を選択する余地は無かった。

その後、原告番号70は、後述する福島第一原発のがれき撤去に際して大量の放射性物質が南相馬市に飛来したこと、南相馬市で従前から難病である突発性血小板減少性紫斑病等の治療を受けていた病院が移転してしまい、同市で治療を受けることができなくなったこと等から同市に帰還できずにいた。しかし、原告番号70は、同人が脳梗塞に罹患する等して体調が悪化していることを心配した長女から懇願され、平成27年11月13日、やむなく南相馬市の自宅へ戻った。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 避難場所へ移動するバス内で放射線スクリーニング検査を受け、大変なことが起こったのだということを実感すると共に、もし検査に通らなければ置いていくと言われたため、検査に通らなかつたらどうしようと思い、とても恐かった。
- (2) 被告東電が平成25年8月19日に福島第一原発のがれきを撤去した際に、4時間の作業で最大4兆ベクレルもの大量の放射性物質が飛散して南相馬市に飛

来しており、南相馬市がまた放射性物質に汚染されたかと思うと、強い憤りを感じる。

- (3) 自宅で栽培している植物を愛でる楽しみを奪われ、悔しい思いでいっぱいである。
- (4) 風邪をひいている体で、手荷物一つと毛布（ひざかけ）一枚だけの着の身着のままの状態避難せざるを得ず、とても辛い思いをした。
- (5) 9箇所も避難場所を変えたが、いつ南相馬市に戻れるか分からないまま避難場所を転々とするのはとても不安だった。右膝の変形性膝関節症が痛んで辛かった。
- (6) 避難生活で病院に行けず、持病の薬が切れそうになり、不安だった。
- (7) 避難する前はバスで病院に通院できていたが、避難後は、通院先も転々としなければならない上、通院にもとても苦労した。
- (8) 現在は南相馬市の自宅に戻っているが、以前通っていた病院は移転してしまっており、持病の難病である突発性血小板減少性紫斑病及び糖尿病の専門医にかかることができなくなった。

また、避難の間に、右変形性膝関節症はステージ4、左変形性膝関節症はステージ3に進行しており、実際に通院するとなればタクシーを使用せざるを得ず、通院に困難が伴うようになった。

- (9) 自宅に戻っても、本件事故の影響からスーパーマーケットが閉鎖してしまい、買い物に行くのも不便を強いられている。

#### 4 ふるさと喪失

原告番号70の自宅は、平成27年10月に除染作業を行ったが、また放射線量が高くなってしまい平成28年4月にも除染作業を行っており、その繰り返しが見込まれる。

以上から明らかなように、原告番号70は、人的にも物的にも本来の意味でのふ

るさとを失った。

## 5 人格発達権

友人と離れて誰も知らない群馬県に来た辛さは筆舌に尽くしがたいものがあった。

避難生活中は、体調が悪い中、近所に頼れる人がおらず、このまま倒れたらどうしようと毎日不安な中で過ごしていた。

現在は、南相馬市の自宅に戻ったが、近隣住民は転居している者も多く、以前とは異なり知人が周りにおらず、以前と同じ生活を送ることはできない。

## 6 居住・移転の自由

南相馬市には昭和62年に購入した原告番号70名義の土地及び建物（自宅）があり、そこに一人で暮らしていたが、本件事故によりそれを残して避難することになった。現在は南相馬市の自宅に戻ったが、4年8か月も自宅から離れなければならなかったのは、原発事故が原因である。

【家族番号25・原告番号71】

昭和25年 5月 4日 帰還困難区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号71は、本件事故当時、双葉町内で一人暮らしであった。もともと、南相馬市小高区の実家に住民票を残しており、頻繁に実家に戻るような生活をしてきた。実家には、父（原告番号72）母と長女夫婦がいた。二女は横浜市内に嫁いだものの、三女は南相馬市鹿島区内に家族で住んでいた。津波により、南相馬市小高区の実家は流され、母と長女の子のうち1人を亡くした。

双葉町の自宅、南相馬市小高区の避難所、南相馬市鹿島区（三女の家）、福島市の体育館、群馬県内の施設、群馬県内の市営住宅と避難した。原告番号72とは、南相馬市小高区から一緒に避難をしている。

仕事はしていたが、職を失い、現在は貯金を切り崩して生活している。

2 因果関係

避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

津波で行方不明になった母や孫を探そうと思った矢先に避難となってしまったのが心残りである。家族もバラバラになってしまった。

4 ふるさと喪失

本人のふるさは南相馬市小高区であった。津波に流されてしまったものの、隣組の葬儀等の協力はしばらく続いていた。しかし、今では住民があちこち散り散りに離散しており、隣組はもう解散となってしまった。

5 人格発達権

群馬県内の市営住宅では知り合いもおらず、苦痛な日々であった。

6 居住・移転の自由

着の身着のままの避難を強いられた。

【家族番号26・原告番号72】

大正13年 4月15日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号72は、本件事故当時、南相馬市小高区内で、妻と孫夫婦とその子らと一緒に生活していた。自宅で妻や孫らに介護されていた。要介護2の認定を受けており、ときたまデイサービスに通っていた。長男（原告番号71）は双葉町に出稼ぎに行っていた。津波により、南相馬市小高区の自宅は流され、妻と同居の孫の子のうち1人を亡くした。本件事故前は、年金収入のみであった。

デイサービス施設、南相馬市小高区の避難所、南相馬市鹿島区（長男の三女（孫の家）、福島市の体育館、群馬県内の施設、群馬県内の市営住宅と避難した。長男とは、南相馬市小高区から一緒に避難をし、平成24年3月には、群馬県内の介護老人施設に入居した。

2 因果関係

避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

要介護2の認定を受けており、避難中は回りに迷惑をかけて肩身が狭かった。避難しているせいで、妻の遺体とも対面できなかつた。家族とも離ればなれになり、孫やひ孫の成長を見届けることが出来なくなってしまった。

4 ふるさと喪失

南相馬市小高区は津波で流されたが、本件事故がなければ人がきっと戻ってきたはずである。

5 人格発達権

原告番号71参照

6 居住・移転の自由

原告番号71参照

## 【家族番号27・原告番号73】

昭和30年 6月25日生 特定避難勧奨地点

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人は、定年退職後、平成21年7月に、福島県南相馬市鹿島区に家と土地を購入し、家の修理や土地の整備に多額の費用と時間と手間をかけて1人で住んでいた。福島の地に転居したのは、農業を営み、自給自足の生活をしつつ、自信を持って提供できる農作物を生産することを目標に、地域に溶け込み、第2のふるさととして老後を過ごそうと思っていたからである。

ところが、本件事故に遭い、福島の地を捨てて、群馬県内にある実家に避難することを余儀なくされた。

### 2 因果関係

平成23年3月17日、避難に関する説明会に参加した人から、皆が避難することや避難先などの説明を受け、避難した。その後、本人が住んでいた家は、特定避難勧奨地点に設定され、帰還できなくなった。

平成26年12月28日、特定避難勧奨地点の指定は解除されたが、本人が住んでいた家の地理的状況や交通状況から、放射性物質による汚染は、依然として残っている。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人の自宅が面している道路の空間線量率は、平成23年5月18日時点において、 $4.04 \mu\text{Sv/h}$  である。また、本人の自宅のある地区の空間線量率は、平成23年10月20日において、 $2.78 \mu\text{Sv/h}$  である。

平成25年における放射線モニタリング調査結果によれば、農地空間線量率は、 $1.99 \sim 1.00 \mu\text{Sv}$  であり、土壌中の放射性セシウムの濃度は、 $1 \text{万Bq/kg}$  以上である。また、平成25年8月11日における  $0.79 \mu\text{Sv/h}$  という高い放射線量の自動車内からの測定結果もある。田畑は荒れ、放射性物質を含んだ植物から吸汁す

る虫の死骸もたくさん家の中に入っている有様であった。

- (2) 除染作業も行われたが、どれも納得のいくものではなく、山林に至っては、除染作業の計画もない。

我が家の間にある山に降った放射性物質は、今後何年も我が山林や農地、家の方に流れてくることは明らかである。そのため、もはや農業をすることは絶望的である。たとえ除染をされたとしても、田畑を本件事故前の状態に戻すことは不可能である。

- (3) 原発事故の結果、安心して品質のよい農作物を作り、自給自足の平穏な生活をしていくことはできなくなった。
- (4) 本人は、避難後のストレスから、腸が2か所もとぐろを巻くような身体の異常が生じ、身を寄せている実兄にも気兼ねがあるほか、不便な生活を余儀なくされていることにより、内心の静謐な感情も害された。

#### 4 ふるさと喪失

特定避難勧奨地点の指定は解除されたものの、原発事故発生前のような安心して豊かな自然環境や、近所の人々との充実した交流は、すべて失われた。

終の棲家と心に決め、購入した自宅にはもう住むことはできず、農地も使うことはできない。第2のふるさとは失われてしまった。

#### 5 人格発達権

農業を営み、自給自足の生活をするだけでなく、安心安全で、かつ、商品価値の高い農作物を生産するという目標のもとに老後を過ごそうとの思いが根底から破壊され、自己実現が不可能になった。特定避難勧奨地点の指定が解除されたとしても、除染作業は一時的な対処にすぎず、周辺の地理的状況や交通状況の下では、放射性物質の汚染はないと保証できる農作物を作ることはできない。

お情けで買ってもらうような精神で農業生産をすることは、本人にはできない。

#### 6 居住・移転の自由

自宅や田畑を失った。

【家族番号28・原告番号74】

昭和54年 5月18日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故当時、本人は、南相馬市内のアパートにおいて、母（原告番号75）と内縁配偶者と3人で居住していた。父は、ウイルス性脳炎の後遺症で福島県南相馬市原町区内の病院に入院していた。現在は、本人と内縁配偶者は群馬県内に避難を継続しているが、母は、南相馬市内の元のアパートに帰還している。

2 因果関係

原発が爆発したという情報に触れて避難を開始した。道の駅や公民館で車上避難を行ったあと、猪苗代町総合体育館（カメリーナ）、旅館での避難生活を経て、群馬県内に避難し、現在に至る。高度の不眠症に悩まされていること及び南相馬市内の安全性が確保されていないことから、帰還ができないままとなっている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 避難中の被ばくの影響が出ないか、強い不安に襲われている。また、国が、どこの線量が高いかといった情報を流してくれなかったことで、線量の高い川俣や飯坂に避難してしまった。
- (2) 事業の休業を余儀なくされているが、現在でも、店舗を手放すことができず、家賃を払い続けている。
- (3) 父は、本件事故の影響で郡山市内にある病院に避難継続中であり、父、母、本人の生活する地域がばらばらになってしまった。
- (4) 避難中、車上避難は寒くて凍えそうであり、カメリーナでの避難生活は、プライバシーが全く守られない生活だった。旅館では、叔母の体調がどんどん悪化していき、強い不安を感じる状況に置かれた。
- (5) 群馬県内での生活は不便でもあり、孤独である。

4 ふるさと喪失

ふるさとを明確に定義することはできないが、あえて定めるのであれば福島であり、南相馬である。本件事故の影響で群馬県内に避難しなければならなくなり、本人としてはふるさとを奪われた気持ちである。

## 5 人格発達権

- (1) 事業を再開したいが、南相馬市に戻る決断ができず、店舗は現在も休業状態である。
- (2) 不眠症を治して南相馬に戻りたい気持ちを有しているが、一向に良くなりず、南相馬に戻る見通しは立っていない。

## 6 居住・移転の自由

住宅補助は、平成27年3月までであり、その後も更新されるかどうかは分からず、非常に不安である。

現在、貯金を切り崩しながら、ぎりぎりの生活をしており、住宅補助が打ち切られた場合、このまま群馬県内に住み続けられるか分からず、不安である。

【家族番号28・原告番号75】

昭和24年11月 6日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故当時、本人は、南相馬市内のアパートにおいて、長女（原告番号74）と長女の内縁配偶者と3人で居住していた。夫は、ウイルス性脳炎の後遺症で福島県南相馬市原町区内の病院に入院していた。現在は、本人は、南相馬市内の元の住居に帰還している。

2 因果関係

原発が爆発したという情報に触れて避難を開始した。道の駅や公民館で車上避難を行ったあと、猪苗代町総合体育館（カメリーナ）、旅館での避難生活を行う。

平成23年9月末に南相馬市に戻ってからは、姉の介護をする必要があったことや本件事故前の住居が山に近く、線量が高かったことから、姉の自宅にすることがほとんどだった。平成24年に姉が亡くなった後も、姉の家に避難していたが、現在は、元の住居で生活している。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 避難中の被ばくの影響が出ないか、強い不安に襲われている。また、南相馬市は現在でも安全な状態とはいえず、放射能の影響に怯える毎日である。

国が、どこの線量が高いかといった情報を流してくれなかったことで、線量の高い川俣や飯坂に避難してしまったとの思いもある。

(2) 本件事故前、本人は、パチンコ屋の清掃の仕事と上司の自宅の家政婦をやっていたが、本件事故後、仕事は減少し、収入も減少した。

(3) 現在は、一家がばらばらになってしまった状態であり、本件事故さえなければこんなことにはならなかったと思っている。

(4) 南相馬市では、放射能を気にしている人の方が悪く言われ、納得がいかない。

(5) 避難中、車上避難は寒くて凍えそうであり、カメリーナでの避難生活は、プラ

イバシーが全く守られない生活だった。旅館では、姉の体調がどんどん悪化していき、強い不安を感じる状況に置かれた。避難しなければならなかったことで、津波で流された兄を探しに行けず、とても辛かった。

#### 4 ふるさと喪失

ふるさとを明確に定義することはできないが、あえて定めるのであれば福島であり、南相馬市である。すっかり様変わりした南相馬市内の様子を見ると、ふるさとを奪われた気持ちになる。

#### 5 人格発達権

一家がばらばらになってしまったことに強い悲しみを抱いている。

#### 6 居住・移転の自由

本件事故によって不動産を失ったという事情はないが、着の身着のままの避難を余儀なくされた。

【家族番号29・原告番号76】

昭和24年 7月19日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故が起きた時、福島県南相馬市原町区に住んでいた。

本件事故直後は指示に従って自宅で屋内退避をしていたが、南相馬市の避難指示に従い、平成23年3月18日、バスで群馬県内のロッジに避難し、同年7月15日から、埼玉県内の公務員住宅に住んでいる。

本人は、本件事故当時、妻、長女といっしょに住んでいた。長女は、東日本大震災当日はたまたま東京に出ていて帰って来ることができなくなり、そのまま東京の親戚宅に泊めてもらい、同年3月20日に群馬県内の避難先で合流した。以後、家族はいっしょに生活している。

2 因果関係

南相馬市による避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、福島県原町市（現在の南相馬市原町区）で生まれ、地元の高校を卒業し、上京して定年まで勤務した。その間、大阪や東京周辺を転勤しながら社宅住まいをしていたが、一方で、昭和56年に、いずれ家族で帰郷するつもりで、当時両親が住んでいた実家を建て直し、ローンも支払い続けてきた。妻も、南相馬市を故郷と思ってくれて、本人と供に、いずれ南相馬市に転居し、ずっと過ごすつもりでいた。今回、移り住んだその家を失った。

(2) 本人達の自宅は本人の実家であり本人の両親が亡くなるまで長く住んでいた。

平成22年9月、本人の退職にともなって、本人、妻、長女の3人で実家に戻った。自宅の近所には、本人の実姉や伯母が住んでいて親しくしていた。姉は、認知症が始まっていたが、本人や妻が頻繁に訪問していた。姉は、本件事故の後、本人達と一緒に群馬県内に避難したが、体調を崩し、東京に住んでいた姉の息子

に引き取られた後、平成25年9月に亡くなった。

- (3) 長女は、東京での仕事をやめて、本人達夫婦といっしょに南相馬市に帰り、そこで、仕事を見つける予定だった。しかし、本件事故で避難を余儀なくされ、もう、放射能の残る南相馬市に帰るつもりはない。

そのこともあって、本人達は、南相馬市の家に戻ることはできない。

#### 4 ふるさと喪失

本人は、生まれ育ち、思い出が一杯詰まっていて、姉も近所にいる故郷の家で、家族とともに余生をのんびりと過ごすつもりでいたのに、それがかなわなくなり、心の張りまで失ってしまった。

#### 5 人格発達権

第4項と同様。

#### 6 居住・移転の自由

いつ住まいを明け渡さなければならぬかわからない不便な避難生活とともに、帰る故郷を失ってしまったことについて、慰謝して欲しい。

【家族番号29・原告番号77】

昭和20年 1月 6日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故が起きた時、夫、長女とともに福島県南相馬市原町区に居住していた。本件事故直後は指示に従って自宅で屋内退避をしていたが、南相馬市の避難指示に従い、平成23年3月18日、バスで群馬県内のロッジに避難し、同年7月15日から、埼玉県内の公務員住宅に住んでいる。

2 因果関係

南相馬市の避難指示に基づく避難である。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 夫と婚姻後、大阪や東京の周辺を転勤して社宅住まいをしたが、昭和56年に、いずれ家族で帰郷するつもりで、当時夫の両親が住んでいた南相馬市の夫の実家を建て直し、ローンも支払い続けてきた。本人は、南相馬市を自分の故郷と思い、夫とともに、いずれ南相馬市に転居し、ずっと過ごすつもりでいた。

(2) 本人達の自宅は夫の実家である。夫の両親が亡くなるまで長く住んでいた。

平成22年9月、夫の退職にともなって、夫、本人、長女の3人で夫の実家に戻った。自宅の近所には、夫の実姉（本人の義姉、ただし本人より年下）や夫の伯母が住んでいて親しくしていた。義姉は、認知症が始まっていたが、夫や本人が頻繁に訪問していた。義姉は、本件事故の後、本人達と一緒に群馬県内に避難したが、体調を崩し、東京に住んでいた義姉の息子に引き取られた後、平成25年9月に亡くなった。

(3) 原告番号76第3項(3)参照

4 ふるさと喪失

本人は、夫の退職までは転勤生活のかたわらしばしば南相馬市を訪れ、夫の退職後は、南相馬市に移住した。本人はここを終の住処と思い、ここで死ぬまで暮

らすつもりでいた。それが困難となってしまう、とても悲しい思いである。

5 人格発達権

第4項と同様。

6 居住・移転の自由

いつ住まいを明け渡さなければならぬかわからない不便な避難生活とともに、  
帰る故郷を失ってしまったことについて、東電や国に償ってほしいと思う。

【家族番号29・原告番号78】

昭和57年 2月14日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故が起きた当時、福島県南相馬市原町に父、母とともに住んでいた。本人は、平成23年3月11日の東日本大震災当日はたまたまコンサートを見るために東京に出ている、地震に遭い、南相馬市に帰ることができなくなり、そのまま東京のいとこ夫婦の家に泊めてもらい、同年3月20日に群馬県内に避難していた両親と合流した。

その後、しばらく群馬県内のロッジで生活した後、同年7月15日から、埼玉県内の公務員住宅に両親とともに住んでいる。

2 因果関係

南相馬市からの避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

両親は、南相馬市の指示で集団で避難し、群馬県内のロッジに避難し、本人も3月20日にそこに合流したが、本人が合流してすぐ、一緒に避難していた伯母（父の姉）が体調を崩し、東京に住んでいた伯母の息子さんに引き取られた後、平成25年9月に亡くなった。本人をいつもかわいがってくれた伯母さんが亡くなったことでとてもショックを受けている。

4 ふるさと喪失

本人は昭和57年生まれで、生まれてからずっと、父の転勤に伴い、社宅暮らしをしていた。埼玉県内の私立高校を卒業し、浅草のデパートに就職したあと、東京の飲食店や草加市内のレコードショップで仕事をしてきた。平成22年9月、父が長年務めていた会社を退職し、南相馬市の父の実家に転居するのに伴って、本人もそれまで務めていたレコードショップの仕事を辞め、両親とともに、南相馬市に転居した。

南相馬市の家は、父の実家だったので、祖父母が長く住んでいて、本人も両親と  
いっしょにしばしば帰っていた。また、近所には、父の親戚が多くいて、本人もと  
てもかわいがってもらっていたので、本人にとっても故郷だと思っていた。

本人は、埼玉での仕事をやめ、南相馬市で仕事をみつけようと思っていた。

それが、本件事故で一変してしまった。

## 5 人格発達権

第4項と同様

## 6 居住・移転の自由

本人は、放射能の残る南相馬市に帰るつもりは全くない。両親はそれでも南相馬  
市のことが忘れられないようである。一方で、両親は、本人のことを心配して一緒  
に住んでくれると言っている。しかし、本人は、これから結婚して子供もほしいと  
思っているので、線量の高い南相馬市に戻るわけにはいかない。

両親のことを思うととても申し訳ない気持ちである。

今住んでいる住まいもいつ明け渡さなければならぬかわからない。不便な避  
難生活とともに、両親とともに帰る場所を失ってしまったことについて、東電や  
国に償ってほしいと思う。

## 【家族番号30・原告番号79】

昭和41年 4月13日生 帰還困難区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号79は、妻（原告番号80）と2人で双葉町内の一軒家に居住していたが、本件事故により、同町全域に避難指示が出されたため、やむなく避難した。過酷な環境に耐えかね避難所から親戚宅に移動したが、次第に居辛くなり、妻、妻の父親（本件事故時富岡町在住）とともに群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係等

本件事故後、避難指示が出されたため、避難せざるを得なかった。本人の住んでいた場所は、現在も帰還困難区域であり、避難終了の目処は全く立っていない。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

従前より福島第一原発で働いているところ、本件事故後に被ばくの基準値が引き上げられ、被ばく量が格段に増えたため、被ばくによる健康被害が心配である。着の身着のままでの避難、避難所での生活により、過酷な生活を強いられた。親戚や知人と離れ離れになり、祖母の死に目にも会えなかった。未だに避難先すらわからない友人もいる。人気のない故郷、荒れ果てた我が家を見る度、悲しみ、悔しさ、怒りを覚える。仕事のため妻と週末しか会えないことも辛い。

### 4 ふるさと喪失について

生まれてからずっと生活してきた地を永遠に失ってしまった。親戚・知人が暮らす自然豊かな「ふるさと」はもうない。言いようのないストレスが常に心にある。

### 5 人格発達権

本件事故前の「日常」は全て失われてしまった。平日は寮生活で、孤独な生活をしている。本件事故前と異なり、地域住民との交流もほとんどない。

### 6 居住・移転の自由

縁もゆかりもない群馬県での長い避難生活を余儀なくされている。自宅のある場

所は未だに一時立入りしか許されておらず、数年間放置された自宅はもう戻れる場所ではない。妻の父親が群馬県内に比較的安価な中古住宅を購入したため、平成28年10月中にそこに転居する予定であるが、借上住宅が手狭になったための暫定的な選択である。今後、自分たち夫婦として、これからの居住地をどうするか考えなければならないが、自宅のある双葉町は将来的に帰ることのできる場所なのかどうか、国が明確な態度を示さないため、何も決断できずにいる。

## 【家族番号30・原告番号80】

昭和40年11月 5日生 帰還困難区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号80は、夫（原告番号79）と2人で双葉町内の一軒家に居住していたが、本件事故により、同町全域に避難指示が出されたため、やむなく避難した。過酷な環境に耐えかね避難所から親戚宅に移動したが、次第に居辛くなり、夫、父親（本件事故時富岡町在住）とともに群馬県内のアパートに避難した。

### 2 因果関係等

本件事故後、避難指示が出されたため、避難せざるを得なかった。本人の住んでいた場所は、現在も帰還困難区域であり、避難終了の目処は全く立っていない。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

避難時及び一時立入り時の被ばくが将来どのような影響を及ぼすか不安である。福島第一原発内で働く夫の健康も非常に心配である。国が適切な情報提供をしなかったため、着の身着のまま避難し、過酷な避難生活を強いられた。家族、親戚、友人、知人とも離れ離れになってしまい、先のことを考えると憂鬱である。ストレスから不眠に悩むようになり、現在も安眠剤を服用している。本件事故が原因で福島県民が分断されていることも辛い。趣味を楽しもうという気持ちにもまだなれない。

### 4 ふるさと喪失

親戚も知人も全国各地に散り散りとなり、ふるさとの家も町も元に戻らない状況である。人生のほぼ全てを過ごしてきたふるさとを、永遠に失ってしまった。

### 5 人格発達権

現在、従前のような近隣住民との密接な関わりはなく、孤独な生活をしている。福島県内で働く夫とは週末しか会えず、家族との日常も失ってしまった。

### 6 居住・移転の自由

縁もゆかりもない群馬県での長い避難生活を余儀なくされている。将来的に帰ることのできる場所なのか、国が明確な態度を示さないため、今後の見通しはつかないままである。父親が群馬県内に比較的安価な中古住宅を購入したため、平成28年10月中にそこに転居する予定であるが、借上住宅が手狭になったための暫定的な選択である。夫は今後も福島県内での勤務を続ける予定であるため、私たち夫婦としては、福島県内に戻ることも検討している。しかし、元々の自宅周辺に戻ることができるかどうか、現段階では全くわからないため、今後のことを決めることができない。

## 【家族番号 31・原告番号 81】

昭和52年 2月20日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号81）は、本件事故当時、夫（同84）、長男（同82）、二男（同83）の一家4人で福島県郡山市内の持家で生活していた。本件事故により、放射線量が高い郡山市が子供の生活環境として望ましくないことから、本人、長男、二男の3人が群馬県内に避難し、仕事の都合上、夫だけは鮫川村に避難した。

### 2 因果関係

本件事故後、郡山市内は放射線量が高い状態が続いた。自宅の中も例外ではなかった。放射線の影響を受けやすい子供が2人おり、外遊びすら安心してできない環境下で子供を育てることに大きな不安を抱いた。そこで、平成24年3月頃避難した。現在も郡山市内の放射線量に疑念があり、積極的に戻りたい訳ではない。しかし、避難後始まった二重生活をこれ以上継続することが経済的に困難であることから、平成29年4月の長男の高校進学を機に、福島県に戻る決断をやむなく下した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

放射線量が高いところでの生活を余儀なくされた。外出を控えるようになり、外出時にはマスクが必需品となった。自然豊かな公園にも子供を連れて行けなくなるなど、子供の外遊びを控えさせるようになった。また、子供を小学校や幼稚園まで車で送迎するようになった。子供の体育の授業や運動会が体育館で行われ、プールもなくなった。除染のため、庭木等を処分した。

### 4 ふるさと喪失

避難により、地域を失い、仕事を失い、父母と会えなくなり、友達も失った。家族が離れ離れになり、マイホーム、家族の目標を失った。本件事故さえなければ、こんな辛い思いをしないで済んだ。

### 5 人格発達権

やりがいを感じていた仕事を失い，知人も失った。

## 6 居住・移転の自由

見知らぬ土地での生活を余儀なくされており，福島県に戻る決意こそしたものの，一家4人で生活できる場所の確保も出来ておらず，本人が仕事に就けるかも不明であり，生活再建の見通しが立たないことに今でも変わらない。

【家族番号 3 1 ・原告番号 8 2】

平成 1 3 年 6 月 7 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 8 2）は、本件事故当時、父（同 8 4）、母（同 8 1）、弟（同 8 3）の一家 4 人で福島県郡山市内で生活していた。本件事故により、放射線量の高い郡山市は子供の生活場所として望ましくない環境であることから、母、本人、弟の 3 人が群馬県内に避難し、仕事の都合上、父だけは実家のある鮫川村に避難した。

2 因果関係

本件事故後、郡山市内は放射線量が高い状態が続いた。自宅の中も例外ではなかった。外遊びすら安心してできない環境下に置かれ、友人との別れ等もあり、ストレスがたまっていき、避難した。現在も郡山市内の放射線量が高く、戻りたい訳ではないが、二重生活を解消せざるを得ない経済的事情により、本人の高校進学を機に、福島県に戻ることにした。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

放射線量が高いところでの生活を余儀なくされた。家の環境も変わり、外出を控えるようになり、外出時にはマスクが必需品となった。学校生活においても通学や授業で不便を強いられた。避難により、友人を失い、祖父母と会えなくなり、父と離れ離れの生活を送るようになった。進学先も決められないでいる。本件事故さえなければ、こんな辛い思いをしなくて済んだ。

4 ふるさと喪失

避難により、友人を失い、祖父母と会えなくなり、父と離れ離れの生活を送るようになった。

5 人格発達権

本件事故により、転校することになり、友人を失い、祖父母とも会えなくなった。進学先も決められないでいる。

## 6 居住・移転の自由

本件事故により，見知らぬ土地での生活を余儀なくされている。

【家族番号 3 1 ・原告番号 8 3】

平成 1 7 年 6 月 1 0 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 8 3）は、本件事故当時、父（同 8 4）、母（同 8 1）、兄（同 8 2）の一家 4 人で福島県郡山市内で生活していた。本件事故により、放射線量の高い郡山市は子供の生活場所として望ましくない環境であることから、母、兄、本人の 3 人が群馬県内に避難し、仕事の都合上、父だけは実家のある鮫川村に避難した。

2 因果関係

原告番号 8 2 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

放射線量が高いところでの生活を余儀なくされた。家の環境も変わり、外出を控えるようになり、外出時にはマスクが必需品となった。幼稚園生活においても通園等で不便を強いられた。

4 ふるさと喪失

避難により、友人を失い、祖父母と会えなくなり、父と離れ離れの生活を送るようになった。

5 人格発達権

本件事故により、友人と別の小学校に進学することになり、友人を失い、祖父母とも会えなくなった。

6 居住・移転の自由

本件事故により、見知らぬ土地での生活を余儀なくされている。

【家族番号 3 1 ・原告番号 8 4】

昭和 5 1 年 6 月 1 9 日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 8 4）は、本件事故当時、妻（同 8 1）、長男（同 8 2）、二男（同 8 3）の一家 4 人で福島県郡山市内の持家で生活していた。本件事故により、放射線量が高い郡山市が子供の生活環境として望ましくないことから、妻、長男、二男の 3 人が群馬県内に避難し、仕事の都合上、本人だけは実家のある鮫川村に避難した。

2 因果関係

原告番号 8 1 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

原告番号 8 1 参照

4 ふるさと喪失

5 人格発達権

すぐにでも妻や子供と一緒に生活したいが、福島県環境が今でも子供によいとは思えず、妻や子供を福島県に呼び戻し、避難を終了する目処は立てられずにいた。しかし、一家が二重生活を続けることが困難であることから、一家 4 人で福島県内で生活することにしたが、滞在者との不和という問題が予想され、悩んでいる。

6 居住・移転の自由

見知らぬ土地での生活を余儀なくされており、福島県内で一家 4 人で生活する決意こそしたものの、一家 4 人で生活できる場所の確保も出来ておらず、妻が仕事に就けるかも不明であり、生活再建の見通しも立っていない。

【家族番号 32・原告番号 85】

昭和 34 年 1 月 20 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、本人は南相馬市小高区の自宅で妻（原告番号 86）と子供 3 人（同 87 ないし同 89）、義弟（同 90）と 6 人で同居。南相馬市内の親戚宅、南会津町内のホテル 2 箇所を経て群馬県内の県営住宅に避難。仕事のため本人のみ南相馬市鹿島区に移るが、1 年 9 か月後再び群馬県内に避難。

2 因果関係

本件事故時の住所は福島第一原発から 20 キロ圏内の避難指示区域である。平成 28 年 7 月 12 日に避難指示が解除されたが、戻ることができない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

仕事のため福島に戻り 1 年 9 か月間家族と別れて生活せざるをえなかった。群馬県への避難のため 38 年勤続した会社を退職した。新しい仕事は不規則で重労働であり持病が悪化して退職し、再び就職したものの、収入が少なくなり将来が不安である。

子供 2 人（原告番号 88 及び 89）が甲状腺検査において嚢胞の影が見えたため経過観察となり不安が大きい。

4 ふるさと喪失

生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。地元の親戚や友人とはほとんど会わなくなってしまった。避難指示が解除されたとしても、戻るかどうかは決めていない。

5 人格発達権

群馬県で家族と一緒に生活するために、38 年勤続した会社を退職した。

6 居住・移転の自由

第 4 項、第 5 項と同じ。

【家族番号32・原告番号86】

昭和42年 6月29日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、本人は南相馬市小高区の自宅で夫（原告番号85）と子供3人（同87ないし89）、弟（同90）と6人で同居。南相馬市内の親戚宅、南会津町内のホテル2箇所を経て群馬県内の県営住宅に避難。仕事のため夫のみ南相馬市鹿島区に移るが、1年9か月後夫も再び群馬県内に移る。

2 因果関係

原告番号85参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

十分な情報がない中、数日おきに移動を繰り返し、パニックになりそうであった。

自分を育ててくれた祖母が避難が原因で亡くなったが、最期に会うことができなかった。1年9か月間夫と別の生活となり、1人で子どもの世話をしなければならなかった。弟とも本件事故後ずっと別生活となっている。本件事故のため20年間務めてきたウェディングプランナーの仕事を失った。夫も群馬県への避難のため38年勤続した会社を退職し、収入が減って将来が不安である。

子供2人（原告番号88及び89）が甲状腺検査において嚢胞の影が見えたため経過観察となり不安が大きい。

4 ふるさと喪失

生まれ育った南相馬市小高区の町は荒れ、自宅もカビや異臭がしている。生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。親しくしていた親戚や友人ともほとんど会えなくなってしまった。

5 人格発達権

20年間務めてきた仕事を失い、やり甲斐や顧客からの信用を失った。

避難指示が解除されたとしても、元の町に戻るとは思えないので、戻ることはで

きない。

## 6 居住・移転の自由

30年以上暮らした自宅ですっと暮らしたいと思っていたが、住める状態ではなくなった。

【家族番号 32・原告番号 87】

平成 6年 4月 27日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、本人は父（原告番号 85）、母（同 86）と弟（同 88）妹（同 89）、叔父（同 90）と 6人で同居。

福島県内の親戚宅、ホテル 2箇所を経て、群馬県内の県営住宅に避難した。

2 因果関係

原告番号 85 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

避難先でも放射線量が高いため長時間の外出が制限された。家族や犬の健康が不安で仕方なかった。

避難先では場所、気候、住環境など不便なことが多く、また十分な情報が得られず、落ち着くことができない生活を送った。父、叔父など家族と離れて暮らすことや、犬と離れて暮らすこと、地元の友達と離ればなれになること、避難先で曾祖母の死という悲報に接したことは非常につらかった。人見知りのため新しい学校への不安感は大きくストレスだった。

4 ふるさと喪失

生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。友達と会えなくなり、友達、親戚、地元の人たちとのつながりが希薄になってしまった。愛着のある物も自宅に残してきている。地元には帰りたいが、群馬県で友達もできたので今は複雑な気持ちである。

5 人格発達権

通っていた高校から群馬県内の高校への転入を余儀なくされた。生活が一変し、経済的な不安もあって将来の夢も変わった。

6 居住・移転の自由

第4項，第5項と同じ。

ずっと地元になりたいと思っていたが，町は寂しくなり，家もボロボロになった。

【家族番号 32・原告番号 88】

平成 10 年 9 月 24 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時，本人は父（原告番号 85），母（同 86）と姉（同 87），妹（同 89），叔父（同 90）と 6 人で同居。

福島県内の親戚宅，ホテル 2 箇所を経て，群馬県内の県営住宅に避難した。

2 因果関係

原告番号 85 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本件事故により突然の避難を余儀なくされた。放射能の健康への影響も不安だった。外出を制限される避難生活も苦痛だった。原発の情報が少なく不安だった。地元の友達と会えなくなった。曾祖母の最期を看取ることができなかった。父や叔父，ペットの犬と離ればなれの生活が寂しくつらかった。

甲状腺検査において嚢胞の影が見えたため経過観察となり不安が大きい。

4 ふるさと喪失

生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。地元は目立った自然災害が少なく過ごしやすい場所で好きだった。自宅の柱に小さい頃から身長を記していた。福島県内にいた頃と比べて近所の人や親戚の人との交流はめっきり減ってしまった。東京電力には今まで何度も信用を裏切られてきたので，100パーセントの安全が確認できるまで帰りたくない。

5 人格発達権

地元は目立った自然災害が少なく過ごしやすい場所で好きだった。

地元の友達と会えなくなった。

福島県内にいた頃と比べて近所の人や親戚の人との交流はめっきり減ってしまった。

6 居住・移転の自由

第4項, 第5項と同じ。

【家族番号32・原告番号89】

平成13年 2月23日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、本人は父（原告番号85）、母（同86）と姉（同87）兄（同88）、叔父（同90）の6人で同居していた。

福島県内の親戚宅、ホテル2箇所を経て、群馬県内の県営住宅に避難した。

2 因果関係

原告番号85参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本件事故により避難を余儀なくされた。地元は何年も戻れないと知ったときはショックを受けた。放射能は目に見えないものなので怖かった。健康面への影響も不安だった。

避難先での生活は慣れないこと、不便なことが多くストレスだった。父、叔父と離れて暮らすことや、犬と離れて暮らすことがつらかった。避難中に曾祖母の死を知りショックを受けた。地元の友達と離ればなれになり寂しかった。転校も不安でいっぱいだった。

甲状腺検査において嚢胞の影が見えたため経過観察となり不安が大きい。

4 ふるさと喪失

生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。友達と駄菓子屋に遊びに行ったり自宅でみんなでゲームをしたり、バーベキューをしたり、とても楽しい生活を送っていた。親戚の家にもよく行っていた。本件事故後は以前ほど頻繁には行き来できなくなった。震災前のふるさとの姿に戻ってほしい。

5 人格発達権

地元の学校から避難先へ転入を余儀なくされた。友達とも離ればなれになってしまった。それがつらい。

6 居住・移転の自由

第4項, 第5項と同じ。

【家族番号32・原告番号90】

昭和45年 7月25日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、姉（原告番号86）の家族5人（同85，同87ないし同89）と同居していた。平成23年3月12日に避難指示があり，親戚宅，ホテル2箇所，避難所，知人宅を転々と避難した。平成23年10月に南相馬市原町区のアパートに転居し，婚姻のため原町区内で転居した。

2 因果関係

原告番号85参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

複数の場所を転々と避難し，避難先の環境も過酷であった。育ててくれた祖母が避難により死去し，死に目に会えなかった。同居していた姉の家族と別生活となった。本件事故時の勤務先を解雇され，再就職に苦労した。

4 ふるさと喪失

自宅がある南相馬市小高区で生まれ育った。生活基盤や交友関係のほとんどが南相馬市とその周辺地域にあった。姉の家族や親戚，友人と離れ離れになり，つながりが薄くなった。みんなそれぞれの生活を作っており，元に戻ることは無理だと思う。

5 人格発達権

ずっと一緒に暮らしてきた姉やその家族，近隣の親戚，友人と離れ離れになった。本件事故時の勤務先を解雇された。

6 居住・移転の自由

第4項，第5項と同じ。

長年暮らした自宅や町が荒れ放題になっており，持ち出せていない物がある。

【家族番号 33・原告番号 91】

昭和10年 5月 3日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号91は、本件事故当時、妻（原告番号92）と二人で福島県双葉郡浪江町の自宅にて居住していた。近所には、長女（同93）、長男家族（同129ないし同134）が居住していた。本件事故により、避難指示が出たが避難できず、2日後に自衛隊に救助されて避難し、避難先で前記家族と合流して、さらに避難した。数カ所の避難の末、群馬県内の借り上げアパートで避難生活を開始したが、約1か月後に、家族と別居し、単身で新潟県内に転居した。

2 因果関係

原告番号91ほか、前記家族の居住地はすべて、本件事故により平成23年3月12日に避難指示が出たため、避難を余儀なくされた。

現在も、居住制限区域に指定されており、戻れる目処は立っていない。

3 平穏生活権・内心の平穏な感情

(1) 平成23年3月12日、防災アナウンスにより避難指示が出たが、渋滞中にガソリンが尽きて避難できず、原発から10キロ地点にある自宅に2日間留まった。また、同月14日に自衛隊に救助されて避難したが、避難先の津島活性化センターや二本松市東和の避難所でも高い放射線にさらされた。その間、国や町からの避難に関する具体的指示がなかった。

(2) 原告番号91は妻（原告番号92）とともに、自宅敷地内に工場を建て、20年以上にわたって、食品製造販売業を自営してきた。自宅及び工場は原告番号91番の手作り建築であり、愛着のある建物であった。事業をより拡大していく予定であったが、本件事故により断念せざるを得なくなった。

また、自宅近くには、長女である原告番号93や、長男である原告番号129家族もあり、交流も深く家族皆楽しく生活していた。

これらすべてを本件事故に奪われた。

(3) 着の身着のまま避難先を転々とする生活は非常に辛かった。

現在は、福島と新潟，群馬を行き来する生活であり，高齢での自動車運転は大変である。

今後自宅に戻れる目処は立っておらず，借り上げアパートの家賃免除もいつまで継続するかわからず，不安な生活を送っている。

4 ふるさと喪失

原告番号91が長年かけて築き上げてきた家族，生活基盤，事業，交遊関係等すべてが浪江町にあった。しかし，本件事故でこれらを失ってしまった。

現在，家族とも別居して一人暮らしをしており，従前付き合いのあった友人はどこに避難しているかも分からない状態である。

5 人格発達権

本件事故で強制避難を余儀なくされ，自宅，仕事，家族や友人との生活すべてを失った。さらに，避難先での生活中，身体がだるく感じられるようになり，神経内科に通うようになった。

現在，一人暮らしで近所付き合いもほとんどない。高齢での一人暮らしは大変である。

避難生活が終了する目処は未だ立っていない。

6 居住・移転の自由

現在，家族とも離れ新潟県内で単身での避難生活を余儀なくされ，今後の生活再建の見通しもたっていない。浪江町には，自分が建てた自宅や工場があるが，戻ることができない。着の身着のままでの強制避難であったため，衣類や家財道具すら持ち出すことができなかった。

## 【家族番号 33・原告番号 92】

昭和 22 年 10 月 26 日 居住制限区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号 92 は、本件事故当時、夫（原告番号 91）と二人で福島県双葉郡浪江町の自宅にて居住していた。近所には、長女（原告番号 93）、長男家族（原告番号 129 ないし同 134）が居住していた。

本件事故により、平成 23 年 3 月 12 日、防災アナウンスの避難指示に従い、長女と二人で、津島活性化センター（浪江町下津島字松木山地内）に避難し、同所で、長男家族と合流したが、同所でも放射線量が高いとの発表があったことから、当てのないままに、車中泊を繰り返しながら避難をした。

夫はパニック状態となってしまう一足先に家を出てしまったため別行動であり、現地は混乱していたため連絡が取れず、合流できたのは 3 月 20 日になってからのことだった。

数か所の避難の末、群馬県内の借り上げアパートで夫と長女と 3 人で避難生活を開始したが、避難生活により夫婦間に溝が生まれ、約 1 か月後に、避難先アパートが坂がきつく生活しづらいとの理由で夫が別居して単身新潟県内に転居したため、以降は 2 人暮らしである。

### 2 因果関係

原告番号 91 参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 平成 23 年 3 月 12 日、防災アナウンスにより避難指示が出たが、苦勞して避難した津島活性化センターでも高い放射線量にさらされることとなった。

避難や原発に関し、国や町から具体的指示や情報提供はなかった。

(2) 原告番号 91 第 3 項(2)参照。

本件事故以前は、長年夫とともに事業を営み夫婦仲良く生活していたが、避難

生活中に従前と違い話もかみ合わない状態となっ  
てしまい、夫婦仲も不和となっ  
てしまい、別居するに至っている。また、現在、同居している長女とも、お互い  
無気力状態のためか、家にこもりがちで会話もあまりない状態となってしまった。

#### 4 ふるさと喪失

ふるさとである浪江町では、夫婦で事業を始め、子どもを産み、育てながら、懸命に働いて事業を拡大してきた。家族皆で楽しく暮らしており、隣近所も皆親切で、幸せな生活であった。浪江町での生活が人生のすべてであったといっても過言ではない。本件事故により、家、仕事、生活基盤、交流関係等すべてを奪われ、深刻な喪失感にさいなまれている。

#### 5 人格発達権

本件事故で、本人は強制避難を余儀なくされ、仕事も、家族や友人との生活もすべて失った。避難先での生活中では、すべてを失った喪失感や自分の自信のなさから家から外にでない生活を送っている。仕事もしておらず、職業安定所にも足が向かない状態である。無気力な状態を見て周囲からカウンセリングも勧められたこともあるが、そこへさえ足が向かない状態が続いている。避難生活が終了する目処は未だ立っていないが、避難先の生活にも馴染めず、どうしていいかわからない状態である。

本件事故により事業のすべてを失い、年齢的にもう一度、一から再開することははや不可能である。

#### 6 居住・移転の自由

現在、避難生活を余儀なくされ、今後の生活再建の見通しもたっていない。

浪江町には、夫が建てた自宅や工場があるが、戻ることができない。

着の身着のままでの強制避難であったため、衣類や家財道具すら持ち出すことができなかった。

## 【家族番号33・原告番号93】

昭和52年 6月22日生 居住制限区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号93は、南相馬市のアパートで一人暮らしをしていたが、本件事故時は、津波から避難した関係で、父（同91）と母（同92）が住む浪江町の実家に避難していた。

本件事故により、平成23年3月12日、防災アナウンスの避難指示に従い、母と二人で、津島活性化センター（浪江町下津島字松木山地内）に避難し、同所で、弟家族（同129ないし同134）と合流したが、同所でも放射線量が高いとの発表があったことから、当ての無いままに、車中泊を繰り返しながら避難をした。

父は別行動であり、現地は混乱していたため、避難当初は連絡が取れず、合流できたのは3月20日になってからのことだった。

数か所の避難の末、群馬県内の借り上げアパートで父と母と3人で避難生活を開始したが、約1か月後に、父が別居し、単身で新潟県内に転居したため、以降は2人暮らしである。

### 2 因果関係

原告番号92参照

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号92第3項(1)参照

(2) 本人は、幼い頃に南相馬市、浪江町と転居してきて以降、浪江高校卒業後も、仕事は父母の食品製造業を手伝ったり、浪江町内で働いたりしながら、ずっと同所で生活してきた。知り合いも南相馬市か浪江町の人がほとんどである。

家族は、お互いに頻繁に行き来する、仲の良い家族だった。友人とも楽しく交遊していた。上記生活の全てを本件事故により奪われた。また、避難は着の身着のままでの避難は過酷だった。

国や東電から具体的な情報やアドバイスは何もなく、テレビやインターネットから入手できる情報も錯綜しており、何を信じて良いかわからない状態だった。避難生活の長期化、車中泊、長距離移動を繰り返し、その間、見通しもまったく立たないという状況下で、体調も崩した。

本件事故時、本人が勤務していた会社の店舗は、浪江町の警戒区域内にあるため、立入りもできなくなり、平成23年3月末日時点で会社都合による退職となった。

現在は、福島県と群馬県を行き来する生活だが、自分の家に行く道中には、汚染土の入った袋が山のように積んであり、仮に避難解除になって帰ることになった場合、本当に除染されているのか、身体には影響がないのか心配している。

本件事故から3年半以上経過する現在でも自宅に帰れる目処は全く立っておらず、借り上げアパートもいつまで補償されるかもわからず、不安な生活を送っている。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」とは、浪江町や南相馬市の家族であり友人であり、職場であり地域である。本人は今まで、福島県浪江町及び南相馬市以外で生活したことがない。父や母、兄弟といった家族、小さい頃からの友人、浪江高校での友人、高校卒業後の仕事先の同僚や友人は、皆、浪江町か南相馬市周辺の人ばかりである。

今回の本件事故は、家族との生活、職場での生活、友人との生活、それらすべてを奪った。現在、母と二人暮らしで、ご近所付き合いはあまりない。福島県の友人達はどこに避難しているかもわからず、連絡も取れない友人が多い。

#### 5 人格発達権

本件事故で、本人は強制避難を余儀なくされ、仕事も、家族や友人との生活もすべて失った。

避難先での生活中では、すべてを失った喪失感や自分の自信のなさから家から外にでない生活を送っている。仕事もしておらず、働く気力がない状態である。無気力な状態を見て周囲からカウンセリングも勧められたこともあるが、そこへさえ足が向かない状態が続いている。

また、従前から I g A 腎症を患い定期的に治療を受けており、今現在も通院治療が必要であるが、本件事故ですべてを失った喪失感から、家にこもりがちでほとんど外出せず、通院治療する気力が湧かない。

## 6 居住・移転の自由

現在、避難生活を余儀なくされ、今後の生活再建の見通しもたっていない。

着の身着のままでの強制避難であったため、衣類や家財道具すら持ち出すことができなかった。

今後、いつまで家賃免除が続くのか不安である。

## 【家族番号34・原告番号94】

昭和53年 2月 4日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号94は、本件事故時、妻（同95）、長男（同96）の家族3人で、福島県本宮市内で生活していたが、本件事故による放射能への不安から、本件事故直後、妻子を群馬県内にある妻の実家へ避難させた。

本人は郡山市内で福祉関係の仕事に就いていたため、高齢者や同僚を置いてすぐに避難することはできず、約半年間勤務した後に群馬県内のアパートへ転居し、そこで家族3人での避難生活を開始した。

なお、その後第2子が生まれたため、現在は家族4人で生活している。

### 2 因果関係

居住していた本宮市も原発からそれほど遠くなく、放射能汚染が予想されたこと、当時長男が2歳で放射能への不安が大きかったことから避難した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人は、本件事故後、約半年間、本宮市内に居住していたが、本人が住んでいた地域には放射性物質が多く降下したことから、被ばくしたとの不安を抱えている。また、本件事故直後に幼い長男を外出させてしまったことを特に後悔し続けている。

本人は、本宮市内で妻子と平穏な生活を営んでいたにもかかわらず、本件事故により妻子と離ればなれの生活を余儀なくされ、精神的、経済的、肉体的な負担を強いられた。また、先に避難した妻から、本人のふるさつである福島を危険と言われてもどかしい気持ちに苛まれるなど、夫婦間にも溝が生じた。更に、避難したいのに避難できない人々が大勢いる中で避難したことへの負い目を感じ続けているほか、本宮市在住の本人の両親と、群馬県在住の妻の両親との間では表面には現れない微妙な空気が流れ続け、複雑な思いを抱いている。

本人は本宮市の出身であり、福島県に戻れるならば戻りたいとの気持ちを有して

いるものの、今も、放射能汚染への不安や、自主避難者であることの負い目等から、戻ることはできない状態であり、辛い思いを有している。

#### 4 ふるさと喪失

生まれ育った本宮市からの避難を余儀なくされ、ふるさとを失った。

#### 5 人格発達権

本人は、勤務先での仕事にやりがいを感じ、充実した日々を送っており、稼働の継続を望んでいた。しかし、本件事故により避難を余儀なくされ、それが叶わなくなった。本人にとってやりがいのある仕事を失ったばかりでなく、同僚らとも離れ離れになって、親交を深める機会も失った。

なお、本人は、避難先でも社会福祉士の職域の範囲内の仕事には就けているものの、仕事内容が全く違うほか、土地勘がないため、仕事のやりづらさ等に悩む日々を送っている。やりがいのある、かけがえのない仕事を失ったことには変わらない。

#### 6 居住・移転の自由

本件事故により、生まれ育った福島を出ざるを得なくなった。

【家族番号34・原告番号95】

昭和53年 4月23日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号95は、本件事故時、夫（同94）、長男（同96）の一家3人で、福島県本宮市内で生活していたが、本件事故による放射能汚染への不安から、本件事故直後、長男を連れ、群馬県内の実家へ避難した。

夫は仕事の関係ですぐには避難できず、約半年間郡山市内で稼働した後に群馬県内のアパートへ転居し、そこで、家族3人での避難生活を開始した。

その後、第2子が生まれたため、現在は家族4人で生活している。

2 因果関係

原告番号94に同じ。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人は、被ばくしたとの不安を抱えている。また、本件事故直後に幼い長男を外出させてしまったことを特に後悔し続けている。

本人は、本宮市出身の夫と結婚し、本宮市で一生を過ごす覚悟で、本宮市での生活に溶け込もうと努力し、やっと馴染みつつあったところで、本件事故による避難を余儀なくされた。本人は、本件事故をととても怖い出来事だと考えているが、それを口に出すと、夫は「ふるさとをけなされている」と感じるようであり、本件事故により夫婦間に埋められない溝が生じてしまったという辛い思いを抱いている。

本人には、福島県に戻りたいとの気持ちがあるものの、今でも放射能汚染への不安があることや、自主避難者であることの負い目等から、戻ることはできないとの心苦しい思いを有している。

4 ふるさと喪失

本人は、一生を過ごす覚悟で本宮市に引っ越し、本宮市での生活に幸せを感じ、本宮市を自分の居場所だと思っていた。しかし、本件事故により「ふるさと」に戻

れなくなって「ふるさと」を失ったばかりか、「ふるさと」を怖いと思うようになってしまい罪悪感を抱いている。

#### 5 人格発達権

長男のため友人らと幼児サークルを立ち上げようとしている最中、本件事故が起きて避難を余儀なくされ、サークルの立ち上げを断念せざるを得なかった。

#### 6 居住・移転の自由

本件事故により、福島県を出ざるを得なくなった。

## 【家族番号34・原告番号96】

平成20年10月 9日生 自主的避難等対象区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

原告番号96は、本件事故時、福島県本宮市内で、父（同94）、母（同95）の家族3人で生活していたが、本件事故による放射能への不安から、本件事故直後、母と、群馬県内の母の実家へ避難した。

父は仕事等の関係ですぐには避難できず、約半年間、父と離れて暮らした後、家族3人で群馬県内のアパートへ転居し、そこで避難生活を開始した。その後、第2子が生まれ、現在は家族4人暮らしである。

### 2 因果関係

家族で居住していた本宮市も原発からそれほど遠くなく、放射能汚染が予想されたこと、本人が2歳と幼く放射能汚染に対する不安があったこと、外で遊びたがる本人を安全な環境で遊ばせたいと思ったことから、母が本人を連れて避難した。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人は、自然が豊かな本宮市で生まれ、毎日自宅近くの公園で遊び、また、本宮市のベビーサークルでできた友達と一緒によく遊んでいたが、本件事故により外で遊ぶことができず、また、避難により友達と会えなくなり、辛い思いをした。加えて、線量が高い日に外出してしまったことから、被ばくしたとの不安がある。何より、本件事故後半年間、父と一緒に暮らせず、寂しい思いをした。

### 4 ふるさと喪失

本件事故により家族3人で生活していた本宮市からの避難を余儀なくされた。本人は、事故当時2歳であり、本宮市での生活を思い出すことすらできなくなっていることから、「ふるさと喪失」というほかない。

### 5 人格発達権

本件事故により避難を余儀なくされ、本宮市に住む大好きな祖父母の近くで生活

できなくなり、また、ベビーサークルで知り合った友達とも一緒に遊べなくなり、寂しい思いをした。

#### 5 居住・移転の自由

本件事故により、福島県を出ざるを得なくなった。

【家族番号35・原告番号97】

昭和63年 1月29日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故時、双葉郡富岡町の自宅で家族（父，母，弟，祖父，祖母）と6人で同居。川内村親戚宅，郡山市所在県立安積高等学校体育館，栃木県内のレオパレスでの避難を経て，平成23年11月ころから群馬県内の借り上げ住宅で生活。

2 因果関係

本件事故時の住所は，現在も居住制限区域であり，戻ることができない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

今回の事故が原因で，家族全員がばらばらになった。避難後は，年に1～2回しか，家族全員が揃うことはなく，非常に寂しく辛い。

事故直後何の情報ももたらされなかったことから，着の身着のままで避難するしか無かった。過酷な状況を強いられた避難に際して，一体いつまで過酷な避難生活が続くのかとても不安であった。この不安は今後も続くものである。

4 ふるさと喪失

生まれて以来富岡町で生活をしてきたことから，友人がおり，思い出の詰まった町であった。しかし，現在は，除染作業員がいるくらいで荒れ果ててしまい，廃墟のような感じになっている。このような状況を見ると，どうしてこうなってしまったのかと寂しい気持ちになってしまう。

5 人格発達権

事故当時勤めていた社会福祉法人が群馬県内へ避難をしてきたことから，現在も同法人で働いているが，今後継続して働いていけるのか常に不安である。同法人も自分も富岡町に戻ることは厳しい。

6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりも無い土地で避難生活を続けなければならず，富岡町での生活に

は二度と戻れない。

なお、職場であった社会福祉法人が避難先の群馬県内から福島県（広野町）へ戻ることとなったため、原告番号97も平成28年5月より、福島県いわき市に転居し、転居先から職場へ通勤をしている。

【家族番号36・原告番号98】

昭和28年10月 7日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号98は、本件事故当時、すぐ近くに二女（同99）及び孫（同100）が暮らしており、また、単身赴任中の夫が福島県に滞在していた。

本件事故の翌日、避難指示のためいったんいわき市内の避難所に身を寄せたが、3日間滞在して、ガソリンをどうにか集めて、夫が単身赴任をしている福井県に避難した。福井県には1か月程度滞在していたが、二女の勤務先が群馬県に移転するのを機に、二女が孫と群馬県への移転を決めたため、本人も移転することとした。平成28年3月から、群馬県内の現在の住居で生活している。

2 因果関係

避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本件事故後、二女及び孫が橋本病との診断を受けて、孫については平成26年10月に6か月ごとの検診を3か月ごとにするよう指示を受けた。

檜葉町は、避難指示は解除されたものの、二女及び孫の身体に対する影響を考えると将来的な帰還は考えがたい。

- (2) また、本人は、平成20年に父の遺言によって父が非常に強い思い入れを持って建築した実家を相続した。

さらに、自分たち夫婦で建築した自宅があり、これらの建物は、本人にとっては非常に愛着が強いものであった。

しかし、本件事故後避難をして間もなく、本人は建物修理のために実家を訪れようとしたが、立入制限がなされていたために実家に行くことはできなかった。

今では一時立入りを何度もしているが、ガラスが割れて瓦が落ちたために入った雨水で、天井は腐って崩れ落ち床にはカビが生えて、建物は無残な状況であっ

た。

その現状を目の当たりにした本人は、落胆をしたし、今でも実家を守れていない自分に対して無力感を感じていると共に、何度も群馬県から福島県に通って実家の掃除をして管理をするため、身体的な疲弊も相当なものとなっている。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」とは、福島県である。

本人は、福島県内で一人暮らしをしたこともあるし、保険の外交員として様々な家庭を訪問して会話を花を咲かせ、また、実家では畑を作り近隣との付き合いもあった。

また、原告番号98は、檜葉町では子供会の役員を行うなど地域行事に参加していたものの、現在は人間関係が希薄で積極的に参加することができないでいる。

檜葉町の避難指示が解除された後も、原告番号98の実家及び自宅の周辺住民はほとんど戻って来ておらず、ふるさとの喪失は確定的であり、自宅をリフォームして住めるようにしても、かつての生活は戻り得ない。

#### 5 人格発達権

(1) 群馬県に避難後、本人は、福島県から何も生活物資を持ってきてはいなかったため、援助物資を受取れるとの噂を聞きつけて、その場所を訪問すると拒否され、二女の仕事先にも、避難者が物資をもらうのが当たり前というような態度で来たがやめるように、との趣旨のFAXを送られた。

そして、職場では避難者で外の者であったがために、ことあるごとに責められて差別的扱いをされるなどのいじめを受けた。

(2) 夫は、本件事故前はすでに勤める会社に退職届を出して、平成23年より福島県に戻って、本人夫婦で18年ぶりの同居生活をする予定であったが、本件事故によって本人の住居が定まらなくなってしまったために、会社の好意で福井県に残って仕事を続けることとなり家族別離が生じた。

また、長男も高齢な本人夫婦の面倒を見るために、また、実家を継ぐために福島県に戻ってくる予定であったがそれも戻る場所がなくなったために、長男との同居も見送られた。

- (3) その他、本人は、本件事故によってストレスに曝され、同居する二女との喧嘩も増えて、また、食べ過ぎによって1か月で7キロ程度太ってしまい、脂肪肝であるとの診察を受けてしまった。

## 6 居住・移転の自由

上述の通り、本人は、福島県の実家及び自分の家に住むことができなくなってしまい、今後も放射能の影響が不明であることから帰還することに強い抵抗がある。

群馬県に避難後居住した住居は、二女の仕事を借りに上げた雇用促進住宅であったが、まず、入居時には非常に埃っぽくて本人と孫がぜんそくになってしまい、ネズミや虫が出て、上記の通り狭く女3人暮らしでは防犯上も心配があり、今まで本人が1軒、二女と孫で1軒の家に住んでいた居住状況とは大きく変わってしまった。

将来的には、本人は家を守り続けたいとの思いを持っているため、少なくとも実家に通いやすい距離に居住するつもりではあるが、二女は孫の身体のことを考えると福島に帰ることを考えていない。

それゆえ、本人にとって、移住先の確保やそこでの二女の仕事や孫の生活、及び自身が周りとうまくやっていけるのかと、将来の不安が尽きない状況である。

【家族番号 36・原告番号 99】

昭和 61 年 7 月 28 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号 99 は、長女（同 100）と共に福島県檜葉町に居住し、すぐ近くに母親（同 98）も居住していた。

本件事故により、当時福島県に来ていた父を含めて 4 人が町の集会所で合流して、いったんはいわき市に避難した後、どうにかガソリンを調達して父の単身赴任先である福井県に避難した。福井県に避難中、福島県での職場が群馬県にそのまま一時移転することとなり、福井県にいたのは 1 か月程度で、母と長女と共に群馬県への移住をした。平成 28 年 3 月から、群馬県内の現在の住居で生活している。

本人は未だ若い長女の身体のことを心配で福島県に戻ることはできない。

2 因果関係

本人は避難を指示されたため、福井県に避難したが、福島県の職場が群馬県に一時移転することとなって、群馬県への避難を決意した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人・長女共に橋本病との診断を受け、特に長女は定期的に検診を受けていたが、平成 26 年 10 月に、検診の頻度を増やすよう指示を受け、二人とも実際に疲れやすさという症状が出ている。

いわき市に避難している最中には、情報がなく普通に外に出て遊んでしまったりしており、今もその時の影響があるのではないかと不安に苛まれている。

4 ふるさと喪失

本人は物心ついた時からいた福島県檜葉町にもう住むことはできないと思っており、檜葉町にあったコミュニティが復活することはない。

5 人格発達権

群馬県に一時移転した職場は数年内に福島県に戻ることが決定しており、本人は

子供を連れて福島県に行くことはできないため職を失った。現在は資格の予備校に通っているところであり将来に対する予測が立たず、将来への不安など心身ともに疲労が絶えない状況にある。

本人は、父親がいない状況で幼い長女を育てており、仕事をしながら母の助けを借りて檜葉町にて育児をしていた。

しかし、本件事故によって住居が奪われ、本人及び長女について橋本病との診断を受けて身体に不安を抱えつつも、群馬県に移転した職場に伴って移住して、さらに職場が福島県に戻るために職を失うことが決定している。

すなわち、自己及び長女の心身が不安な状況の中、未だ生活も安定しないでいる。

## 6 居住・移転の自由

第5項記載のとおり

## 【家族番号36・原告番号100】

平成18年11月28日生 避難指示解除準備区域

### 1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号100）は、母（同99）と共に福島県楡葉町の居住し、すぐ近くに祖母（同98）も居住していた。

本件事故により、当時福島県に来ていた祖父を含めて4人が町の集会所で合流して、いったんはいわき市に避難した後、どうにかガソリンを調達して祖父の単身赴任先である福井県に避難したが、母の福島県での職場が群馬県にそのまま一時移転することとなり、福井県にいたのは1か月程度で、母と祖母と共に群馬県への移住をした。平成28年3月から、群馬県内の現在の住居で生活している。

### 2 因果関係

避難を指示されたため、福井県に避難したが、母の福島県の職場が群馬県に一時移転することとなって、群馬県へ避難することとなった。

### 3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人・母共に橋本病との診断を受け、特に本人は定期的に検診を受けていたが、平成26年10月に、検診の頻度を増やすよう指示を受け、実際に疲れやすいという症状が出ている。

いわき市に避難している最中には、情報がなく普通に外に出て遊んでしまったりしており、母は今もその時の影響があるのではないかと不安に苛まれている。

### 4 ふるさと喪失

福島に戻ることはできないが近くにいたいという祖母の希望のため、再び転居することが予定されており、本人にとっては福島県・福井県・群馬県・次の土地と転居を繰り返すこととなってしまい、ふるさとと呼べるものが存在なくなってしまう。

### 5 人格発達権

本人は、避難のストレスに曝され、黒い絵を描いたり怒りやすくなったり、意識を失うほどのけいれんを起こすようになってしまった。また、避難先の幼稚園ではなかなかなじめず、母が仕事を得るために資格の勉強を行って母と接する時間も減ってしまった。

## 6 居住・移転の自由

【家族番号 37・原告番号 101】

昭和42年 5月 2日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、妻（原告番号102）、4人の子どもたち（同103ないし同106）とともに、福島県富岡町に居住していた。

本人は、避難指示により、勤務先の福祉施設利用者70名くらいを避難させなければならず、家族と離れ、福島県田村郡三春町への避難に同行した。その後、同年4月15日、勤務先施設が施設ごと群馬県内に移転するのに同行し、群馬県内に転居した、この間家族と離れ一人で暮らした。

妻及び4人の子は、避難指示により、いったん川内村の小学校に避難したのち、いわき市の本人の実家（父の家）に避難した。その後、家族は、順次、群馬県の本人の避難先に移り住んで合流し、本件事故から3年後にやっと家族全員で生活できるようになった。

平成28年4月下旬から、本人は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本件事故直後に被ばくした不安がある。特に妻や子は、川内村の小学校に避難していた際、食料を求めて外に出ていたため、被ばくした可能性が高い。
- (2) 自分で建てた家に住むことができなくなり、慣れ親しんだ地域にもどることができなくなった。特に二男は環境の激変になじめず、精神的に不安定になった。
- (3) 本人が単身で勤務先の福祉施設の避難に同行したため、家族と分かれて暮らさなければならなかった。家族全員が合流できたのは本件事故から3年も経ったあとだった。

平成28年4月下旬から、本人が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれになった。

- (4) 本人の勤務する福祉施設が最初に避難した先は宿泊施設がなく、ホールに寝泊まりした。家族も本人と分かれて、本人の実家の狭い部屋ですごした。群馬県に転居した後の住まいも狭くて不便をしている。
- (5) 群馬県と福島県の間を頻繁に往復するため大変な負担である。

#### 4 ふるさと喪失

本件事故による避難のために、自分で建てた家に住むことができず、多くのものを失い、「ふるさと」に帰ることも出来ない。

#### 5 人格発達権

- (1) いつ避難が終了するかわからず、自分で建てた家のある富岡町に帰れる展望がない。
- (2) 家族の別離、二重生活を強いられている。

#### 6 居住・移転の自由

- (1) 自分で建てた家を持っているのに住むことができなくなった。
- (2) 着の身着のまま避難し、これと言った財物を持って避難していない。
- (3) 住宅確保への不安がある。

【家族番号 37・原告番号 102】

昭和 43 年 1 月 22 日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、夫（原告番号 101）、4 人の子どもたち（同 103 ないし同 106）とともに、福島県富岡町に居住していた。

夫は、福祉施設利用者の避難に同行し、その後、福祉施設の群馬県への移転に伴い、独身寮、借上住宅に移った。

本人らは、避難指示により、川内村の小学校に避難。その後、いわき市の夫の父の家に避難。同じ年の 12 月に本人、二男、三男が、平成 25 年 4 月に長男が、平成 26 年 4 月に長女が、群馬県の借上住宅に移り夫と合流し、本件事故から 3 年後にやっと家族全員で生活できるようになった。

平成 28 年 4 月下旬から、夫は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

原告番号 101 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号 101 第 3 項(1)参照

(2) 自分達で建てた家に住むことができなくなり、慣れ親しんだ地域に戻るができなくなった。

特に、二男は、環境の激変になじめず、精神的に不安定になり、本人もその介助養育のため、つらく苦しい生活を送った。また、家族もその影響を受けた。

(3) 夫が勤務先の福祉施設の避難に同行して、家族と離れて暮らさなければならなかった。このため、二男への対応も含めて家族の問題について夫に頼れず、十分な対応ができなかった。家族全員が合流できたのは本件事故から 3 年も経ってからだった。

平成28年4月下旬から、夫が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれになった。

- (4) 最初に避難した先は小学校であり、寝具も暖房器具も食料も不十分で、床の上  
に上着を敷いて眠るなど過酷な生活を強いられた。次に避難したいわき市の夫の  
実家も一間に5人で生活するなど不自由であり、現在の住居も狭くて不便な生活  
を強いられている。

#### 4 ふるさと喪失

一生暮らすつもりで、自分達で建てた家のある富岡町に戻ることができない。富  
岡町にいて何かと援助してくれた本人の父母も郡山市に避難を余儀なくされ、会う  
こともできなくなった。築き上げてきたものを根こそぎ奪われた。

#### 5 人格発達権

- (1) 震災時に勤めていた広野町の会社での分析の仕事を辞めざるを得なくなった。  
(2) 避難終了の目処がたたず、将来の展望が持てない。  
(3) 二男が不安定になった大変な時期に夫と別れて暮らさなければならなくなっ  
たり、長男、長女が高校に通う大事な時にいっしょにいてやれなかったことが残  
念でならない。また、長女が専門学校への進学を断念して就職したことも心残り  
となっている。

#### 6 居住・移転の自由

- (1) 自分達の家があり、築いてきた人間関係がある富岡町に住めなくなった。  
(2) 原告番号101第6項(2)(3)参照

【家族番号 37・原告番号 103】

平成 6年 7月 18日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、両親（原告番号 101 及び同 102）、きょうだい 3 名（同 104 ないし同 106）とともに、福島県富岡町に居住していた。

父は、勤めていた福祉施設の避難に同行し、さらに、福祉施設の群馬県への移転に伴い、群馬県に移った。

本人らは、川内村の小学校に避難。その後、福島県いわき市の父の父（祖父）の家に避難した。

同じ年の 12 月に母、第 2 名が群馬県の父のもとに移り、本人と妹はいわき市の祖父の家に残った。その後、平成 25 年 4 月に本人が、平成 26 年 4 月に妹が、父母の住む群馬県の借上住宅に移り住んで合流した。

平成 28 年 4 月下旬から、父は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

原告番号 101 参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号 101 第 3 項(1)参照

(2) 小さい時から暮らしてきた富岡町にもどることができなくなった。

(3) 父が勤務先の福祉施設の避難に同行する必要があつて、家族と離れて暮らさなければならなかった。その後、母が二弟と三弟を連れて群馬県の父のもとに移転したため、高校に通っていた本人と妹がいわきに残った。家族全員が合流できたのは本件事故から 3 年経ってからだった。

平成 28 年 4 月下旬から、父が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれになった。

(4) 最初に避難した先は、小学校で、寝具も暖房器具も食料もまったく不十分で、床の上に上着を敷いて眠るなど過酷な生活を強いられた。

次に避難したいわき市の祖父の家も、一間に5人で生活するなど不自由で、現在の群馬県の住居も、狭くてプライバシーも保てず、不便。

#### 4 ふるさと喪失

子供の頃から過ごした富岡町には住めなくなってしまった。

#### 5 人格発達権

高校生の時に本件事故にあい、祖父の家での避難生活を強いられ、最初は父と別行動となり、やがて母とも別の生活となって、心細かった。

今後、富岡町に帰ることができなくなってしまったのは残念。

#### 6 居住・移転の自由

急な避難だったため、荷物はほとんど持ち出せなかった。

【家族番号 37・原告番号 104】

平成 7年 8月 5日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、両親（原告番号 101 及び同 102）、きょうだい 3 名（同 103、同 105 及び同 106）とともに、福島県富岡町に居住していた。

父は、勤めていた福祉施設の避難に同行し、さらに、福祉施設の群馬県への移転に伴い、群馬県に移った。

本人らは、川内村の小学校に避難。その後、福島県いわき市の父の父（祖父）の家に避難した。同じ年の 12 月に母、二弟、三弟が群馬県の父のもとに移り、兄と本人はいわき市の祖父の家に残った。その後、平成 25 年 4 月に兄が、平成 26 年 4 月に本人が、父母の住む群馬県の借上住宅に移り住んで合流した。

平成 28 年 4 月下旬から、父は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号 103 第 3 項(1)(2)(4)参照

(2) 父が勤務先の福祉施設の避難に同行する必要があつて、家族と離れて暮らさなければならなかった。その後、母が二弟と三弟を連れて群馬県の父のもとに移転したため、高校に通っていた兄と本人がいわきに残った。父母と合流できたのは本件事故から 3 年経ってからだった。

平成 28 年 4 月下旬から、父が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれになった。

4 ふるさと喪失

小さい頃から過ごした富岡町には住めなくなってしまった。

## 5 人格発達権

高校入学の直前に本件事故にあい、祖父の家での避難生活を強いられ、最初は父と別行動となり、やがて母とも別れて、高校通学中、両親と別れて暮らすことになり、心細かった。

本人は、将来、栄養士やパティシエールになりたいと思い、専門学校への進学を希望していたが、本件事故で家族、特に母が大変な状態だと思い、進学を断念し、就職した。菓子作りに関係する仕事ではあるが、本来の志望とは異なる。

ずっと暮らすつもりだった福島に帰ることができなくなってしまったのは残念。

## 6 居住・移転の自由

急な避難だったため、荷物はほとんど持ち出せなかった。

【家族番号 37・原告番号 105】

平成13年 4月25日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、両親（原告番号101及び同102）、きょうだい3名（同103、同104及び同106）とともに、福島県富岡町に居住していた。

父は、福祉施設利用者の避難に同行し、その後、福祉施設の群馬県への移転に伴い、施設の独身寮に入り、さらに、借上住宅に移った。

本人らは、避難指示により、川内村の小学校に避難。その後、いわき市の祖父の家に避難。同じ年の12月に母、本人、弟は、群馬県の借上住宅に移り父と合流した。その後、平成25年4月に兄が、平成26年4月に姉が合流し、本件事故から3年後にやっと家族全員で生活できるようになった。

平成28年4月下旬から、父は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号103第3項(1)参照

(2) 両親が建てた家に住むことができなくなり、慣れ親しんだ地域に戻ることができなくなった。特に、本人は、感受性が強く、環境の激変になじめず、精神的に不安定になり、母もその介護のため、つらく苦しい生活を送った。また、兄、姉、弟もその影響を受けた。

(3) 父が勤務先の福祉施設の避難に同行して、家族と離れて暮らさなければならなかったため、本人に十分な対応ができなかった。家族全員が合流できたのは本件事故から3年も経ってからだった。

平成28年4月下旬から、父が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれに

なった。

- (4) 最初に避難した先は小学校であり、寝具も暖房器具も食料も不十分で、床の上にコートを敷いて眠るなど過酷な生活を強いられた。次に避難したいわき市の夫の実家も一間に5人で生活したので、兄、姉もおり、狭かった。

#### 4 ふるさと喪失

本人は感受性が強かったが、やさしい友達に囲まれ、通常どおり楽しく学校に行っていたが、避難によって転校してから、登校がむずかしくなり、登校しても保健室で過ごすようになった。

#### 5 人格発達権

- (1) 通常どおり学校に行っていたが、避難により転校を余儀なくされ、学校に行けなくなり、行っても保健室で過ごすようになった。中学校に進学した現在は特別支援学級に在籍している。
- (2) 避難終了の目処がたたず、将来の展望が持てない。
- (3) 本人が不安定になった大変な時期に父と別れて暮らさなければならず、十分な援助を受けられなかった。

#### 6 居住・移転の自由

- (1) やさしい友達に囲まれていた富岡町に住めなくなった。
- (2) 着の身着のまま避難し、これといった財物を持って避難できなかった。

【家族番号 37・原告番号 106】

平成13年 4月25日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故前、両親（原告番号101及び同102）、兄弟3名（同103ないし同105）とともに、福島県富岡町に居住していた。

父は、福祉施設利用者の避難に同行し、その後、福祉施設の群馬県への移転に伴い、施設の独身寮に入り、さらに、借上住宅に移った。

本人らは、避難指示により、川内村の小学校に避難。その後、いわき市の祖父の家に避難。同じ年の12月に母、二兄、本人は、群馬県の借上住宅に移り父と合流した。その後、平成25年4月に長兄が、平成26年4月に姉が合流し、本件事故から3年後にやっと家族全員で生活できるようになった。

平成28年4月下旬から、父は、勤務先の移転に伴い、福島県いわき市に居住して、単身赴任をしている。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号103第3項(1)参照

(2) 両親が建てた家に住むことができなくなり、慣れ親しんだ地域に戻るができなくなった。

特に、二兄が、環境の激変になじめず、精神的に不安定になり、母もその介護をしなければならなかったため、まだ幼い本人の世話が十分にできなかったため、寂しい思いをした。

(3) 父が勤務先の福祉施設の避難に同行して、家族と離れて暮らさなければならなかった。家族全員が合流できたのは本件事故から3年も経ってからだった。

平成28年4月下旬から、父が単身赴任をしており、家族が再び離ればなれに

なった。

- (4) 最初に避難した先は小学校であり、寝具も暖房器具も食料も不十分で、床の上にコートを敷いて眠るなど過酷な生活を強いられた。次に避難したいわき市の夫の実家も一間に5人で生活したので、長兄、姉もおり、狭かった。

#### 4 ふるさと喪失

本人は学校や地域で楽しく遊び、たくさんの友達がいたのに、その地域から避難しなければならなくなり、今でも戻れないことはとても寂しいようである。

#### 5 人格発達権

- (1) 家の回りで楽しく遊び、元気に学校に通っていたのに避難を余儀なくされ、こうした関係を失ってしまった。
- (2) 避難終了の目処がたたず、将来の展望が持てない。
- (3) 大好きな父と何度も離れて暮らさなければならなくなり、とても寂しい思いをしている。また、双子の兄（二兄）が避難により精神的に不安定になってしまったため、本人の世話が十分にできなかった。

#### 6 居住・移転の自由

- (1) すばらしい自然ややさしい友達に囲まれていた富岡町に住めなくなった。
- (2) 原告番号105第6項(2)参照

【家族番号38・原告番号107】

昭和53年10月 4日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号107は、本件事故時、富岡町の職場にいた。

妻（原告番号108）、長男（同109）、二男（同110）、長女（同111）は、本人と別に避難して、避難先の郡山市で妻が三男（同112）を出産した。

本人は、職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり、平成23年3月12日に三春町へ移動し、同年4月15日に群馬県に移動した。

妻たちは同年6月1日に群馬県に移動して、6人家族一緒に暮らし始めた。

平成28年3月、本人たちは、群馬県内で転居した。

2 因果関係

本人は職場のあった富岡町の避難指示に従って避難することになり、職場の指示で、職場の利用者及び従業員たちと一緒に三春町に避難した。

妻たちは、檜葉町の避難指示に従って避難することになり、いわき市、郡山市を経由して再度いわき市に避難したが、平成23年6月1日に群馬県に来た。

家があった檜葉町は、友人や父母も戻っておらず、除染が十分されているか不安であるため、現状では戻れないと考えている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故があったとき、自宅である檜葉町よりも原発に近い富岡町にいた。その後も勤務先の障害者施設利用者の方達と共に福島県内の川内村と三春町で生活しており、群馬県まで避難してきたのは、本件事故から1か月以上たった4月15日なので、多かれ少なかれ被ばくしている。

(2) 本件事故前は、三男を妊娠した妻、長男、二男、長女と共に檜葉町の町営住宅で平穏に生活しており、三男がもうすぐ生まれるので、期待していた。

(3) 突然に避難指示されて、長年生まれ育ってきた檜葉町を離れることになった。

妻達と別々に避難して、三男の出産に立ち会えず、約3か月間不安な状況で離ればなれになった。

以前は本人と妻の両親と頻繁に会っていたが、本人の両親は本件事故前と同じく福島県相馬市に住み続けており、妻の両親は楡葉町からいわき市に避難しているので、ほとんど会うことはできなくなってしまった。

- (4) 長男、二男、長女は、小学校や幼稚園で仲のいい友達もできていたが、みんな避難していき、ほとんど会うことはなくなった。
- (5) 家族全員が被ばくしてこれからなんらかの影響がでるのでないかと不安な毎日を送っている。避難後に受けた被ばくの検査では、妻、長男、二男、長女に、他の人では出ないような高い数値が検出されたので、その不安はますます大きくなった。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人は相馬市で生まれて楡葉町で育ち、そこで結婚して子供ができ、富岡町にある障害者施設で働いていた。
- (2) 本件事故によって、避難指示を受けてふるさとを離れざるを得なくなり、これまでの生活は全て奪われてしまった。平成28年5月9日からは仕事も変わった。妻は群馬県に避難したことで従前の仕事への復帰ができなくなった。
- (3) 子供たちも本件事故前のように友達と遊ぶことはできなくなった。

#### 5 人格発達権

- (1) 本人は、福島県では障害者施設で施設利用者の方達の世話をしており、群馬県でも同じ会社に勤務して同じ仕事を続けていたが、会社が福島県に戻ったため、平成28年5月9日からは群馬県で運送会社に勤務している。
- (2) 妻は、最近、群馬県でパート勤務するようになったが、従前の職場には復帰できていない。
- (3) 長男、二男、長女は、楡葉町の小学校の友人達と離れてしまうことになり、非

常にさみしい思いをしている。特に二男には親しい友人ができずにいる。

福島県にいる妻の父母，本人の父母と遊ぶ機会はなくなった。

(4) 群馬県では近所の人と密接な交流をすることはなくなった。

(5) 檜葉町に帰りたい気持ちはあるが，除染が十分になされているのか等の不安のために戻れない。

## 6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県での避難生活を余儀なくされ，今後の生活再建の見通しも立っていない。

【家族番号 38・原告番号 108】

昭和 56 年 9 月 9 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号 108, 長男 (同 109), 二男 (同 110), 長女 (同 111) は, 夫 (原告番号 107) と別に避難して, 避難先の郡山市で本人が三男 (同 112) を出産した。

夫は, 本件事故時, 富岡町の職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり, 平成 23 年 3 月 12 日に三春町へ移動し, 同年 4 月 15 日に群馬県に移動した。

本人たちは同年 6 月 1 日に群馬県に移動して, 六人家族一緒に暮らし始めた。

平成 28 年 3 月, 本人たちは, 群馬県内で転居した。

2 因果関係

夫は職場のあった富岡町の避難指示に従って避難することになり, 職場の指示で, 職場の利用者及び従業員たちと一緒に三春町に避難した。

本人たちは, 檜葉町の避難指示に従って避難することになり, いわき市, 郡山市を経由して再度いわき市に避難したが, 平成 23 年 6 月 1 日に群馬県に来た。

家があった檜葉町は, 友人や父母も戻っておらず, 除染が十分にされているか不安なため, 現状では戻れないと考えている。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故時には檜葉町の自宅に長女と一緒にいて, その後に息子たちと母と共にいわき市と郡山市に避難した。

本人と本人の母と子供たちは, 平成 23 年 3 月 15 日にスクリーニングを受けて郡山市の寿泉堂病院に移転した際, 屋外で 1 時間以上並び, この日は放射性物質が最も飛散した日だったことが後で判明した。平成 23 年 10 月に東海村で放射能の検査を受け, 通常は検出されない放射性セシウムが長男は 700

ベクレル，本人と二男が600ベクレル，長女が300ベクレル検出された。  
特に子供たちの将来に何らかの影響がでないかと非常に強い不安がある。

(2) 原告番号107第3項参照

#### 4 ふるさと喪失

(1) 本人は相馬市で生まれて檜葉町で育ち，そこで結婚して子供ができ，檜葉町にある障害者施設で働いていた。

(2) 本人は身重の体で避難せざるを得ず，避難先の不十分な環境で出産した。

(3) 原告番号107第4項参照

#### 5 人格発達権

(1) 本人は，群馬県でパートを始めたが，従前の職場には復帰できていない。

(2) 原告番号107第5項参照

#### 6 居住・移転の自由

原告番号107参照

【家族番号38・原告番号109】

平成14年 4月22日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人(原告番号109)は本件事故当時、檜葉町の小学校にいて、母(同108)、弟(同110)、妹(同111)と共に避難し、避難先の郡山市で母が二弟(同112)を出産した。

父(原告番号107)は、本件事故時、富岡町の職場にいて、職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり、平成23年3月12日に三春町へ移動し、同年4月15日に群馬県に移動した。

本人たちは同年6月1日に群馬県に移動して、六人家族一緒に暮らし始めた。

平成28年3月、本人たちは、群馬県内で転居した。

2 因果関係

原告番号108第2項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故時には檜葉町の小学校にいて、母や弟妹たちと共にいわき市と郡山市に避難した。

本人と母と母方の祖母と弟妹たちは、平成23年3月15日にスクリーニングを受けて郡山市の寿泉堂病院に移転した際、屋外で1時間以上並び、この日は放射性物質が最も飛散した日だったことが後で判明した。平成23年10月に東海村で放射能の検査を受け、通常は検出されない放射性セシウムが本人は700ベクレル、母と一弟が600ベクレル、妹が300ベクレル検出された。将来に何らかの影響がでないかと非常に強い不安がある。

(2) 父は本件事故があったとき、自宅である檜葉町よりも原発に近い富岡町にいた。その後も勤務先の障害者施設利用者の方達と共に福島県内の川内村と三春町で生活しており、群馬県まで避難してきたのは、本件事故から1か月以上たった4

月15日なので、多かれ少なかれ被ばくしている。

- (3) 本件事故前は、二弟を妊娠した母、父、一弟、妹と共に檜葉町の町営住宅で平穩に生活しており、二弟がもうすぐ生まれるので、期待していた。
- (4) 突然に避難指示されて、生まれ育ってきた檜葉町を離れることになった。父と別々に避難して、父は二弟の出産に立ち会えず、約3か月間不安な状況で離ればなれになった。

避難先のいわき市や郡山市では着替えもなく、食べ物もほとんどなく、車内や段ボールの上で寝ることがあった。

以前は父母の両親と頻繁に会っていたが、父の両親は本件事故前と同じく福島県相馬市に住み続けており、母の両親は檜葉町からいわき市に避難しているので、ほとんど会うことはできなくなってしまった。

- (5) 本人、一弟、妹は、小学校や幼稚園で仲のいい友達もできていたが、みんな避難していき、ほとんど会うことはなくなった。
- (6) 家族全員が被ばくしてこれからなんらかの影響がでるのでないかと不安な毎日を送っている。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人は宮城県で生まれて檜葉町で育って、同町の小学校に通っていた。
- (2) 本件事故によって、避難指示を受けてふるさとを離れざるを得なくなり、これまでの生活は全て奪われてしまった。
- (3) 本人を含めた子供たちは本件事故前のように友達と遊ぶことはできなくなった。

#### 5 人格発達権

- (1) 本人、一弟、妹は、檜葉町の小学校、幼稚園の友人達と離れてしまうことになり、非常にさみしい思いをしている。

特に、2歳のときからずっと仲が良かった友人と離れてしまうことになった

こと、小学1年生のころから通っていた絵画教室に行けなくなったことを残念に思っている。

福島県にいる父母の両親と遊ぶ機会はなくなった。

(2) 原告番号107第5項参照

6 居住・移転の自由

原告番号107参照

【家族番号38・原告番号110】

平成15年12月20日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人(原告番号110)は本件事故当時、檜葉町の小学校にいて、母(同108)、兄(同109)、妹(同111)と共に避難し、避難先の郡山市で母が弟(同112)を出産した。

父(原告番号107)は、本件事故時、富岡町の職場にいて、職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり、平成23年3月12日に三春町へ移動し、同年4月15日に群馬県に移動した。

本人たちは同年6月1日に群馬県に移動して、六人家族一緒に暮らし始めた。

平成28年3月、本人たちは、群馬県内で転居した。

2 因果関係

原告番号108参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故時には檜葉町の小学校にいて、母や兄妹たちと共にいわき市と郡山市に避難した。

本人と母と母方の祖母と兄妹たちは、平成23年3月15日にスクリーニングを受けて郡山市内の寿泉堂病院に移転した際、屋外で1時間以上並び、この日は放射性物質が最も飛散した日だったことが後で判明した。平成23年10月に東海村で放射能の検査を受け、通常は検出されない放射性セシウムが兄は700ベクレル、母と本人が600ベクレル、妹が300ベクレル検出された。将来に何らかの影響がでないかと非常に強い不安がある。

(2) 父は原発事故があったとき、自宅である檜葉町よりも原発に近い富岡町にいた。その後も勤務先の障害者施設利用者の方達と共に福島県内の川内村と三春町で生活しており、群馬県まで避難してきたのは、原発事故から1か月以上たった4

月15日なので、多かれ少なかれ被ばくしている。

- (3) 本件事故前は、弟を妊娠した母，父，兄，妹と共に檜葉町の町営住宅で平穩に生活しており，弟がもうすぐ生まれるので，期待していた。
- (4) 突然に避難指示されて，生まれ育ってきた檜葉町を離れることになった。父と別々に避難して，父は弟の出産に立ち会えず，約3か月間不安な状況で離ればなれになった。

本人は小学校1年生のころからスポーツ少年団でミニバスケットをしていて，学年を越えた交流があり，監督やコーチとも仲良くしてもらっていたが，会えなくなった。

以前は父母の両親と頻繁に会っていたが，父の両親は本件事故前と同じく福島県相馬市に住み続けており，母の両親は檜葉町からいわき市に避難しているので，ほとんど会うことはできなくなってしまった。

- (5) 本人，兄，妹は，小学校や幼稚園で仲のいい友達もできていたが，みんな避難していき，ほとんど会うことはなくなった。
- (6) 家族全員が被ばくしてこれからなんらかの影響がでるのでないかと不安な毎日を送っている。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人は宮城県で生まれて檜葉町で育って，同町の小学校に通っていた。
- (2) 本件事故によって，避難指示を受けてふるさとを離れざるを得なくなり，これまでの生活は全て奪われてしまった。
- (3) 本人を含めた子供たちは本件事故前のように友達と遊ぶことはできなくなった。

#### 5 人格発達権

- (1) 本人，兄，妹は，檜葉町の小学校，幼稚園の友人達と離れてしまうことになり，非常にさみしい思いをしている。

福島県にいる父母の両親と遊ぶ機会はなくなった。

(2) 原告番号107第5項参照

6 居住・移転の自由

原告番号107参照

【家族番号 38・原告番号 111】

平成 18 年 12 月 13 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 111）は原発事故当時、檜葉町の自宅に母（同 108）と一緒にいて、長男（同 109）、二兄（同 110）と共に避難し、避難先の郡山市で母が弟（同 112）を出産した。

父（原告番号 107）は、本件事故時、富岡町の職場にいて、職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり、平成 23 年 3 月 12 日に三春町へ移動し、同年 4 月 15 日に群馬県に移動した。

本人たちは同年 6 月 1 日に群馬県に移動して、六人家族一緒に暮らし始めた。

平成 28 年 3 月、本人たちは、群馬県内で転居した。

2 因果関係

原告番号 108 第 2 項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人、長兄、二兄は小学校や幼稚園で仲のいい友達もできていたが、みんな避難していき、ほとんど会うことはなくなった。

(2) 原告番号 107 第 3 項参照

4 ふるさと喪失

(1) 本人はいわき市で生まれて檜葉町で育って、同町の幼稚園に通っていた。

(2) 本件事故によって、避難指示を受けてふるさとを離れざるを得なくなり、これまでの生活は全て奪われてしまった。

(3) 本人を含めた子供たちは本件事故前のように友達と遊ぶことはできなくなった。

5 人格発達権

(1) 本人、長兄、二兄は、檜葉町の小学校、幼稚園の友人達と離れてしまうことに

なり，非常にさみしい思いをしている。

福島県にいる母や父の両親と遊ぶ機会はなくなった。

(2) 原告番号107第5項参照

6 居住・移転の自由

原告番号107参照

【家族番号 38・原告番号 112】

平成 23 年 3 月 16 日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 112）は本件事故当時まだ胎児であり，檜葉町の自宅に母（同 108）のお腹の中にいて，長兄（同 109），二兄（同 110），姉（同 111）と共に避難し，避難先の郡山市で母が本人を出産した。

父（原告番号 107）は，本件事故時，富岡町の職場にいて，職場の利用者及び従業員たちと一緒に避難することになり，平成 23 年 3 月 12 日に三春町へ移動し，同年 4 月 15 日に群馬県に移動した。

本人たちは同年 6 月 1 日に群馬県に移動して，六人家族一緒に暮らし始めた。

平成 28 年 3 月，本人たちは，群馬県内で転居した。

2 因果関係

原告番号 108 第 2 項参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故時には檜葉町の自宅にいた母の胎内におり，子供たちと共にいわき市と郡山市に避難した。

本人は，避難先の郡山市内の病院で生まれたが，ベビー服もおむつも十分にはない状態だった。

(2) 父は本件事故があったとき，自宅である檜葉町よりも原発に近い富岡町にいた。その後も勤務先の障害者施設利用者の方達と共に福島県内の川内村と三春町で生活しており，群馬県まで避難してきたのは，本件事故から 1 か月以上たった 4 月 15 日なので，多かれ少なかれ被ばくしている。

(3) 本件事故前は，本人を妊娠した母，父，兄姉たちが檜葉町の町営住宅で平穏に生活しており，本人がもうすぐ生まれるので，期待していた。

(4) 突然に避難指示されて，生まれ育ってきた檜葉町を離れることになった。

父と別々に避難して、父は本人の出産に立ち会えず、約3か月間不安な状況で離ればなれになった。

以前は子供たちは父母の両親と頻繁に会っていたが、父の両親は本件事故前と同じく福島県相馬市に住み続けており、母の両親は檜葉町からいわき市に避難しているため、ほとんど会うことはできなくなってしまった。

- (5) 子どもたちは、小学校や幼稚園で仲のいい友達もできていたが、みんな避難していき、ほとんど会うことはなくなった。
- (6) 家族全員が被ばくしてこれからなんらかの影響がでるのでないかと不安な毎日を送っている。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人は本件事故時には生まれていなかったが、本件事故がなければ、家族と共に檜葉町で暮らしていたはずである。
- (2) 本件事故によって、避難指示を受けて檜葉町を離れざるを得なくなり、家族のこれまでの生活は全て奪われてしまった。父の勤務先も今は変わり、母は群馬県に避難したことで従前の仕事への復帰ができなくなった。
- (3) 子どもたちは本件事故前のように友達と遊ぶことはできなくなった。

#### 5 人格発達権

原告番号107第5項参照

#### 6 居住・移転の自由

原告番号107参照

【家族番号 39・原告番号 113】

平成 3年 9月 25日生 避難指示解除準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号 113）らは、本件事故直後に、郡山市に住む親戚のアパートに避難したが、本人は共同生活にストレスを感じた。平成 23年 4月に、本人、母、弟は、群馬県に避難し、同年 9月頃には、妹 2人と叔母や祖父母はいわき市の一軒家に避難した。母は、平成 26年 4月に祖父母らの暮らすいわき市に転居後、平成 28年 2月に一軒家を購入し、祖母らと生活を始めた。平成 28年 5月、勤務先の移転に伴い、本人も母らと同居を始めた。

2 因果関係

本人らは、本件事故直後、親戚のアパートに避難したが、3LDKのアパートに、15人での共同生活はあまりに窮屈であり、雑魚寝状態だった。本人は、このような生活に多大なストレスを感じ、平成 23年 4月頃、母の転勤とともに群馬県に避難した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本件事故直後の錯綜した原発の情報に、本人は不安を感じ、本件事故の実態を知るにつれ、放射能を浴びたことや癌発病への不安が強くなった。今後もずっと、不安を抱え続けることに、この上ない苦痛を感じている。檜葉町は、平成 27年 9月に避難指示は解除されたものの、安全性に不安があり、本人は檜葉町に戻る気になれない。

(2) 本人は、賑やかで明るい家族との生活に精神的な安心感を得ていた。本件事故によって、物理的にも精神的にも家族と分断され、本人は強いストレスを感じた。平成 28年 5月に、勤務先が福島県いわき市に移転することに伴い、本人は母らと同居を始めたが、癌発症の恐怖を抱き続けている。

4 ふるさと喪失

- (1) 本人の「ふるさと」である檜葉町では、広報により行政からのきめ細やかな情報を得ていたが、避難先では、このようなサービスを受けられなかった。
- (2) 檜葉町の木戸川では、鮭が遡上してくる秋には町全体がお祭りのにぎわい、祖母の経営する観光食堂でも鮭料理を扱っており、本人も檜葉町に愛着を感じていた。
- (3) 本人は、群馬県への避難により、頻繁に交流したりすぐに相談できる人が身近にいない孤独な生活を余儀なくされた。勤務先の移転に伴い、福島県いわき市で母らと同居を始めたものの、本人は癌の発症の恐怖により精神的な安定は得られていない。
- (4) 本人は、避難先での寂しさや慣れない仕事で、体調を崩し、吐き気をもよおしたり抜け毛が増え、約1年間で体重が10kgも減少して43kgになり、健康診断で再検査になった。本人は、心身ともにもっとも充実している年頃にもかかわらず、前記症状を訴えており、本件事故が与えた影響力の大きさは計り知れない。また、母親は、乳がん発症後、のう胞症を患い、祖父母も病気を患っている。

## 5 人格発達権

本人は、祖母が檜葉町で経営する下宿屋の手伝いにやりがいを感じていたが、本件事故により避難し転職した。避難先での孤独な生活ややりがいの喪失により、体重の激減や喘息の発症など体調不良になった。檜葉町への避難指示は解除されたが、安全面での不安があり、檜葉町に戻る気になれない。

## 6 居住・移転の自由

本人は、檜葉町で生活していたが、本件事故により、避難先での生活を余儀なくされた。檜葉町への避難指示は解除されたが、安全面での不安が大きく、檜葉町での生活再建の見通しは立っていない。

【家族番号40・原告番号114】

昭和48年 5月19日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号114は、本件事故時、妻（原告番号115）、長男（同116）、長女（同117）の一家4人と、本人の父母と本人の妹の7人で、福島県双葉郡川内町の本人の所有する自宅に住んでいた。自宅は新築で、平成22年10月21日頃に入居した。川内村の福島第1原発から約20.6キロ離れたところにある。

当時14歳の長男と10歳の長女がいたことから放射能への不安は極めて大きかった。平成23年3月12日に福島第一原発が爆発したことから、子供たちへの放射能の影響を心配して避難を決意し、1台のワゴン車に家族4人と原告番号120とその子ら2人の合計7人が乗り、避難をした。

原告番号114のみ、平日は福島県にて居住及び就業し、妻、長男、長女、次男は群馬県内に住んでいる。

2 因果関係

避難指示に基づく避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 川内村の自宅のすぐ裏が山であり、山は全く除染されていない。そのため、山に降った雨水に放射能を含んでいる可能性が高いと思うと大変不安を感じている。井戸水も不安である。将来の健康被害について強い不安を持っている。川内村には新築の家があったが、そこには5か月弱しか住めなかった。

(2) 本人ら一家は、本件事故前までは、家族4人と本人の父母と本人の妹の7人で同居し、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により家族は分断された。本人らは、避難するにあたり、新築の家、同居していた家族、近所の人たちとの親密な関係すべてを失った。

(3) 旧緊急時避難準備区域からの避難者は、帰還困難区域や居住制限区域からの

避難者に比べて賠償額が著しく低額で悩んでいる。

#### 4 ふるさと喪失

(1) 本人にとっての「ふるさと」とは、福島県であり、福島県浜通り地域であり、川内村であり、第7地区である。川内村には、同じ苗字の家族が多く、親戚も多い。ここで他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民や行政との関係が薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

(2) 妻は、やりがいのあった本件事故前の仕事を、職場自体が無くなったことから辞めざるを得なくなった。

#### 5 人格発達権

(1) 本人は、川内村の土木建築会社に勤務しているが、群馬県内からは通えないので、平日は郡山市内のアパート等で生活している。毎週土曜日の夜に群馬県内に帰り、月曜の朝4時には起きて川内村に帰るという生活で、とても疲れている。子供と接する時間が短いのもつらい。交通費がかかるが、どうしても会いにいかずにはいられない。家族が住んでいない家のローンを支払い続けていることがとても虚しい。毎日家族のことを思っても、一緒に生活していないため、どことなく距離が出来てしまった気がする。家族と一緒に生活している家庭と、家族が離れて生活しなくてはならない家庭では、精神的負担やストレスなど多くの違いがある。

(2) 県外避難後は、従前のような近隣住民らとの密接な関わりはない。

(3) 原発事故の翌年に3人目の子である次男が産まれたが、産むかどうかとても悩んだ。避難生活の中で子どもを産んで育てられるか、本人が仕事で離れているため原告番号115一人で育てられるか不安だったためである。また、子どもに対する被ばくの影響も心配だった。

#### 6 居住・移転の自由

新築間もない自宅には、もう、家族では住めないと思う。家のローンを支払い続

けていることがとても虚しい。

【家族番号40・原告番号115】

昭和50年 5月31日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号115は、本件事故時、夫（原告番号114）、長男（同116）、長女（同117）、の一家4人と、夫の父母と夫の妹の7人で、福島県双葉郡川内町の夫の所有する自宅に住んでいた。自宅は新築で、平成22年10月21日頃に入居した。原発から約20.6キロ離れていた。当時14歳の長男と10歳の長女がいたことから放射能への不安は極めて大きかった。平成23年3月12日に福島第一原発が爆発したことから、子供たちへの放射能の影響を心配して避難を決意し、1台のワゴン車に家族4人と親族の義妹とその子ら2人の合計7人が乗り、避難をした。

2 因果関係

避難指示による避難

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 川内村の自宅のすぐ裏が山であり、山は全く除染されていない。そのため、山に降った雨水に放射能を含んでいる可能性が高いと思うと大変不安を感じている。井戸水も不安である。将来の健康被害について強い不安を持っている。  
川内村には新築の家があったが、そこには5か月弱しか住めなかった。
- (2) 本人ら一家は、本件事故前までは、家族4人と夫の父母と夫の妹の7人で同居し、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により家族は分断された。本人らは、避難するにあたり、新築の家、同居していた家族、仕事、近所の人たちとの親密な関係すべてを失った。
- (3) 旧緊急時避難準備区域からの避難者は、帰還困難区域や居住制限区域からの避難者に比べて賠償額が著しく低額で悩んでいる。

現在の生活では、避難者であるため周りから差別的なことを言われることが

ある。とても悔しく、悲しく、辛い気持ちになる。

- (4) 風向きによる放射能の飛散情報などは、テレビやラジオ、その他誰でも分かる方法で皆に知らせるべきだったと思っている。

#### 4 ふるさと喪失

- (1) 本人にとっての「ふるさと」とは、福島県であり、福島県浜通り地域であり、生まれた育ったいわき市であり、川内村であり、第7地区である。

川内村では、同じ苗字の家族が多く、親戚も多い。親戚だらけ、という感じであった。本人らは、このふるさとにおいて、他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民や行政との関係が薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

- (2) 本人も、やりがいのあった本件事故前の仕事を、職場自体が無くなったことから辞めざるを得なくなった。1か月で約11万2000円程収入があった。

- (3) 夫は、本件事故前に勤務していた会社に、本件事故後も勤務している。しかし、群馬県内から川内村まで毎日通うことは到底できず、平日は川内村の自宅か郡山市内のアパートに住み、週末だけ群馬県内の市営住宅で家族と過ごしている状況である。

#### 5 人格発達権

- (1) 夫は、川内村の土木建築会社に勤務しているが、群馬県内からは通えないので、平日は郡山市内のアパートか、川内村の自宅で生活している。毎週土曜日の夜に群馬県内に帰り、月曜の朝4時には起きて川内村に帰るという二重生活で、とても疲れている。子供と接する時間が短いを見ているのがつらい。

- (2) 県外避難後は、従前のような近隣住民らとの密接な関わりはない。

原告番号115は川内村での仕事について、職場自体が消滅したため失業した。

- (3) 原発事故の翌年に3人目の子である次男が産まれたが、産むかどうかとても悩んだ。避難生活の中で子どもを産んで育てられるか、本人が仕事で離れている

ため原告番号115一人で育てられるか不安だったためである。また，子どもに対する被ばくの影響も心配だった。

#### 6 居住・移転の自由

新築間もない自宅には，もう，家族では住めないと思う。

【家族番号40・原告番号116】

平成 8年 7月15日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号116は、本件事故時、父（同114）、母（同115）、妹（同117）の一家4人と、父の父母と父の妹の7人で、福島県双葉郡川内町の父の所有する自宅に住んでいた。自宅は新築で、平成22年10月21日頃に入居した。川内村の福島第1原発から約20.6キロ離れたところに住んでいた。

2 因果関係

原告番号114参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号114参照

(2) 川内村にいた時の友達を皆失ってしまい、大変淋しい思いをしている。川内村では、保育園・小学校・中学校がそれぞれ1校（園）しかないうえに、クラスも1クラスしかなく、人数も1クラス20人程度である。そのため、学友は皆幼なじみで友人であった。

(3) 本人は、小学校の2年生から野球を始めた。中学校で野球部に入り、福島県で優勝しようと毎日努力していた。しかし、本件事故で、優勝という夢も、あこがれていた高校への進学もできなくなり、仲間とも離ればなれになった。

4 ふるさと喪失

原告番号114参照

5 人格発達権

原告番号114参照

6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県内での避難生活を余儀なくされている。大学進学を諦めて、平成27年3月に高校を卒業して群馬県内の企業に就職した。

【家族番号40・原告番号117】

平成12年 9月 5日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号117は、本件事故時、父（同114）、母（同115）、兄（同116）の一家4人と、父の父母と父の妹の7人で、福島県双葉郡川内町の父の所有する自宅に住んでいた。自宅は新築で、平成22年10月21日頃に入居した。川内村の福島第1原発から約20.6キロ離れたところに住んでいた。

2 因果関係

原告番号114参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号114参照

(2) 川内村にいたときは、近くに住んでいた友達と家族同士で仲が良く、良く一緒にお互いの家で夕食を食べたり遊んだりしていた。その様なつき合いの友達が何人かいたが、今はそういうこともない。

(3) 1学年20人位の学校から、その3倍以上の人がいる学校に通うのはとても不安だった。なまりもすごく気になり、最初はあまり話さなかった。自分の苗字のことをからかわれて嫌な思いをしたことも多くあった。小学校5、6年の時は、朝、よくお腹が痛くなっていた。

(4) 最近、右耳が突発性難聴に罹患していると診断された。生活上のストレスを感じているのも原因と思っている。

4 ふるさと喪失

原告番号114参照

5 人格発達権

原告番号114参照

現在、中学2年生だが、進学をどこでするか不安である。仲の良い友達も出来、

バレーボールの部活動にも打ち込んでいることから群馬県内の高校に通いたいと思っているが、それも出来るか不安である。

#### 6 居住・移転の自由

平成28年4月から高校に通学しており、何の縁もゆかりもない群馬県内での避難生活を余儀なくされている。

【家族番号40・原告番号118】

平成24年 7月27日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号118は、原告番号114，同115の二男であり，本件事故後の平成24年7月27日に出生した。そのため，本件事故からの避難の経験はない。本人は平成26年7月に2歳になった幼児であるため，以下は母である原告番号115が本人を見て感じたことである。

2 因果関係

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は，群馬県内の市営住宅への避難中に出生した。

(2) 川内村に居れば，家族8人でにぎやかに，楽しく生活して，パパも夜には帰宅して夕食を一緒に食べるなどの日常を送れたものと思う。パパは，川内村で仕事をしており，群馬県と二重生活をしていることから，土曜日の夜に群馬県に帰ってきて，月曜日の朝4時には起きて川内村に帰ってしまう。パパが帰って来たときは，本人はとても喜んでいる。パパがいる時は，本人はとても楽しそうだが，月曜の朝起きて，パパがいないことに気付くと，「パパはどこ」と言って探し回る。見ていてとても可哀想である。

4 ふるさと喪失

5 人格発達権

父親と離れて暮らしているのは，見ていて本当に可哀想である。普通の親子関係が築けないのではないか，毎日パパがいるのが当たり前なのに，土日しかパパがいないので，それが当たり前と思って育つのはどうか，パパはたまに家に来る人，という意識を持ってしまうのではないか，というのが心配である。

また，母も，平成27年からは経済的理由から働くつもりだが，そうになると本人を預ける必要がでてきてしまう。それでは，余計に可哀想である。

## 6 居住・移転の自由

【家族番号41・原告番号119】

昭和50年12月28日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号119は、本件事故時、妻（原告番号120）、長女（同121）、二女（同122）の一家4人で、原発から20から21km離れた川内村の村営住宅に住んでいた。原告番号119番のみ、平日は川内村にて就業・郡山市に居住し、妻、長女、二女は群馬県に住んでいる。

原告番号119は避難していない。

2 因果関係

当時13歳の長女と8歳の二女がいたことから放射能への不安は極めて大きかった。平成23年3月12日に福島第一原発が爆発したことから、子供たちへの放射能の影響を心配して避難を決意し、妻、長女、二女の3人が、親族の家族4人と同じ1台の車に乗り避難をした。本人は、仕事の関係から避難する訳にはいかず、3月12日早朝から、外での交通整理と避難民の物資の運搬に追われた。夜間は避難場所に当直しており、睡眠時間も短く仮眠のために床にそのまま寝ていた。家族のことが心配だったが、ひたすら不眠不休で仕事をしていた。本人は水素爆発時も外での仕事をしていたので、被ばくしていたのかと思うと大きな精神的苦痛を受けた。生命の危機も感じた。3月15日、福島第一原発4号機が水素爆発したため、本人は、放射能の恐怖を感じ震えが止まらなかった。3月15日午後、何日も車中で避難していた本人の家族が、須賀川市内の体育館へ避難したことを聞いた。本人も須賀川アリーナに向かい、そこで家族と生きて会えた時は涙が止まらなかった。本人は、自分の仕事へ戻る決意をし、避難者の援助を続けた。自分が働かなければ家族は生活出来ないと思い、命をかけて福島県に戻って働こうと決めた。家族と離れて一人での生活が始まった。群馬県の家族との二重生活は、毎日寂しく辛い生活である。今も原子力発電所は不安定で何が起こるか分からない状況であるため、帰

還しようとは思っていない。

### 3 平穩生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人ら一家は、本件事故前までは、家族4人で同居し、本人の父母も近所に住んでいて交流があったことから、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により、群馬県と郡山市との二重生活となり、家族は分断された。

また、本人が福島県から群馬県の家族の元に行った際に、駐車中の本人の車のガソリントankの蓋に、チューインガムが何十個と付けられていた時があった。この時は、苦痛と恐怖で夜も眠れなかった。今でも、避難している家族が何かされないか心配で寝付けない時がある。

(2) 旧緊急時避難準備区域からの避難者は、帰還困難区域や居住制限区域からの避難者に比べて賠償額が著しく低額で悩んでいる。

### 4 ふるさと喪失

本人にとっての「ふるさと」とは、福島県であり、福島県浜通り地域であり、川内村である。川内村は山林が約90%を占めており、山林の中は除染がされておらず線量が高い状態であり、一步外に出るとその山林が居住空間を取り囲んでいるため子供たちには帰還をさせたくない。

### 5 人格発達権

本人は、仕事は失っていないものの、平日は郡山市と川内村で生活し、週末に群馬県に帰るという二重生活で、とても疲れている。子供と接する時間が短いのもつらい。

### 6 居住・移転の自由

大切な家財道具を失った。今後の住宅確保も心配である。

慰謝料として受領した金員も、交通費や生活費として使用してしまった。

【家族番号41・原告番号120】

昭和50年 2月26日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号120は、本件事故時、夫（原告番号119）、長女（同121）、二女（同122）、の一家4人で、川内村の賃貸住宅に住んでいた。福島第1原発から20キロから21キロメートル程度離れたところに住んでいた。なお本人は、原告番号114番の妹である。原告番号119番のみ、平日は川内村にて居住及び就業し、妻、長女、二女は群馬県に住んでいる。

原告番号119は避難していない。

2 因果関係

本人らは、川内村の原発から20キロ圏内付近に居住していた。当時13歳の長女と8歳の二女がいたことから放射能への不安は極めて大きかった。平成23年3月12日に福島第一原発が爆発したことから、子供たちへの放射能の影響を心配して避難を決意し、自家用車に本人、長女、二女の3人が乗り避難をした。夫は、仕事の関係から、避難する訳にはいかず、交通整理など避難者の世話をしていた。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 川内村の9割が山であり、山は全く除染されていない。そのため、山に降った雨水に放射能を含んでいる可能性が高いと思うと大変不安を感じている。井戸水も不安である。将来の健康被害について強い不安を持っている。

(2) 本人らは、本件事故前までは、家族4人で同居し、賑やかな生活を送っていたが、本件事故により、夫は郡山市に住み群馬県との二重生活となり、家族は分断された。

(3) 原告番号119第3項(2)参照

4 ふるさと喪失

(1) 本人にとっての「ふるさと」とは、福島県であり、福島県浜通り地域であり、

生まれてから36年間住んでいた川内村であり、地区である。川内村では、同じの苗字の家族が多く、親戚も多い。本人の旧姓も同じである。ここで他者と関わり合いを持ちながら生活していたが、県外避難後は、近隣住民や行政との関係が薄く、孤独な生活を余儀なくされている。

- (2) 本人は、やりがいのあった本件事故前の仕事（地元の農協に20年近く勤めていた）を辞めざるを得なくなり、月約25万5000円の所得を失った。

## 5 人格発達権

- (1) 夫は、仕事は失っていないものの、平日は郡山市と川内村で生活し、週末に群馬県に帰るといふ二重生活で、とても疲れている。子供と接する時間が短いのもつらい。
- (2) 従前のような近隣住民らとの密接な関わりはなくなった。

## 6 居住・移転の自由

原告番号119参照

【家族番号41・原告番号121】

平成 9年 9月 7日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号121は、本件事故時、父(同119)、母(同120)、妹(同122)、の一家4人とで、福島県双葉郡川内町の賃貸住宅に住んでいた。

2 因果関係

原告番号119参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号119参照

(2) 川内村にいた時の友達を皆失ってしまい、大変淋しい思いをしている。川内村では、保育園・小学校・中学校がそれぞれ1校(園)しかなく、クラスも1クラスしかなく、人数も1クラス20人程度である。そのため、学友は皆幼なじみで友人であった。

4 ふるさと喪失

原告番号119参照

5 人格発達権

原告番号119参照

6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県での避難生活を余儀なくされていた。

【家族番号41・原告番号122】

平成14年 6月 9日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号122は、本件事故時、父（原告番号119）、母（同120）、姉（同121）、の一家4人とで、福島県双葉郡川内町の賃貸住宅に住んでいた。

2 因果関係

原告番号119参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号119参照

(2) 原告番号121第3項(2)参照

4 ふるさと喪失

原告番号119参照

5 人格発達権

原告番号119参照

6 居住・移転の自由

何の縁もゆかりもない群馬県での避難生活を余儀なくされている。

【家族番号42・原告番号123】

昭和23年10月10日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故当時、原告番号123は、福島県双葉郡広野町で暮らしており、二女（同124）と孫（同125）は、住所を原告の自宅におき、広野町と当時の夫（以下「前夫」という。）の住むいわき市とを行き来して生活していた。平成24年7月31日に、避難先の群馬県に新居を構え、現在は二女と孫と暮らしている。

本件事故前は、親族が経営する会社の実働ある役員であり、家の裏に所在する遊技場の運営を任されていたが、本件事故により閉店を余儀なくされた。この遊技場は、本人が30年以上運営してきた愛着のある店であったが、平成26年には店舗が取り壊され、跡地には土地所有者によりアパートが新築されていることから、営業再開の余地はない。本人は、平成27年3月末日に役員職も辞した。

2 因果関係

本件事故の翌日、広野町からの避難指示を受けて、二女、その前夫、孫とともにいわき市の長女宅へ避難した。しかし、いわき市では水が止まっていたため、翌3月14日に埼玉県にある二女の前夫の姉宅に避難した。

本人と二女の前夫との関係が悪化したため、本人は群馬県の本人の甥宅に避難した。しばらくして、長女とその息子、二女と孫も甥宅に避難し、大所帯になったので群馬県内に部屋を借り、その後同じ群馬県内のアパートに移り住んだ。

二女の前夫はいわき市に戻っており、離ればなれの生活が続いていた。二女と前夫は、仮設住宅を借りるなどして関係の改善に努めたが、福島県に戻るかどうかで意見が対立し、平成24年2月6日に離婚した。

本人は、孫への放射能の影響や広野町の状況から、もう福島県に帰還することはできないと考え、平成24年7月31日、群馬県内に新居を購入し、二女、孫と住むことにした。

### 3 平穩生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本人は本件事故当時外で活動しており、相当な放射能を浴びた。本件原発事故当時1歳だった孫の身体への影響について強い不安がある。
- (2) 本件事故により、広野町で長年培ってきた人間関係を失った。本人は、事故から年月を経てなお孤独や虚無感を深めており、現在もその精神的苦痛は軽減していない。
- (3) 10年以上一緒に暮らしてきたペット3匹を置いて避難をした。うち2匹は本人が避難している間に自宅で亡くなっており、本人は、福島県に一時帰宅した際に、腐乱した死体を目にした。
- (4) 本人は、避難生活の中で膝を痛み、現在も不便を強いられている。

### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさとは、広野を中心とし、いわき市を含めた一帯である。本人は、そこで築いてきた人間関係や生活基盤の一切を失った。

### 5 人格発達権

本人は、親が代々引き継いできた会社に勤め、家の裏にある遊技場を切り盛りしていたが、本件事故により営業停止を余儀なくされ、失職した。

### 6 居住・移転の自由

- (1) 本人は、広野町の自宅の土地・建物を所有していたが、町の状況と孫への放射能の影響を考え、帰還を諦めて群馬県に新居を購入した。
- (2) 本人は、現金と数日分の着替えだけを持って避難した。車を含め、動産類はほとんど広野町の自宅に残してきた。
- (3) 群馬県に新居を構えるまでは、漠然とした不安がつきまとい、心の安まらない毎日を過ごした。また、仕事や環境に恵まれた福島県から縁もゆかりもない群馬県への転居は、自由な意思決定により望んで行われたものではない。本人らが移住の決断にいたるまでには並々ならぬ苦悩と葛藤があった。

【家族番号42・原告番号124】

昭和53年 3月28日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号124）は、息子（同125）が幼かったために、住所を福島県双葉郡広野町の母（同123）の自宅におき、広野町と当時の夫（以下「前夫」という。）の住むいわき市とを行き来して生活していた。現在は、避難先の群馬県に新居を構え、母と息子と暮らしている。

本件事故前は、親族が経営していた会社に勤め、家の裏の遊技場で働いていたが、本件事故の影響で店を閉めざるを得ず、会社も退社した。現在は群馬県でパート勤務をしているが、収入は月5万円程度である。

2 因果関係

原告番号123参照。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は本件事故時、原発から20キロ圏内の広野町におり、相当な放射能を浴びた。当時1歳だった息子の身体への影響、風評被害について強い不安がある。息子が福島県の出身であることは隠していかざるを得ない。

(2) 埼玉県の義姉宅を出た後、前夫とは離ればなれの生活が続いた。その後、前夫との間で福島県に戻るかどうかを巡って意見が対立し、関係が悪化して多大な精神的苦痛を被った。本人は、仮設住宅を借りるなどして関係の修復を試みたが、本人は息子への放射能の影響を危惧して戻ることはできなかった。結果、別離の長期化から夫婦関係が悪化し、平成24年2月6日に離婚するに至った。また、離婚に伴い、息子を本人の籍に移すために、帰化をした。

(3) 本件事故により、10年以上勤務していた愛着のある店の仕事を失った。店の再開の目処はたっていない。本人は群馬県でパートを始めたが、本人の収入だけでは生活していくことができず不安に思っている。

(4) 10年以上一緒に暮らしてきたペット3匹を置いて避難をした。うち2匹は本人らが避難している間に自宅で亡くなっており、最期を看取ることもできなかった。

(5) 本人らは、1歳半の乳児であった息子を連れて避難生活を送った。息子には体重減少やじんましんなどの不調が生じ、本人の負担も大きかった。

#### 4 ふるさと喪失

本人にとってのふるさとは、広野町を中心とし、そこにある思い出や人間関係を含めた一切の環境である。本人は、ふるさとで築いてきた密接な人間関係や生活基盤の一切を失った。

#### 5 人格発達権

本人は、思い入れのある店での仕事を失い、群馬県に避難してからは、息子が小さいこともあって、生活を維持できるような仕事には就けていない。

本人は、福島県への帰還を諦めている。息子は広野町の恵まれた環境を享受することができなくなり、お祝い事の際も、広野町にいたときのように賑やかに祝ってあげることができなかった。

#### 6 居住・移転の自由

(1) 本人は、不動産は所有していなかったが、広野町の母の家に住んでいた。母は、町の状況と息子への放射能の影響を考え、帰還を諦めて群馬県に新居を購入した。

(2) 本人は、通帳と数日分の着替えだけを持って避難した。動産類はほとんど福島県に残してきた。

(3) 本人にとって、広野町は穏やかで安心できるふるさとであった。本件事故がなければ、何の縁もない群馬県に移り住むことは絶対になかった。

【家族番号42・原告番号125】

平成21年 8月10日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本件事故前、母（原告番号124）は、本人（同125）が幼かったために、住所を祖母（同123）の自宅におき、広野町と父の住むいわき市とを行き来して生活していた。現在は、避難先の群馬県に新居を構え、母と祖母と暮らしている。

2 因果関係

原告番号123参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は本件事故、原発から20キロ圏内の広野町におり、相当な放射能を浴びた。当時1歳だった本人の身体への影響について強い不安が残る。本人は福島県の出身であることは隠していかざるを得ない。

(2) 埼玉県の親戚宅を出た後、父とは離ればなれの生活が続いた。その後、母と父との間で福島県に戻るかどうかを巡って意見が対立し、離婚をしたため、本人は傍にいてくれる父親を失った。

(3) 1歳半の乳児の本人にとって避難生活は大きな負担であり、本人にも体重減少やじんましんなどの不調が生じた。

4 ふるさと喪失

原告番号124参照。

5 人格発達権

本人らは、福島県への帰還を諦めている。本人は広野町の恵まれた環境を享受することができなくなった。

6 居住・移転の自由

本人らは、数日分の着替えだけを持って避難した。動産類はほとんど福島県に残しできた。

【家族番号43・原告番号126】

昭和50年 1月15日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号126）は、本件事故当時、福島県いわき市にて、前夫と長男（原告番号127）、長女（原告番号128）と4人で暮らしていた。平成23年3月15日、家族4人で群馬県にある本人の実家に避難したが、同月21日、前夫が仕事のために1人でいわき市の自宅に戻り、二重生活が始まった。

なお、前夫と離婚後、本人の父親から実家から出るように言われたことから、本人は実家からアパートに長男と長女とともに転居した。

その後、平成26年11月11日付けで群馬県内にて転居をしている。

2 因果関係

本件事故により、放射能が漏れているとの情報などでまだ若い長男や長女への放射能による影響が不安になり、平成23年3月15日、家族4人で群馬県にある本人の実家に避難した。

その後も土壌汚染や水質汚染が続いていることから、長男や長女へ影響の不安が大きくいわき市に戻らなかった。また、避難当初本人はいわき市に戻りたいと思っていたが、本件事故による避難生活が原因で、前夫と離婚することになったため、前夫のいるいわき市に戻ることができなくなった。本人はその後再婚しているが、上記のようにすでに戻ることができなくなった後のことである。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

- (1) 本人は、避難までの4日間、自宅の水道が止まったことにより、貯水池の水を本人や長男・長女が飲んでいたり、本人や長男・長女とともに、水をもらうために外に長時間滞在していたこと、その際に長男が土いじりや水たまりを触ったりしていたことから、放射性物質に汚染されていたのではないかとその影響を不安に思っている。

本人は、本件事故直後の風向きのデータが改ざんされていることを知り、不安と不信感を持っている。

避難時の長時間の移動により、長男長女への放射能の影響の不安と精神的苦痛を被った。

長男と長女は放射線量の検査を受けているが、20歳までの定期的な検査を受けるようにとの記載を見て、将来の長男長女への健康への影響があるのではないかとの不安がある。

(2) 本人は、前夫との二重生活と、避難による経済的保障がないことから、貯金を切り崩しながら生活することになり経済的に苦しく、精神的にも苦痛を被った。

前夫との二重生活により家族がほとんど一緒に過ごすことができなくなり、本人も長男も精神的に苦痛を被った。

(3) 本人が避難をしたことで、義父母との軋轢が生じ、義父母との関係が悪化した。これにより本人の精神状態が悪くなり、体重も1か月で5キロ減り、不眠になるなど多大な精神的苦痛を被った。

本人が避難生活を継続したことで、前夫との軋轢が生じ、離婚をせざるを得なくなり、多大な精神的苦痛を被った。

(4) 避難による長男の転園、就職などによる子育て環境の変化、義父母や前夫との関係悪化を見ていた長男への精神的ストレスなど、長男長女に精神的負荷をかけた苦痛と後悔の念を本人は抱いている。

#### 4 ふるさと喪失

本人はいわき市に終の棲家だと思ってマイホームを建て、第二のふるさとだと思って暮らしていた。子育て環境もよく、友人もたくさんいて、前夫との関係も義父母との関係も良好だった。いわき市での居住生活のなかで長男と長女を出産し、子育てをし、マイホームを建てており、本人にとりいわき市での生活は重要な期間だった。

本人は、本件事故により、マイホームも子育て環境も家族も失った。

#### 5 人格発達権

本人は、二重生活を支えるために就職したが、就職先で心無い言葉を言われるなど苦痛を受けた。

長男の転園先で、ママ友との関係がうまくいかなかった。

前夫や義父母との関係が悪化し離婚せざるを得なくなった。

離婚後、養育費ももらえない状態で、経済的にも苦しい状況だった。

#### 6 居住・移転の自由

本人は、マイホームから避難せざるを得なくなり、その後マイホームを手放さざるを得なくなった。離婚の際、財産分与も受けなかった。

本人は避難時に家財道具などをほとんど持ち出せず、離婚後も全てを持ち出すことはできず、家財道具や衣類などを失った。

避難後、借上げ住宅を借りることもできなかった。

【家族番号43・原告番号127】

平成19年 2月19日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号127）は、本件事故当時、福島県いわき市にて、父親と母親（同126）、妹（同128）と4人で暮らしていた。

避難の経緯は、原告番号126参照。

2 因果関係

原告番号126参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、避難までの4日間、貯水池の水を飲んでいて、本人は、水をもらうために外に長時間滞在し、その際に土いじりや水たまりを触ったりしていた。

本人は、外遊びもできず、幼稚園や近所の友達と遊ぶことができなくなった。

(2) 本人は、本件事故の映像を見て恐怖を感じた。その後、貯水池の水を飲んだり、水をもらうために長時間外で滞在したり、土いじりや水溜りで遊んだりした。避難時の長時間の移動で疲れ果てた。

(3) 本人は、避難による二重生活で、大好きな父親と離れ離れになった。

自宅を離れ、慣れない家で暮らすことになった。

本人は、避難生活中にぜんそくがひどくなり、ひどい発作が何度も出たことがあった。

(4) 本人は、祖父母が母親を罵倒したり怒鳴ったりするのを見ていた。本人の両親は離婚し、父親と離れ離れになった。

4 ふるさと喪失

本人は、いわき市で生まれ育った。本人は、本件事故まで幼稚園や近所の友達とよく遊んでいたが、離れ離れになった。本人は、本件事故まで通っていた幼稚園で外遊びとか川遊びとかをして、のびのびと遊んでいたが、その環境を失った。

本人は、父親と離れ離れになった。

#### 5 人格発達権

本人は、母親が就業したことで、母親と一緒にいる時間が少なくなった。

本人は、父親と離れて暮らすことになった。

本人は、転園することになり、幼稚園や近所の友達と離れ離れになった。

本人は、転園先で、しばらく友達ができず、周りから心無い言葉を言われることもあった。

本人は、本件事故後、自分の腕を吸う癖が出るようになった。

#### 6 居住・移転の自由

原告番号126参照

【家族番号43・原告番号128】

平成22年 4月14日生 自主的避難等対象区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号128）は、本件事故当時、福島県いわき市にて、父親と母親（同126）、兄（同127）と4人で暮らしていた。

避難の経緯は原告番号127参照。

2 因果関係

原告番号127参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 本人は、避難までの4日間、貯水池の水を飲んでいて、本人は、母親が水をもろう際に一緒に外に長時間滞在した。

(2) 本人は、上記のように外で滞在した。避難時の長時間の移動で疲れ果てた。

(3) 本人は、避難による二重生活で、父親と離れ離れになった。

自宅を離れ、慣れない家で暮らすことになった。

本人は、本件事故後、ぜんそくの症状が出始めた。避難生活中、夜泣きがひどく続くようになった。

(4) 本人は、祖父母が母親を罵倒したり怒鳴ったりするのを見ていた。本人の両親は離婚し、父親と離れ離れになった。

4 ふるさと喪失

本人は、いわき市で生まれた。本人は、父親と離れ離れになった。

5 人格発達権

本人は、母親が就業したことで、母親と一緒にいる時間が少なくなった。

本人は、父親と離れて暮らすことになった。

6 居住・移転の自由

原告番号126参照

【家族番号44・原告番号129】

昭和58年11月26日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号129）は、本件事故時、妻（同130）、長男（同131）、二男（同132）及び長女（同133）の一家5人で、福島県双葉郡浪江町の一戸建の自宅に暮らしていた。本件事故後、3月12日、避難指示は出ていなかったが、報道で原発が危険な状態にあることを知り、財布、通帳、免許証だけを持って自宅を出て、一旦津島活性化センターに着いた後、山形県、愛知県などを車中泊を行いながら転々として、平成23年3月25日頃からは群馬県内の県営住宅に暮らし、平成26年3月からは群馬県内の一戸建に住んでいる。

本件事故当時は胎児であった二女（同134）が平成23年5月6日に生まれ、一緒に暮らしている。なお、平成26年11月14日に訴外三男が生まれている。

2 因果関係

本人らの自宅のあった場所は福島第一原発から直線距離でおよそ10.8kmの地点にあり、3月12日に避難指示が出され、避難を余儀なくされ、居住制限区域内にあって帰ることはできない。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 福島第一原発が爆発した3月12日当日、本人らは自宅の近くの避難所におり、同地点には大量の放射性物質が流れて来ていたので、大量被ばくの不安に苛まれた。

(2) 本件事故当時、妻（原告番号130）は妊娠8か月の身で、避難中は、長距離移動や環境変化のストレスからか（例えば案内された避難場所はエレベーターのない市営住宅の4階でたどり着くのに苦労した等）、通常の場合よりお腹が痛い思いをし、また結果として予定日より2週間早く生まれるなど、早産の不安に苛まれた。

- (3) 群馬県の市営住宅に暮している間は、当該団地の周囲の住民から、子らの物音がうるさいと苦情を受けたり、団地の駐車場にとめてあった自動車に危害を加えられるなど、近隣住民から様々な嫌がらせを受けた。夜眠れず、睡眠促進剤を飲んでいました。
- (4) ペットで飼っていた犬を自宅に置き去りにした結果、飼い犬は自宅の玄関の近くで死んでおり、大変辛い思いをした。
- (5) 加えて、子（原告番号131）は群馬県の小学校で「福島君」と呼ばれるなど、いじめを受けることもあった。

#### 4 ふるさと喪失

浪江町は、本人が4、5歳の頃から暮す思い出の多い場所であったが、本件事故により、調理師の職場（地元の飲食店）を失い、両親や友人とも離ればなれになってしまった。

本人は、「もとのふるさとに戻してくれるのでしたら、いつでも戻ります」と供述していることから、同人の「ふるさと」の喪失感がいかに大きいものかが分かる。

#### 5 人格発達権

- (1) 本人が働いていた地元の飲食店とのオーナーとは大変懇意にしていたものであるが、本件事故の影響によって、本人はうつ状態に陥り、未だに定職に就くことができない。翻って、どれだけ本人が失った仕事に対する愛着が深いものであったかが分かる。
- (2) 嫌がらせを防ぐため、近所や子らの通学する小学校には、福島県から避難してきたことを秘している。本人はじめ家族はみな、周囲に知られることに怯えながらの生活を余儀なくされている。また群馬県内に知人は存せず、その孤立したなかでの生活における精神的苦痛は計り知れない。
- (3) 自宅のあった場所は居住制限区域に指定されており、避難終了の目処は立っていない。なお、平成23年秋頃に一時帰宅をした際、自宅の中はネズミの糞や死

骸などが散乱しており荒廃しており、いずれにしても戻ることは不可能である

## 6 居住・移転の自由

(1) 本人は、住宅ローンを支払いながら、浪江町の持ち家に暮らしていた。

現在は貯金を切り崩しながら当該ローン等を支払っている。

(2) 本人は、すぐに戻れると思い、財布、通帳及び免許証程度しか所持しないまま避難したので、衣類や家具など生活用品は全て置き去りにしてきた。

(3) 本人がうつ状態にあって就労不能な状態のなか、貯金や既払いの賠償金のみによって、福島県の自宅のローンを加えた月35万円を超える現在の生活費を、賄い続けるのは不可能であり、現在の群馬県の自宅に住み続けられるという保証はない。

【家族番号44・原告番号130】

昭和58年 4月11日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号130）は、本件事故時、夫（同129）、長男（同131）、二男（同132）及び長女（同133）の一家5人で、福島県双葉郡浪江町の一戸建の自宅に暮らしていた。本件事故後、3月12日、避難指示は出ていなかったが、報道で原発が危険な状態にあることを知り、財布、通帳、免許証だけを持って自宅を出て、一旦津島活性化センターに着いた後、山形県、愛知県などを車中泊を行いながら転々として、平成23年3月25日頃からは群馬県内の県営住宅に暮らし、平成26年3月からは群馬県内の一戸建に住んでいる。本件事故当時は胎児であった二女（同134）が平成23年5月6日に生まれ、一緒に暮らしている。なお、平成26年11月14日に訴外三男が生まれている。

2 因果関係

原告番号129参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号129第3項(1)(3)(4)(5)参照

(2) 本件事故当時、本人は妊娠8か月の身で、避難中は、長距離移動や環境変化のストレスからか（例えば案内された避難場所はエレベーターのない市営住宅の4階でたどり着くのに苦労した等）、通常の場合よりお腹が痛い思いをし、また結果として予定日より2週間早く生まれるなど、早産の不安に苛まれた。

4 ふるさと喪失

自宅のあった福島県の浜通りは、小さい頃から住む思い出の多い場所であったが帰ることができなくなり、両親や友人とも離ればなれになった。

5 人格発達権

原告番号129第5項(2)(3)参照

6 居住・移転の自由

原告番号129参照

【家族番号44・原告番号131】

平成17年 1月26日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号131）は、本件事故時、父（同129）、母（同130）、弟（同132）及び妹（同133）の一家5人で、福島県双葉郡浪江町の一戸建の自宅に暮らしていた。本件事故当時6歳で、翌4月には地元の小学校に入学予定であった。平成23年4月から避難先の群馬県内の小学校に通い、平成26年4月に現在の群馬県内の小学校に転校して通学している。

避難の経緯は原告番号129参照。

2 因果関係

原告番号129参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号129第3項(1)参照

(2) 県営住宅で暮らしているとき、必要以上に音を立てないで暮らすことを余儀なくされ、ストレスのためか、それまでなかったオネショをしたり、夜突然泣き出したり、起き上がって部屋の中を歩き回るということが多くあった。

(3) 本人は、群馬県の小学校で周囲から「福島君」と言われていたが、親に心配をかけまいと話さないでいた。引っ越してからは本人に福島県から来たことは口止めしてあるが、今でも学校でいじめられていないか、また口止めが成長に支障を来さないか不安である。以前に比べ本当に静かな大人しい子になった。本人の玩具はみんな残してきた。身の回りの物は被害に遭わなかった子に比べれば少なく不憫だと思う。

4 ふるさと喪失

本人が生まれた自宅には戻れなくなった。祖父母とも離ればなれになった。

5 人格発達権

上記 3(3)参照

6 居住・移転の自由

原告番号 1 2 9 参照

【家族番号44・原告番号132】

平成20年 7月23日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号132）は、本件事故時、父（同129）、母（同130）、兄（同131）及び妹（同133）の一家5人で、福島県双葉郡浪江町の一戸建の自宅に暮らしていた。本件事故当時2歳であった。現在は群馬県内の小学校に通っている。

避難の経緯は原告番号129参照。

2 因果関係

原告番号129参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号129第3項(1)参照

(2) 原告番号131第3項(2)参照

4 ふるさと喪失

原告番号131参照

5 人格発達権

身の回りの物は被害に遭わなかった子に比べれば少なく不憫だと思う。

6 居住・移転の自由

原告番号129参照

【家族番号44・原告番号133】

平成21年11月26日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人（原告番号133）は、本件事故時、父（同129）、母（同130）、長兄（同131）及び二兄（同132）の一家5人で、福島県双葉郡浪江町の一戸建の自宅に暮らしていた。本件事故当時1歳4か月であった。現在は群馬県内の小学校に通っている。

避難の経緯は原告番号129参照。

2 因果関係

原告番号129参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 原告番号129第3項(1)参照

(2) 原告番号131第3項(2)参照

4 ふるさと喪失

原告番号131参照

5 人格発達権

原告番号132参照

6 居住・移転の自由

原告番号129参照

【家族番号44・原告番号134】

平成23年 5月 6日生 居住制限区域

1 身分関係及び避難の経緯

両親（原告番号129及び同130）及び3人の兄姉（同131ないし同133）とともに生活している。本件事故のあった当時は、胎児であった。

本件事故後、群馬県に暮らすようになってからの平成23年5月6日に、群馬県内の病院で産まれた。平成26年3月からは群馬県内の自宅に暮らしている。現在5歳である。なお、平成26年11月14日に訴外弟が生まれている。

2 因果関係

原告番号129参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

(1) 福島第一原発が爆発した3月12日当日、母親を含む家族は自宅の近くの避難所におり、同地点には大量の放射性物質が流れて来ていたので、胎児であった本人についても大量被ばくの不安に苛まれた。

(2) 原告番号131第3項(2)参照

4 ふるさと喪失

本来本人が生まれ育つはずだった福島には戻れなくなった。祖父母とも離ればなれになった。

5 人格発達権

原告番号132参照

6 居住・移転の自由

原告番号129参照

【家族番号45・原告番号135】

昭和25年 6月 1日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

本人は、本件事故当時は妻、娘と南相馬市原町区で3人で生活していた。家族3人で埼玉県、群馬県の本人の実家に避難し、現在は群馬県内の雇用促進住宅に居住している。本人は、平日はいわき市の旅館に寝泊まりをして福島県で仕事をし、休日しか自宅に戻ることができなくなった。

2 因果関係

本人の住んでいたところは、本件事故直後に屋内退避命令が出た。その後、水を飲むことができないとの情報を得たことから、避難を決意した。

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

避難前の家には、全く不満はなく、仕事に通い、妻と一緒に子どもたちを育てていた。しかし、避難先の住居は、以前とは異なる集合住宅であり、妻にも苦勞をかけているし、娘の環境も以前より悪化している。一家の大黒柱として、きちんと責任を果たせていないように感じ、自己嫌悪の毎日である。本件事故によって、本人が積み重ねてきたものの全てを奪われたように思う。妻の体も悪くなったし、娘も大学を中退した。本人の人生のほとんどが否定されたような気持ちである。

4 ふるさと喪失

本人のふるさとは、福島県の南相馬市原町区及び職場周辺であった。そこに自宅もあるが、戻ったとしても、他の家族がそこに来てくれることは考え難く、自宅としての機能を果たしていない。もはや戻ることは困難である。

5 人格発達権

本人は、以前は自宅から職場に通っていたが、今は旅館暮らしである。家族も一軒家から集合住宅に避難している。これまで本人が仕事をしながら積み重ねてきたものが、一度に奪われてしまったような気がしている。

## 6 居住・移転の自由

今後を見通すことができないという不安の中で，避難を余儀なくされている。

【家族番号45・原告番号136】

昭和30年 5月 1日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係

本人は、本件事故当時は夫、娘と3人で南相馬市原町区で生活していた。埼玉県、群馬県の夫の実家に避難し、現在は群馬県内の雇用促進住宅に居住している。夫は、平日はいわき市の旅館に寝泊まりをして福島県で仕事をし、休日しか戻ってくる事ができない。

2 因果関係

原告番号135参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

避難前の家には、全く不満はなかった。そこで夫と一緒に子どもたちを育てていた。地域の方々も良い人ばかりであった。しかし、避難先の住居は、決して満足できるところではないし、避難中、本人の病気は急激に悪化し、様々な症状が出たほか、インシュリン注射もしなければならなくなった。メンタルクリニックの診察も勧められている。本件事故さえなければ、本人はこんな苦勞をせず、体も悪くならなかった。娘も、大学を中退せずに済んだと思う。家族の未来は、大きく変わってしまった。

4 ふるさと喪失

すでに実家もなくなっており、ふるさは福島県南相馬市原町区であり、居住していた区域である。しかし、そこに戻ることはもはや考えられず、拠り所をなくした不安と喪失感でいっぱいである。

5 人格発達権

本人は、大切にしていたスーパーでの仕事を失った。地域で率先して行っていたボランティア活動もできなくなった。毎日のように地域の方々とお話をして過ごしていたが、それも一切なくなった。また、大切な娘が、大学を中退した。

## 6 居住・移転の自由

今後を見通すことができない，という不安の中で，避難を余儀なくされている。

【家族番号45・原告番号137】

昭和63年 8月23日生 旧緊急時避難準備区域

1 身分関係及び避難の経緯

原告番号136参照

2 因果関係

原告番号135参照

3 平穏生活権・内心の静穏な感情

本人が住んでいた地域は、本件事故直後から放射線量が高くなった。数日だが、避難が遅れたことで、被ばくしたかもしれない、という不安がある。避難している間中、どうすれば良いのか、将来のことについて不安ばかりを抱えていた。一緒にいる母とも、何度もぶつかった。常に不安定だった。家族も一軒家から集合住宅に避難している。

4 ふるさと喪失

小学校の頃からずっといた福島県南相馬市原町区がふるさとであるが、経済的事情もあり、もはや戻ることは不可能である。小さい頃からの思い出が詰まった土地を失った。

5 人格発達権

本件事故のとき、本人は大学生だった。自分の将来のことを考えて、また周囲の人々の期待に応じて受験勉強をして、やっと入学した大学である。しかし、避難によって通うことができなくなり、戻ることができないまま期間が過ぎて、遅れを取り戻すこともできなくなり、中退することになった。今は、正社員として続けることのできる就職先を探しているが、学歴も中途半端であり、なかなか見つけることができない。本来であれば、今頃大学を卒業して、そのまま就職していたはずであり、高額ではなくても、それなりの収入を得て、独り立ちしていたはずである。この世に生を受けて以来の自分の全ての努力を無にされ、将来の全てを奪われたに等

しい。

## 6 居住・移転の自由

今後、どのようにすればいいのか分からず、不安な毎日である。

以 上